

建設産業の

構造改善戦略 プログラム

監修●建設省建設経済局建設業課・建設振興課・労働資材対策室



発行●財団法人 建設業振興基金

推薦の言葉

建設産業は全就業者数の1割、約655万人が働く我が国の基幹産業であるとともに、国民からは住宅・社会資本整備の担い手として、重要な役割を期待されております。

さらに、本年1月からは新たな「政府調達協定」が発効する等建設市場は国際化の時代を迎えており、建設産業界には国内のみならず、国際舞台においての幅広い活動が求められています。

このように建設産業を取り巻く環境が大きく変化し、「新しい競争の時代」を迎える中、昨年4月には2010年に向けた建設産業の将来像と建設産業政策の基本方向を示した「建設産業政策大綱」が策定されました。

建設産業が国民から信頼され、活力と魅力の溢れる産業として今後とも発展していくためには、「建設産業政策大綱」で示された課題の一つ一つを確実に達成していくことが重要であり、そのためには、行政や産業界、関係機関等がそれぞれの役割を十分に認識し、一体となった取組みを行っていかなければなりません。

今般策定された「構造改善戦略プログラム」は、「建設産業政策大綱」の実現に向けた第一期5年間の行動計画として、建設産業界が自主的に取組もうとする構造改善事業に対する行政や財建設業振興基金等による支援策を主な内容としています。

本プログラムについては、策定以来、建設産業界から強い関心が寄せられており、プログラムに係る諸施策の解説と参考資料を収めた本書が刊行されることで、建設産業界の構造改善を推進していくうえで、誠に意義深いものであると考えております。

本書が構造改善事業に取組む方々にとって戦略プログラム理解の一助となり、建設産業の健全な発展に資することを心から希望して、本書を推薦する次第であります。

平成8年1月

建設省建設経済局長

小鷺 茂

目 次

推薦の言葉

| | |
|--|---|
| 構造改善戦略プログラムのポイント | 4 |
| 建設産業の構造改善戦略プログラム 「新しい競争の時代」に向かって— (平成 7 年 6 月 8 日 建設省建設経済局) | 7 |

解説編

| | |
|---------------------------------------|----|
| 事業内容の解説 | 24 |
| 重点課題 1：雇用労働条件の改善と人材の確保・育成 | 24 |
| 推進事業 1 基幹的技能者育成推進事業（戦略的推進事業） | 25 |
| 推進事業 2 総合的人材確保・育成事業 | 32 |
| 推進事業 3 雇用労働条件改善事業 | 35 |
| 重点課題 2：生産性の向上 | 40 |
| 推進事業 4 経営基盤強化事業（戦略的推進事業） | 40 |
| 推進事業 5 生産工程改善・技術開発促進事業（戦略的推進事業） | 48 |
| 推進事業 6 情報化推進事業（戦略的推進事業） | 50 |
| 重点課題 3：建設生産システムにおける合理化の推進 | 53 |
| 推進事業 7 建設生産システム合理化推進事業 | 53 |
| 重点課題 4：建設産業における品質、安全性の確保 | 55 |
| 推進事業 8 総合的品質向上推進事業（戦略的推進事業） | 55 |
| 推進事業 9 総合的安全対策事業 | 57 |
| 推進事業 10 総合的環境対策事業 | 59 |
| 重点課題 5：建設産業の国際化への対応 | 63 |
| 推進事業 11 建設市場国際化事業 | 63 |
| 重点課題 6：不良不適格業者の排除 | 67 |

| | |
|---------------------|----|
| 推進事業12 建設業法等遵守促進事業 | 67 |
| 推進事業13 共同企業体適正化事業 | 71 |
| 重点課題7：建設産業に対する理解の増進 | 73 |
| 推進事業14 建設産業広報推進事業 | 73 |
| 推進事業15 建設産業文化創造事業 | 75 |

資料編

| | |
|---|-----|
| 1. 建設産業政策大綱—要旨— | 78 |
| 2. 第二次構造改善推進プログラム—一人を大切にする建設産業を目指して— | 88 |
| 3. 構造改善推進事業の実施状況—第二次構造改善推進プログラム— | 98 |
| 4. 第一次構造改善推進プログラム | 109 |
| 5. 今後の建設産業政策の在り方について（第三次答申） —建設業の構造改善について— | 114 |
| 6. 建設産業における生産システム合理化指針について | 122 |
| 7. 建設生産システム合理化推進協議会申合せ概要 | 129 |

構造改善戦略プログラムの ポイント

1 構造改善事業の概要

昭和63年5月中央建設業審議会第三次答申を受けて、建設省では建設産業界における構造改善を促進するために、

「構造改善推進プログラム」(平成元年度～平成三年度)

「第二次構造改善推進プログラム」(平成四年度～平成六年度)

を策定し、官民一体となった構造改善事業の推進に取組んできました。

このたび、平成7年4月24日に策定された「建設産業政策大綱」を踏まえ、新たな「構造改善戦略プログラム」を策定しました。

2 構造改善戦略プログラムの目的

建設産業界の構造改善を着実に推進するために、「新しい競争の時代」に求められる技術力、経営力等企業体質の強化を図る各企業や産業界の自主的な取組みに対して、積極的な支援を行うことを目的に策定されています。

3 構造改善戦略プログラムの特徴

- (1) 2010年までの15年間にわたる中長期の将来展望を示した建設産業政策大綱の実現に向けて、「新しい競争の時代」における構造改善を推進するための第一期5年間の実行プログラムとして、2000年を目指した平成7年度から平成11年度までの行動計画を設定しています。
- (2) 建設産業政策大綱における構造改善事業の効率的な実現を図るため、5年間のプログラムにおける具体的な目標を定めるとともに、事業実施の推進主体、事業期間等を明確化しています。
- (3) 「新しい競争の時代」において、特に厳しい競争環境に置かれる中堅・中小企業を念頭に、今後さらに重要となる推進事業を「戦略的推進事業」として位置付け、重点的に推進しています。

4 重点課題と推進事業の考え方

第二次構造改善推進プログラムで設定された重点課題及び推進事業によって、建設産業の抱える課題に対する構造改善の取組みが広く網羅されています。しかし、第二次構造改善推進プログラムによって、十分に課題の達成がなされたとは言い難いことから、これを基本的に継承することとし、時代の要請に対応した必要な見直しを行うことによって、事業内容の拡充及び改定を行っています。

5 事業推進に当たっての配慮事項

- (1) 効果的な事業実施を行うために、将来ビジョン、経営方針を策定する等構造改善に意欲を有する団体、企業に対して事業支援を行うこととしています。
- (2) 構造改善の推進に当たっては、発注者の理解や地方公共団体の協力が不可欠であるため、事業実施に当たってはその連携強化を図ることとしています。

6 重点課題及び推進事業

- 1 雇用労働条件の改善と人材の確保・育成
 - (1)基幹的技能者育成推進事業（戦略的推進事業）
 - (2)総合的人材確保・育成事業
 - (3)雇用労働条件改善事業
- 2 生産性の向上
 - (4)経営基盤強化事業（戦略的推進事業）
 - (5)生産工程改善・技術開発促進事業（戦略的推進事業）
 - (6)情報化推進事業（戦略的推進事業）
- 3 建設生産システムにおける合理化の推進
 - (7)建設生産システム合理化推進事業
- 4 建設産業における品質、安全性の確保
 - (8)総合的品質向上推進事業（戦略的推進事業）
 - (9)総合的安全対策事業
 - (10)総合的環境対策事業
- 5 建設産業の国際化への対応
 - (11)建設市場国際化事業
- 6 不良不適格業者の排除
 - (12)建設業法等遵守促進事業
 - (13)共同企業体適正化事業
- 7 建設産業に対する理解の増進
 - (14)建設産業広報推進事業
 - (15)建設産業文化創造事業

構造改善プログラムの重点課題及び推進事業の推移

| 構造改善年度～平成3年度 ～若者に魅力ある建設業を目指して～ | | 第二次構造改善推進プログラム ～人を大切にする建設産業を目指して～ | |
|-----------------------------------|-------------------------|--------------------------------------|--|
| 重 点 課 題 | 推 進 事 業 | 重 点 課 題 | 推 進 事 業 |
| 1 不良不適格業者の排除 | ① 不良不適格業者の排除 | 1. 就用労働条件の改善・育成 | ① 基幹的技能者育成 ② 総合的人材確保・育成事業 ③ 就用労働条件改善事業 |
| 2. 建設生産システムにおける新しいレベルづくり | ② 建設生産システムにおける新しいレベルの確立 | 2. 生産性の向上 | ④ 生産性の向上 ⑤ 生産工程改善事業 ⑥ 情報化推進事業 |
| 3. 生産性の向上 | ③ 経営管理能力の向上 | 3. 建設生産システムにおける合理化の推進 | ⑦ 建設生産システムにおける合理化の推進 ⑧ 理念化推進事業 |
| 4. 若年建設従事者の確保 | ④ 建設生産システムの合理化 | 4. 不良不適格業者の排除 | ⑨ 一般消費者のための市場環境整備事業 ⑩ 総合的安全対策事業 ⑪ 環境対策事業 |
| 5. 建設産業における安全確保 | ⑤ 若年建設従事者の入職促進と総合的人材の育成 | 5. 建設産業における安全対策の強化 | ⑫ 建設産業の国際化への対応 ⑬ 不良不適格業者の排除 |
| 6. 建設産業に対する理解の増進 | ⑥ 建設業のイメージアップ | 6. 建設産業に対する理解の増進 | ⑭ 建設産業に対する理解の増進 ⑮ 建設産業文化創造事業 |

| 第一次構造改善推進プログラム ～人を大切にする建設産業を目指して～ | | 構造改善年度～平成6年度 ～「新しい競争の時代」に向かって～ | |
|--------------------------------------|-------------------------|-----------------------------------|--|
| 重 点 課 題 | 推 進 事 業 | 重 点 課 題 | 推 進 事 業 |
| 1 不良不適格業者の排除 | ① 不良不適格業者の排除 | 1. 就用労働条件の改善・育成 | ① 基幹的技能者育成 ② 総合的人材確保・育成事業 ③ 就用労働条件改善事業 |
| 2. 建設生産システムにおける新しいレベルづくり | ② 建設生産システムにおける新しいレベルの確立 | 2. 生産性の向上 | ④ 生産性の向上 ⑤ 生産工程改善事業 ⑥ 情報化推進事業 |
| 3. 生産性の向上 | ③ 経営管理能力の向上 | 3. 建設生産システムにおける合理化の推進 | ⑦ 建設生産システムにおける合理化の推進 ⑧ 理念化推進事業 |
| 4. 不良不適格業者の排除 | ④ 建設生産システムの合理化 | 4. 不良不適格業者の排除 | ⑨ 一般消費者のための市場環境整備事業 ⑩ 総合的安全対策事業 ⑪ 環境対策事業 |
| 5. 建設産業に対する理解の増進 | ⑤ 若年建設従事者の入職促進と総合的人材の育成 | 5. 建設産業に対する理解の増進 | ⑫ 建設産業の国際化への対応 ⑬ 不良不適格業者の排除 |
| 6. 建設産業に対する理解の増進 | ⑥ 建設業のイメージアップ | 6. 建設産業に対する理解の増進 | ⑭ 建設産業に対する理解の増進 ⑮ 建設産業文化創造事業 |

| 構造改善戦略プログラム （平成7年度～平成11年度） | | 構造改善戦略プログラム （平成7年度～平成11年度） | |
|-------------------------------|--|-------------------------------|--|
| 重 点 課 題 | 推 進 事 業 | 重 点 課 題 | 推 進 事 業 |
| 1. 就用労働条件の改善・育成 | ① 就用労働条件の改善・育成 ② 総合的人材確保・育成事業 | 1. 就用労働条件の改善・育成 | ① 基幹的技能者育成 ② 総合的人材確保・育成事業 ③ 就用労働条件改善事業 |
| 2. 生産性の向上 | ③ 経営基盤強化事業 ④ 生産工程改善事業 ⑤ 建設産業情報ネットワーク整備事業 | 2. 生産性の向上 | ④ 経営基盤強化事業 ⑤ 生産工程改善事業 ⑥ 情報化推進事業 |
| 3. 建設生産システムにおける合理化の推進 | ⑥ 建設生産システムにおける合理化の推進 | 3. 建設生産システムにおける合理化の推進 | ⑦ 建設生産システムにおける合理化の推進 ⑧ 理念化推進事業 |
| 4. 不良不適格業者の排除 | ⑦ 建設業法運用等強化事業 ⑧ 共同企業体適正化事業 | 4. 不良不適格業者の排除 | ⑨ 総合的安全対策事業 ⑩ 環境対策事業 |
| 5. 建設産業に対する理解の増進 | ⑪ 建設業の国際化への対応 | 5. 建設産業に対する理解の増進 | ⑫ 建設産業法等遵守促進事業 |
| 6. 建設産業に対する理解の増進 | ⑬ 不良不適格業者の排除 | 6. 建設産業に対する理解の増進 | ⑬ 共同企業体適正化事業 |
| 7. 建設産業に対する理解の増進 | ⑭ 建設産業広報推進事業 | 7. 建設産業に対する理解の増進 | ⑮ 建設産業文化創造事業 |

建設産業の構造改善 戦略プログラム

——「新しい競争の時代」に向かって——

(平成7年6月8日)
(建設省建設経済局)

目 次

| | |
|------------------------------------|----|
| 1 基本的考え方 | 8 |
| (1) 建設産業における構造改善の現状 | 8 |
| (2) 建設産業政策大綱の策定 | 8 |
| (3) 「構造改善戦略プログラム」の建設産業政策大綱における位置付け | 9 |
| 2 事業設定の考え方 | 9 |
| (1) 重点課題及び推進事業の考え方 | 9 |
| (2) 戰略的推進事業の考え方 | 10 |
| 3 事業の推進に当たっての配慮事項 | 11 |
| 4 重点課題と推進事業の概要 | 13 |
| 5 戰略的推進事業の概要 | 16 |
| 戦略的推進事業 1 基幹的技能者育成推進事業 | 16 |
| 戦略的推進事業 2 経営基盤強化事業 | 18 |
| 戦略的推進事業 3 生産工程改善・技術開発促進事業 | 19 |
| 戦略的推進事業 4 情報化推進事業 | 20 |
| 戦略的推進事業 5 総合的品質向上推進事業 | 21 |

1 基本的考え方

(1) 建設産業における構造改善の現状

昭和63年5月27日中央建設業審議会第三次答申「今後の建設産業政策の在り方について」において、建設産業における構造改善の必要性が体系的な形で打ち出された。これを受け、平成元年3月に「活力と魅力にあふれた建設産業」の実現を目指すべく「建設業構造改善推進プログラム」(平成元年度～平成3年度)が策定され、計画的な構造改善事業が推進されることとなった。また、第一次プログラム終了後の平成4年3月には「人を大切にする建設産業を目指して」を副題とした、「第二次構造改善推進プログラム」(平成4年度～平成6年度)が策定され、「雇用労働条件の改善と人材の確保・育成」、「生産性の向上」等の重点事業を設定しながら、官民一体となって構造改善事業に取り組んできたところである。

この結果、建設業の年間総労働時間は平成元年時点に2247.6時間であったのに対して、平成6年時点で2060.4時間と10%近い労働時間の短縮が達成され、新規学卒者の建設業就業率も平成元年時点の4.6%から平成6年時点で7.5%と増加した。さらに、元下関係の適正化等を推進する建設生産システム合理化推進協議会が全国26府県で設置される等具体的な成果を挙げてきている。加えて「建設産業における労働時間短縮推進要綱」、「建設産業における生産システム合理化指針」等各種指針の整備や建設産業人材確保・育成推進協議会のような新たな協議の場の設立は、構造改善の具体的な方向性を明確化することに大きく寄与している。

しかしながら、90年ぶりの公共工事の入札・契約制度の改革や建設市場の国際化等の建設産業をめぐる「新しい競争の時代」の到来は、バブル崩壊後の建設市場の低迷といった市場環境の変化とあいまって、今までの経営基盤の充実や人材の確保・育成といった構造改善の努力を逆行させることになるのではないかという危惧が建設産業界に広まっている。

(2) 建設産業政策大綱の策定

「新しい競争の時代」の到来に対応して、21世紀に向けて建設産業に対する国民の信頼を確立するとともに、建設産業界に生じている不安と戸惑いを払拭するため、平成7年4月「建設産業政策大綱」が定められた。

本政策大綱では、建設産業界や各企業だけでは予測困難なこれから建設産業を取り巻く競争環境についての経済・社会的フレームや将来の制度的枠組みを明らかにするとともに、今後の建設産業政策の基本方向を示している。

建設産業政策の基本方向では3つの基本目標が掲げられている。第一の目標は最終消

費者である国民に対して、「トータルコスト」で「良いものを安く」提供すること、第二の目標は建設産業が「新しい競争の時代」を乗り切るために「技術と経営に優れた企業」が努力と工夫により「自由に伸びられる競争環境」を作ること、第三の目標は、建設産業を現場で支える技術と技能に優れた人材が「生涯を託せる産業」を作ることである。

また、これらの3つの基本目標を達成するため、8つの具体的な政策の基本方向が示されている。

- ① 不良不適格業者の徹底した排除
- ② ソフト分野の金銭的評価の明確化
- ③ 身軽な企業活動の枠組みづくり
- ④-1 人材育成の推進（企業活動の共通の基盤づくり）
- ④-2 情報化の推進（企業活動の共通の基盤づくり）
- ⑤ 中堅・中小企業が伸びる基盤づくり
- ⑥ 建設産業における品質向上
- ⑦ 建設産業の自助努力への支援
- ⑧ 広報活動の充実等

(3) 「構造改善戦略プログラム」の建設産業政策大綱における位置付け

「新しい競争の時代」に向けての建設産業界の自助努力を行政が重点的かつ積極的に支援していくため、建設産業政策大綱においては、次のような基本的な考え方のもとに「構造改善戦略プログラム」を策定することとされている。

- ① 建設産業政策大綱は2010年までの15年間にわたる中長期の将来展望が示されているのに対し、構造改善戦略プログラムは事業の完結性等を勘案して、目標を2000年とした第1期の5年間を対象とするものであること。
- ② 建設産業政策大綱が行政の施策と民間の取組みを広く網羅しているのに対し、構造改善戦略プログラムは民間の自主的な構造改善の取組みに対する行政及び建設業振興基金等諸団体の支援を主な内容とすること。
- ③ 施策の実施に当たっては、その成果を一層高めるために地方公共団体等の積極的参加や関係機関相互の役割分担と協力のもとで、重点的に施策を推進すること。

2 事業設定の考え方

(1) 重点課題及び推進事業の考え方

第二次構造改善推進プログラムにおいては、建設産業の抱える課題に対する構造改善

の取組みが広く網羅されているところである。しかしながら現時点においては、ここに掲げられた建設産業の「雇用労働条件の改善と人材の確保・育成」や「経営基盤の強化」等の重点課題が十分には達成されたとは言い難い状況にある。そこで今回の「構造改善戦略プログラム」において、第二次構造改善推進プログラムに掲げられた重点課題及び推進事業については、これを継承することを基本としつつ、時代の要請に対応した以下の見直しを行い、合わせて必要な事業内容の改定及び拡充を行うこととする。

① 「雇用労働条件の改善と人材の確保・育成」について

新たに「基幹的技能者育成推進事業」を追加し、これから建設技能労働力の質的変化と量的確保に対応していくための事業内容の大幅な見直しを行う。

② 「生産性の向上」について

今後の「新しい競争の時代」において中堅・中小企業が健全に発展し、また、雇用労働条件の改善を目指す上でも極めて重要な課題であることから、従前の3つの推進事業をいずれも(2)に掲げる戦略的推進事業に位置付けるとともに、事業内容の大幅な拡充を行う。

③ 「建設生産システムにおける合理化の推進」について

第二次構造改善推進プログラムにおいて元下関係の適正化のための各種指針が整備されたことを受けて、今後は指針の徹底と活用のために「建設生産システム合理化推進地方協議会」等の場づくりを積極的に行う。

④ 「建設産業における品質、安全性の確保」について

安全確保対策を一層強化するとともに、今後ますます重要となる建設生産物の「総合的な品質の向上」及び「総合的な環境対策」を新たな推進事業と位置付ける。

⑤ 「建設産業の国際化への対応」について

1996年1月に発効するWTO政府調達協定の理解促進及び今後の建設市場と建設産業の国際化を推進するために、新たに「建設産業の国際化への対応」を重点課題に加える。

⑥ 「不良不適格業者の排除」について

行政における指導と合わせて産業界としても適正な競争の場づくりを行うという観点から引き続き事業の推進を図ることとする。

⑦ 「建設産業に対する理解の増進」について

国民、一般消費者に直接建設産業の姿を伝えるための総合的な広報体制を整備するとともに、建設産業を通じた文化の創造を目指す新たな事業を設定する。

(2) 戰略的推進事業の考え方

「新しい競争の時代」の到来という建設産業をめぐる環境の変化に対応して、特に厳しい経営環境に置かれる中堅・中小企業を念頭に、建設産業政策大綱の3つの目標を実

現する上で、特に重要な5つの推進事業を「戦略的推進事業」と位置付け、達成目標、推進主体等を明確にして、その実現を重点的に推進していくものとする。

[5つの戦略的推進事業]

戦略的推進事業1 基幹的技能者育成推進事業

今後、建設労働需給が逼迫する中で、「良いものを安く」提供するために基幹的技能者の人材育成が今まで以上に重要性を増すことから、基幹的技能者についての「技能開発計画」の策定や技能者の教育システムづくり等により技能の高度化に対応した技能者の育成に対して支援を行うとともに技能の公的評価制度づくりを行う。

戦略的推進事業2 経営基盤強化事業

新しい競争環境の中で中堅・中小企業を中心とした企業の経営基盤の充実が一層重要なことから、経営に優れた中堅・中小企業が特色を活かした成長ができるように、財務管理能力を始めとした総合的な経営力の向上を支援すると同時に、特色ある企業づくりを推進するために優れた企業体質強化事例等の情報提供を行う。

戦略的推進事業3 生産工程改善・技術開発促進事業

良いものを安く提供するために、今後さらに生産工程の改善、技術開発の促進等が不可欠となることから、今後の技術開発の目標を明らかにするための生産性指標、生産性ガイドラインを策定するとともに、技術力の向上等を特に必要とする中堅・中小企業に対し支援、助成を行う。

戦略的推進事業4 情報化推進事業

企画、設計等における業務の効率化から、経営の近代化に至るまで建設産業の情報化が緊急の課題であることから、急速に整備の進むCADによるデータ交換の円滑化やCI-NETの効率的な利用体制づくりに向けての支援を行う。

戦略的推進事業5 総合的品質向上推進事業

未曾有の阪神・淡路大震災の被害を踏まえ、建設生産物に対する国民の信頼を高め、国民生活に不可欠な建設生産物の品質の向上を進めることが必要であることから、建設生産物の品質評価体制、自主的な品質保証体制づくりの取組みに対して積極的な支援を行う。

3 事業の推進に当たっての配慮事項

「新しい競争の時代」に向けた建設産業の構造改善を効率的かつ着実に進めるために、事業の実施に当たっては以下の点に留意する。

- ① 構造改善事業の効果的な運用を図るために、建設産業団体としての将来ビジョンや

企業としての中長期の経営方針を策定する等構造改善に意欲を有する団体、企業に対して事業支援を行うこと。

- ② 事業実施の責任体制の強化を図るため、事業ごとの推進主体、事業内容、事業期間等を明確化した上で、一定期間ごとの事業効果の把握を行うこと。
- ③ 各種支援団体による構造改善事業について十分な調整のもとに重点的な事業展開を図るため、単年度ごとの資金運用を改め、建設産業振興会議を活用して5年間のプログラム実施期間を見通した資金運用計画を立案し、その効率化を図ること。
- ④ 構造改善の推進に当たっては発注者の理解と都道府県、政令市等における構造改善の支援が不可欠であることから、事業の実施に当たってはその連携強化を図ること。

4 重点課題と推進事業の概要

| 重点課題 | 推進事業 | 事業内容 |
|----------------------|------------------------------------|---|
| 1 雇用労働条件の改善と人材の確保・育成 | 1 基幹的技能者育成推進事業 (戦略的推進事業) | <ul style="list-style-type: none"> ○基幹的技能者育成のための「技能開発計画」の策定 ○都道府県単位の教育訓練基金の造成 ○拠点的教育訓練施設の整備 ○教育訓練のための企業間連携の推進 ○産業界との連携による学校教育での建設技能の学習の拡充 ○基幹的技能者の評価制度の整備 ○優秀施工者建設大臣顕彰の定着と拡充 |
| | 2 総合的人材確保・育成事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○通信衛星放送の人材育成番組内容の充実とネットワークの拡大 ○民間の研修等に対する総合的支援 ○女性技能者の就業促進 ○高齢者活用のための枠組みづくり ○技術者の社会的評価制度の拡充 |
| | 3 雇用労働条件改善事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○年間総労働時間1,800時間を目指した労働時間短縮の推進 ○建設業退職金共済制度の完全な履行の推進 ○賃金台帳整備の推進 ○建設産業構造に根差した労働条件の改善 |
| 2 生産性の向上 | 4 経営基盤強化事業 (戦略的推進事業) | <ul style="list-style-type: none"> ○建設業経理事務士の育成 ○財務診断・指導の実施・拡充 ○業種別経営改善指針の作成 ○経営者等研修の実施 ○特色ある中堅・中小企業づくりの推進 ○合併・合同等企業体質強化の推進 ○事業協同組合の活用等による中小企業経営の効率化促進 |
| | 5 生産工程改善・技術開発促進事業 (戦略的推進事業) | <ul style="list-style-type: none"> ○生産工程改善策・技術開発情報の提供 ○公共工事の平準化の促進 ○中堅・中小企業の生産工程改善、技術開発への支援 ○技術開発のための人材交流の促進 |

| | | |
|----------------------|----------------------------|---|
| 2 生産性の向上 (つづき) | 6 情報化推進事業 (戦略的推進事業) | <ul style="list-style-type: none"> ○中堅・中小企業を中心としたOA化推進 ⁽¹⁾ ○CI-NETの実用化、普及推進 ○設計から施工までのCAD活用推進 ⁽²⁾ ○建設産業におけるCALSの導入推進 |
| 3 建設生産システムにおける合理化の推進 | 7 建設生産システム合理化推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○契約締結適正化指針、技能労働者の教育・訓練指針等の普及促進 ○元下関係を対等に話し合える建設生産システム合理化推進地方協議会などの場づくりや元下関係の相談窓口づくりの推進 ○施工体系図、施工体制台帳整備の徹底 ○専門工事業者の技術・技能評価指針づくり |
| 4 建設産業における品質、安全性の確保 | 8 総合的品質向上推進事業 (戦略的推進事業) | <ul style="list-style-type: none"> ○自主的な建設生産物の品質表示のための指針づくり ○自主的な品質保証のための指針づくり ○産業界の品質情報の整備・提供 |
| | 9 総合的安全対策事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○「安全確保のための行動計画」の策定の普及・啓発 ○安全活動評価指針の作成 ○技術者、技能者に対する安全講習の推進 |
| | 10 総合的環境対策事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○環境管理・監査ガイドラインづくりへの支援 ○建設副産物のリサイクル促進に関する体制整備 ○地球環境保全に関する意識の啓蒙及び保全活動の促進 |
| 5 建設産業の国際化への対応 | 11 建設市場国際化事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○WTO政府調達協定の理解促進 ○輸入資材の活用推進 ○国際規格への対応のための体制づくり |
| 6 不良不適格業者の排除 | 12 建設業法等遵守促進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○技術者専任制をリアルタイムで確認できる体制の拡充 ○一括下請契約や下請代金支払の適正化等を監視する体制の強化 ○独占禁止法等の遵守促進 ○暴力団排除に関する連絡監視体制の強化 |
| | 13 共同企業体適正化事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○共同企業体制度の活用状況の把握と共同企業体運用準則の定着促進等 ○共同企業体運営指針の普及・促進 |

| | | |
|-----------------|---------------|--|
| 7 建設産業に対する理解の増進 | 14 建設産業広報推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○建設産業の業種横断的広報体制の整備 ○多様なマスメディアを総合的に活用した建設産業のPRの推進 ○公共施設を活用した国民に「顔の見える建設産業」のための広報活動の推進 |
| | 15 建設産業文化創造事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○建設関連総合図書館・博物館構想の推進 ○国際的情報交流・人材交流による国際貢献の推進 ○建設産業の学術的研究の推進 |

(注)

(1) CI-NET (Construction Industry-NETwork)

建設産業における情報ネットワーク。コンピュータをオンラインで接続したネットワークを活用し、標準化された方法で企業間等の取引データを交換することにより、業務の合理化及び効率化を図る。

(2) CAD (Computer Aided Design)

コンピュータを使った設計のこと。設計を自動化し、製図作業を節約する等の利点がある。

(3) CALS (Continuous Acquisition and Life-cycle Support)

企業間等において、設計から製造、流通、保守に至る製品等のライフサイクル全般にわたる各種情報を電子化し、ネットワークを介して交換及び共有するシステム。開発コストの削減、所有時間の短縮及びペーパレス化が図れる。

5 戰略的推進事業の概要

戦略的推進事業 1 基幹的技能者育成推進事業

事業の狙い（政策大綱における2010年に向けての目標）

現場技能の高度化・複合化に対応できる基幹的技能者を確保育成するため、都道府県レベル及び全国レベルの技能者教育システムの整備を推進するとともに、現場作業に必須の技能を公的に評価し、これらを経営事項審査及び発注施策へ反映させ、もって基幹的技能者が建設産業に生涯を託せるような労働条件の改善を促進する。

具体的目標（5カ年のプログラムにおける達成目標）

- ① 基幹的技能者像を明確化した上、その育成方策を示した「技能開発計画」を主要職種ごとに策定する。
- ② 技能者育成のための都道府県レベルの基金の造成、専門工事業者による拠点的教育訓練施設の整備等の技能者の教育システムづくりを推進する。
- ③ 現在の技能者評価制度を広く検討した上で、基幹的技能者の評価制度を整備し、これを経営事項審査や発注施策へ反映させる。

事業内容（事業の進め方を含めた具体的推進策等）

(1) 「技能開発計画」の策定への支援

関係省庁の協力のもと、建設産業人材確保・育成推進協議会において、「技能開発計画」の策定に当たり考慮すべき基本事項、留意点等を基本指針として明示し、これを基に建設産業団体は主要職種ごとに「技能開発計画」を策定する。

(2) 技能者の教育システムづくりに対する助成、情報提供等の支援

○都道府県単位の教育訓練基金の造成等

現場の建設技能者を擁する専門工事業者のみならず、総合工事業者・地方公共団体等が一体となって、都道府県単位の人材育成のための基金の造成、職業訓練法人の整備等を行い、これによって事業主・受講者に対する助成等を実施し、人材育成及びその支援の体制を構築する。

○拠点的教育訓練施設の整備

中小企業の多い専門工事業団体が効率的・現場即応的な教育訓練を実施できるようにするため、建設産業団体等が中心となって拠点的教育訓練施設の管理方法、教育内容等を検討の上、その整備を図る。

○教育訓練のための企業間連携の推進

職場訓練（OJT）の効果的な実施を目指し、建設産業人材確保・育成推進協議会において、熟練技能者を多く擁する企業と熟練工が少なくOJTが進まない企業との間で技能者の人材交流等のガイドラインを策定し、またこれを活用した企業連携によるOJTの成功事例を情報通信等を通じて紹介する。さらに、これらをより強力に推進するため、建設生産システム合理化推進協議会を活用し、発注者の協力を得て、技能者育成モデル事業を創設する。

○産業界との連携による学校教育での建設技能実習の拡充

建設産業人材確保・育成推進協議会において関係省庁と連携しつつ、高校在学中の技能資格の取得や実習等の単位認定等について条件整備を行うとともに、工業高校の実習の講師に産業界で活躍する者の招聘、産業界による学校教師を対象とした実習指導のための研修の実施等により高校での建設技能の実習の充実を図る。

(3) 基幹的技能者の評価制度の整備

建設産業人材確保・育成推進協議会、(財)建設産業教育センターにおいて関係省庁と連携して、現在の技能評価制度である職業能力開発促進法上の技能士資格や、建設マスター制度の効果的な活用方法等について検討する。その上で、①基幹的技能者の技能を公的に評価する制度を確立するほか、②経営事項審査における技能者の評価方法の見直しを行い、また③一定の資格を有する技能者の工事作業現場での常駐制度等により基幹的技能者を発注施策上反映させる。

推進主体

(財)建設産業教育センター、(財)建設業福祉共済団、建設産業人材確保・育成推進協議会、建設生産システム合理化推進協議会、(財)建設業振興基金、建設産業団体

戦略的推進事業2 経営基盤強化事業

事業の狙い（政策大綱における2010年に向けての目標）

中堅・中小建設業者を対象に、経営基盤の強化、経営の近代化を促進することによって、「経営に優れた企業」が新しい競争環境の中で、企業の特色を活かした成長ができるような環境を作る。

具体的目標（5カ年のプログラムにおける達成目標）

- ① 経営基盤の強化を図るために、2級以上の建設業經理事務士を一定規模以上の企業は1名以上育成できるよう重点的な支援を行う。
- ② 中堅・中小企業を中心に経営管理能力の向上を図るために延べ50,000社に及ぶ財務診断及び延べ1,000人程度の経営者等研修を実施する。
- ③ 各企業が特色ある企業づくりを進める上で必要な情報提供、相談窓口の整備を行う。

事業内容（事業の進め方を含めた具体的推進策等）

(1) 建設業經理事務士を活かした経営基盤体制づくり

株式会社の条件である資本金が1千万円以上の企業が、2級以上の建設業經理事務士の有資格者を1名以上育成するために、資格取得を支援する講習会・研修等の実施及び支援を行う。また、建設業經理事務士の有資格者を通じて、企業の経営体质強化のための支援体制を作る。

(2) 自主的な経営管理能力の向上促進

経営改善に意欲のある中堅・中小企業を対象に、財務諸表に基づいた財務診断を実施する。また、数十名規模で討論形式の経営者等研修を多数開催し、経営者として必要な総合的な経営管理能力の向上のための支援を行う。

(3) 特色ある企業づくりの推進

特色ある経営戦略、技術開発等により飛躍した中堅・中小企業、合併・企業合同等の組織改革によって発展した企業等の成功事例や成長に至るまでのポイント等を情報通信を活用して幅広く提供する。また、特色ある企業づくりを推進するに当たり、中堅・中小企業の相談に応じられる専門的資格を備えた担当者を育成し、的確な指導等の行える相談窓口を設ける等企業の体质強化のための支援体制を整備する。

推進主体

(財)建設業振興基金

戦略的推進事業3 生産工程改善・技術開発促進事業

事業の狙い（政策大綱における2010年に向けての目標）

エンドユーザーに「トータルコスト」で「良いものを安く」提供するためには、コストダウンに向けた省力化、生産性の合理化、新技術・新工法の開発等の様々な努力が必要である。このため、特に建設生産現場における生産工程の改善や建設技術開発の促進を図るための支援措置、生産性を適切に評価するための指標の整備、活用等を講ずる。

具体的目標（5カ年のプログラムにおける達成目標）

- ① 各企業が自らの生産性の程度を認識し、達成目標の設定を可能にするために、建設産業の各分野における生産性指標及び生産性ガイドラインを策定する。
- ② 中堅・中小企業を中心に、生産工程の改善や技術開発に対しての助成を公募により行う。
- ③ 生産工程の改善や技術開発の民間共同研究を促進するため、これら情報の提供、斡旋等を行う体制を整備する。

事業内容（事業の進め方を含めた具体的推進策等）

(1) 生産性指標、生産性ガイドラインの策定

今後の建設産業における生産性向上を図るための視点、分野、目標、推進方策や生産性向上の取組みを適切に表現できる指標等を策定するため、有職者を含む「建設生産性向上委員会（仮称）」を設置し、各業界分野ごとに生産性指標及び生産性ガイドラインを明確化する。

(2) 助成事業の実施等

生産性ガイドラインに基づき、広く公募によって中堅・中小建設業者の意欲ある生産工程改善や各種技術開発に対しての助成を行う。また、その成果を情報通信等を活用して積極的に提供する体制を整備する。

(3) 技術開発等に関する情報提供の整備

生産工程の改善や技術開発の民間共同研究を促進するため、各研究機関、企業が取組んでいる研究内容やその結果及び施工事例等を集約し、情報通信等を活用することによって広く情報の提供、斡旋等を行う体制を整備する。

推進主体

(財)建設業技術者センター、(財)建設業振興基金

戦略的推進事業4 情報化推進事業

事業の狙い（政策大綱における2010年に向けての目標）

建設生産物に関するトータルコストの低減、品質の向上さらには元下関係の適正化を推進するために、建設産業における一層の情報化を推進する。このため CAD データの変換を始め、企業内の情報化のみならず、電子データ交換により建設産業に関与する主体間の情報化を定着化させる。また、CALS の導入を行う。

具体的目標（5カ年のプログラムにおける達成目標）

- ① 建設産業の情報化を浸透させるために、中堅・中小企業の OA 化を促進する。
- ② CI-NET の簡易な標準ツールを選定し、中堅・中小企業への普及を促進する。
- ③ 数百社から構成される CI-NET の取引業務体制づくりを行う。
- ④ 資本金 5 千万円以上の特定建設業者に対して CAD によるデータ交換を促進させる。

事業内容（事業の進め方を含めた具体的推進策等）

(1) 中堅・中小企業の情報化づくり

情報化の必要性、効率性等についての理解を中堅・中小企業の経営者層に深めてもらうために、重点的に OA 講習会等を実施し、5 年間で延べ 10,000 社の中堅・中小企業の OA 化に対しての支援を行う。

(2) 簡易な標準ツールの選定

CI-NET に対応する標準的なツールの開発に対して集中的な助成を行い、簡易な普及タイプの標準ツールを選定する。

(3) CI-NET の実用的な利用体制づくり

全国から一定の情報処理能力、経営管理能力をもつ数百社の企業よりなるモデル・ネットワークを設定し、標準ツールによる CI-NET の実用化を支援することにより、本格的な体制の拡充に努める。

(4) CAD モデル事業の実施

CAD のデータ変換に意欲的に取組む企業について、実用化支援のためのモデル事業を実施し技術的支援や助成を行う。また特に資本金 5 千万円以上の特定建設業者に対しては積極的にモデル事業を活用した重点的な支援や助成を行い、CAD によるデータ変換の促進を行う。

推進主体

(財)建設業振興基金

戦略的推進事業 5 総合的品質向上推進事業

事業の狙い（政策大綱における2010年に向けての目標）

国民の社会生活、経済生活の根幹を支える建設生産物の品質保証体制を確立することにより、国民の建設産業に対する信頼を築くとともに、価格と品質の総合競争を行いエンドユーザーに「トータルコスト」で「良いものを安く」提供することを可能にする。

具体的目標（5カ年のプログラムにおける達成目標）

- ① 建設生産物の品質表示を推進し、最終消費者である国民が品質評価を行える指標づくりを行う。
- ② 各建設産業団体ごとに自主的な品質保証体制づくりを行う。
- ③ 一般消費者や発注機関等が各企業の品質に関する情報を的確に把握できるようにする。

事業内容（事業の進め方を含めた具体的推進策等）

(1) 建設生産物の品質表示のための指針づくり

建設生産物に対する消費者保護の観点から、各建設産業団体及び企業は品質基準や品質管理方法等の遵守に加えて、一般消費者から理解されやすい建設生産物の品質指標並びに品質の開示方法等について具体的な施策を検討し、国民が品質評価を行うことのできる品質表示のための指針づくりを行う。

(2) 自主的な品質保証のための指針づくり

各建設産業団体及び企業は、品質指標に基づいて開示された建設生産物の品質が一般消費者に対して確実に保証されるように、自主的な品質保証のための指針づくりを行い、体制の拡充を図る。

(3) 企業の品質情報の整備・提供

価格と品質の総合的な競争体制づくりを推進し、各建設産業団体が設定している建設生産物に関する品質情報を広く一般消費者や発注機関が把握するために、情報通信等を利用した情報提供体制を整備する

推進主体

建設産業団体、(財)建設業振興基金

解説編

解説編

事業内容の解説

重点課題1 雇用労働条件の改善と人材の確保・育成

今後、若年人口は急速に減少し、建設労働需給が逼迫するなかで、建設産業が魅力と活力に溢れ、生涯を託せる産業として成長していくためには、「雇用労働条件の改善と人材の確保・育成」を推進し、高度化・複合化した技能に対応できる優秀な人材の確保・育成を図ることが最重要の課題となっています。

労働需給の将来予測（建設産業政策大綱から）

| 項目 | 1990年 実績 | 2000年 | | | 2010年 | | |
|--------------|-------------|-------|------|-----|-------|-------|-----|
| | | 需要 | 供給 | 不足 | 需要 | 供給 | 不足 |
| 就業者数(万人) | 590 | 730 | 590 | 140 | 840 | 540 | 300 |
| 現場生産労働者数(万人) | 390 | 430 | 390 | 40 | 480 | 350 | 130 |
| 建設市場規模(兆円) | 81.4 | | 96.5 | | | 134.7 | |

(注) 1990年の実績として

若年労働者の減少

| | 1990年 | 2000年 | 2010年 | ピーク |
|-------------------|--------------|----------------|---------------|-------|
| 18歳人口 | 202万人(100) | 151万人(74.8) | 121万人(60.0) | 1991年 |
| 生産年齢(15~64歳)人口 | 8,590万人(100) | 8,635万人(100.5) | 8,130万人(94.6) | 1995年 |
| 労働力人口に占める55歳以上の割合 | 20.2% | 22.9% | 26.9% | — |

(注) 厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成4年9月推計）」中位推計

推進事業1 基幹的技能者育成推進事業（戦略的推進事業）

建設産業政策大綱において、これから建設産業を担う人材対策として、現場において直接施工機能を中心的に担う基幹的技能者の確保・育成策を戦略的にうちだすことが提言されています。本推進事業においては、基幹的技能者の育成方策を示した「技能開発計画（仮称）」の策定、教育訓練システムづくり等に関する事業を行うこととしています。

① 基幹的技能者育成のための「技能開発計画」の策定

建設産業人材確保・育成推進協議会（人材協）では、基幹的技能者育成方策検討委員会を設置し、業界団体が「技能開発計画（仮称）」を策定するに当たり配慮すべき基本事項、留意点を内容とする基本指針を策定することとしています。建設産業団体は、この指針をもとに主要職種ごとに「技能開発計画（仮称）」を策定することとされていますが、この取組みに対して（財）建設業振興基金より支援を行うこととしています。

基幹的技能者育成方策検討委員会の設置について

1 趣旨

本年4月策定された「建設産業政策大綱」において、「技術」と「技能」の間をつなぐ役割を果たす「基幹的技能者」の重点的な確保育成が位置付けられ、技能の度合、必要な経験、技能者育成のための手順を明示した「技能開発計画」の策定が必要とされています。また、6月策定の「構造改善戦略プログラム」においても建設産業人材確保・育成推進協議会が「技能開発計画」の策定に当たり考慮すべき基本事項、留意点等を基本指針として明示すること等を定めています。

このため、基本指針の策定等に向けて、建設産業人材確保・育成推進協議会に学識経験者、建設産業団体等から構成される基幹的技能者育成方策検討委員会を設置するものとされています。

2 検討事項

- (1) 「技能開発計画」の策定に当たり配慮すべき基本事項、留意点を内容とする建設技能開発基本指針（仮称）の策定
- (2) 基幹的技能者の育成方策の検討
- (3) 職場訓練（OJT）の効果的実施のための企業間連携を推進するためのガイドラインの策定
- (4) 学校教育における技能修得の在り方の検討

3 日程

平成 7 年 9 月 18 日 15：00～（財）建設業振興基金 3 階 C 会議室にて初会合。
年度内を目途に基本指針を策定。

4 事務局

建設省労働資材対策室及び（財）建設業振興基金構造改善第二部において事務を処理します。

若年建設従事者入職促進協議会

1 目的

平成元年、「構造改善推進プログラム」に基づいて、建設産業において、行政機関、教育機関、産業界等が一体となって、建設産業についての啓蒙や、若年者の採用、教育機関と産業界との相互理解・連携、技能工の確保・育成を図るために、都道府県単位で設置されたものです。

なお、平成 5 年には、「第二次構造改善推進プログラム」に基づいて、若年建設従事者入職促進協議会の全国組織としての建設産業人材確保・育成推進協議会が設立されたところです。

2 構成員

行政機関、教育機関、学識経験者、業界団体等

3 設立状況

47 都道府県で設立されています。

4 主な活動状況

- 採用定着活動

高校生の入職に係る PR 資料の作成、教育関係者との懇談会の開催、雇用状況等に関する調査等

- 高校生等の現場実習、建設現場見学会の実施

建設産業人材確保・育成推進協議会の作成した「現場実習実施要綱」に基づいて実施されています。

建設産業人材確保・育成推進協議会

1 目的

中央建設業審議会第二次答申の「全国的な体制を整備すべきである」との提言を受け、「第一次構造改善推進プログラム」の若年建設従事者の確保に向けた取組みの一環

として、各都道府県に設置された若年建設従事者入職促進協議会等の全国組織として、平成5年8月に建設産業人材確保・育成推進協議会が設置されました。その活動は、入職の促進にとどまらず、入職後の人材の育成・定着も含めた幅広い建設産業の人材対策全般を総合的に推進することを目的としています。

2 構成団体

- ・各都道府県若年建設従事者入職促進協議会
- ・総合工事業団体、専門工事業団体等
- ・労働組合
- ・公益法人
- ・建設省、労働省、文部省、農林水産省、運輸省

3 主な活動内容

建設産業の労働時間の短縮、人材育成、女性の活用などについての啓発活動として、建設産業人材確保・育成推進協議会の地方キャンペーンを毎年5～6月にかけて全国10ヵ所で実施しています。

また、高校生を対象とした現場見学会や現場実習について、実施要綱や災害補償制度を整備したところです。

② 都道府県単位の教育訓練基金の造成

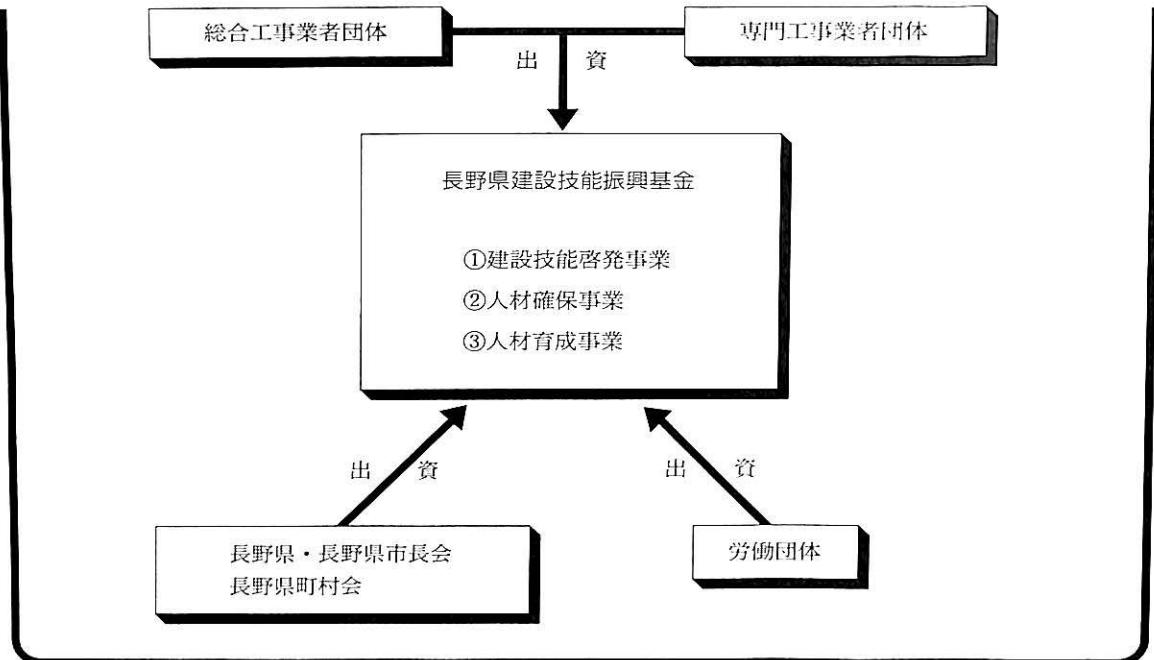
建設技能者の育成・定着を図るため、現場の建設技能者を擁する専門工事業者のみならず、総合工事業者、地方公共団体等が一体となって整備する都道府県単位の教育訓練法人あるいは教育訓練のための基金等の整備を行い、これによって人材確保・育成を行うことについて支援を行います。

(財)長野県建設技能振興基金の事業内容（平成7年度予定）

(1) 人材育成事業として、

- ① 認定職業能力開発校での訓練内容を改善充実するため、OJTのシステム化等を目指した訓練内容標準モデル策定
 - ② 認定職業能力開発校の指導員の資質向上のため、指導員の専門的訓練受講に対する助成
- を行います。

- (2) これとあわせ、高校生の建設現場見学会への助成、若年者の建設業に対する意識調査を行うための意見交換会や、中学・高校生を対象とした建設業界の魅力や建設業の役割等のPR、建設業団体等が人材確保・育成事業を実施するために必要な情報提供等を行います。



③ 拠点的教育訓練施設の整備

技能者の確保育成を図るために、中小企業の多い専門工事業者が効率的に技能者を教育することができる拠点的教育訓練施設の整備が求められており、建設産業団体が中心となって、建設大学校朝霧校の跡地において、教育訓練施設を含めた総合的な施設整備を行うことを検討しています。

建設大学校静岡朝霧校の跡地の利用計画

建設大学校静岡朝霧校の施設は、産業開発青年隊の事業計画が平成7年度をもって終了するのを機に、以下のような利用計画が提案されています。

- ① 専門工事業の技術者・技能者の技術、技能の向上や、地質調査等の従事者などの作業効率及び調査技術等の向上を図るための、共同教育訓練施設
- ② 地震防災資機材等及び災害復旧資機材を確保するための施設
- ③ 主要幹線道路の交通事故防止及び駐車・休憩等に利用するための休憩施設(道の駅)
- ④ 各種の建設材料の環境調和性や長期耐久性に関するデータを得るための観測試験施設
- ⑤ 自然環境を生かした防災・自然公園等の施設

④ 教育訓練のための企業間連携の推進

技能の高度化・複合化に対応した基幹的技能者を育成していくためには、集合訓練形式による育成のみならず、職場訓練（OJT）を効果的に実施することを通じて、より現場実践的な能力を身に付けることも重要です。このため、企業が連携して職場訓練（OJT）を積極的に推進できるように、その連携のためのガイドラインや、好事例を紹介するなどにより、支援を行っていくこととしています。

⑤ 産業界との連携による学校教育での建設技能の実習の拡充

教育機関等へ働きかけることによって、工業高校等における在学中の実技・実習科目の充実、高校在学中に取得できる技能士資格等についての検討を行うほか、建設産業界から器材の提供、講師の派遣、寄付講座等により、建設技能実習の充実を図ります。

現場実習・現場見学会について

現場実習、現場見学会については、都道府県若年建設従事者入職促進協議会が主催し、工業高校等の高校生を対象に、企業の協力の下に行っています。平成6年度からは現場実習実施要綱や災害補償制度を整備し、現場実習、現場見学会の充実を図っています。

| | | |
|-------------|------|-------------|
| 平成6年度現場実習実績 | 21協会 | 延べ 7,996人日 |
| | 26協会 | 延べ 11,139人日 |

⑥ 基幹的技能者の評価制度の整備

今後ますます高度化・複合化する現場作業に対応する基幹的技能者を育成していくためには、基本指針に沿った基幹的技能者の育成方策を推進するとともに、基幹的技能者を公的に評価する制度を確立していくことについても検討を行っています。

また、経営事項審査における技能者の評価の見直しや、一定の資格をもつ技能者を工事現場に常駐させ、工事現場常駐制度等についても今後検討していく必要があります。

「基幹的技能者」に関する議論の背景

- 平成7年4月24日に公表された「建設産業政策大綱」でも指摘されたように、今後、堅調に推移する建設投資に見合って底堅い労働力需要が見込まれる一方、生産年齢人口が減少することから、建設業に就業する者、特に現場で施工に当たる技能者が構造的に

不足する事態が懸念されています。こうした現状を踏まえ、建設産業が現場施工の機械化の進展にも拘らず現場で日夜働く人によって支えられている産業であるとの認識の下、建設産業政策の3つの基本目標の1つとして「技術と技能に優れた人材が生涯を託せる産業を作る」ことを掲げています。

- ・建設産業が「良いものを安く」提供しつつ発展する上で、新技術の導入や生産方式の変革等により生産現場の在り方に大きな変化が予想されますが、現場の要として施工の中心的役割を担う「基幹的技能者」には、直接施工機能を行うと同時に、これらの変化に的確に対応し、生産工程の一層の効率化を実現するため、現場作業員を指揮し取りまとめる能力、工程管理能力、原価管理能力等の技術的素養を求められることとなります。今後は、このような「基幹的技能者」の確保・育成策に的を絞った人材対策を推進する必要があります。

⑦ 優秀施工者建設大臣顕彰の定着と拡充

第2次構造改善推進プログラムより、建設業の第一線で「ものづくり」に関わる技能労働者に誇りと意欲を向上させ、その社会的評価の確立を図ることを目的に、優秀施工者（通称・建設マスター）建設大臣顕彰を実施しています。

建設マスター制度の拡充を図るために、マスターの社会的評価方法の確立、効果的な広報活動の在り方等について検討を行っていきます。

優秀施工者建設大臣顕彰制度の概要

■対象：建設現場において工事施工に直接従事している個人で、いわゆる職長と呼ばれるクラスで現在も現役として活躍している建設技能労働者のうち、技術・技能及び人格等の優秀な方としています。

■推薦主体：建設業者団体等

■推薦基準：次のすべての事項に該当する方のなかから推薦主体が推薦します。

- ① 技術・技能が優秀である方
- ② 技術開発、施工の合理化等を図り顕著な成果をあげている方、または建設工事に相当の実績のある方
- ③ 後進の指導育成に努めている方
- ④ 安全・衛生の向上に貢献している方
- ⑤ 他の模範となる方

■選考方法：推薦主体から推薦を受けた方のなかから上記項目を主体として、学識経験者、業界関係者、行政から構成する優秀施工者建設大臣顕彰審査委員会が選考し、建設大臣が顕彰者を決定します。

■顕彰方法：建設産業構造改善推進週間の行事の一環として、顕彰式を行い、顕彰者に対し直接建設大臣から顕彰状を授与するとともに徽章を贈呈します。

建設マスター実績

| 平成4年度 | 平成5年度 | 平成6年度 | 平成7年度 |
|-------|-------|-------|-------|
| 222名 | 263名 | 273名 | 238名 |

推進事業2 総合的人材確保・育成事業

通信衛星放送等の新たなマスメディアを活用した人材育成教育や民間の行う研修等に支援を行うほか、多様化している労働環境の変化に対応していくために、女性や高齢者の建設産業における活用方策等について検討します。

① 通信衛星放送の人材育成番組内容の充実とネットワークの拡大

通信衛星放送を活用した建設関係専門のテレビジョンとして、建設産業テレビジョンが平成5年5月より放映を開始しています。

この衛星放送を活用し、建設経営に関する情報等人材の育成に係る有益な番組の制作を推進するとともに、受信団体、企業等の普及に努めます。

建設産業テレビジョンのプログラム

(放映時間 9:00~9:30, 13:00~13:30, 17:00~17:30)

| | |
|---------------|--|
| 月曜 建設経営情報 | ・経営、営業の指針 ・業界景況の分析と対策 ・経営事例レポート ・企業、団体情報 |
| 火曜 建設社員セミナー | ・安全教育 ・現場管理者教育 ・新工法、新技術情報 ・工事管理事例レポート |
| 水曜 行政・業界スペシャル | ・行政告知板 ・時事問題分析、解説 ・メーカー情報 |
| 木曜 建設産業ニュース | ・一週間分のニュースを映像で紹介 ・専門家による重要ニュースの分析と解説 |
| 金曜 建設社員セミナー | ・建設経営情報（再放送） ・行政、業界スペシャル（再放送） ・建設社員セミナー（再放送） |

(建設産業テレビジョン平成7年9月番組表)

② 民間の研修等に対する総合的支援

建設産業に入職した新入社員が建設産業の職場環境に慣れ、建設産業に関する基本的知識を習得してもらうことを目的に(財)建設産業教育センターを中心に「新入社員研修」を行っています。また、建設産業団体等が現場サイドに立った指導能力の育成

を目指して行う団体の職員研修に対して支援を行います。

建設業新入社員研修概要

1 研修の目的

新入社員研修とは、企業において新入社員を採用した時点で各企業が本来行うべきものですが、毎年多数の社員を採用するゼネコンや継続的に採用をする大企業は別にして、新規採用の少ない中小企業、または専門工事業等においては、独自に社員研修を効果的に実施するのが難しい状況にあります。そのような企業を援助し効果的に新入社員教育を行うことを目的としています。

2 研修対象者

研修の対象者は原則として、新年度4月に入社される25歳以下の方を対象とします。

3 研修期間

2日間

4 研修内容

- ・建設業の基礎知識
- ・建設業の現状と問題点 等

(財)建設産業教育センター)

③ 女性技能者の就業促進、高齢者活用のための枠組みづくり

今後見込まれる労働力不足に対応するため、多様な労働力の活用を図ることが重要となります。

その中で、女性や高齢者が建設生産活動の重要な担い手として活かされていくために必要となる就業条件の改善策の検討を行い、女性・高齢者の積極的な活用を推進します。

(株)佐藤工務店（本社東京都）の例

(1) 近年では、女性の採用者のほとんどが、技能職種（平成7年度女性採用67名のうち62名が技能職種）であり、グループ全体では平成6年度で246名の女性が鉄筋工、型枠工、トラック運転手として就業しています。

特に、トラック運転手の採用については、最近では女性のみを採用しており、全員を女性にする予定です。

(2) コース別採用は行っておらず（職種別採用）、待遇、教育訓練は、男女均等の方針が取られています。

(3) 鉄筋の運搬の機械化、シャワーの設置、リフレッシュカーの導入等の現場環境整備が進められているほか、結婚・出産退職者の再雇用についても積極的に取り組んでいます。

④ 技術者の社会的評価制度の拡充

技術者の社会的地位に関しては、個々の技術者の業績などに対する適正な評価がなされていないということが指摘がされています。建設省では、建設産業における技術振興の進むべき方向を明らかにし、建設産業における技術力の一層の発展を図る観点から、「建設産業技術振興ビジョン（仮称）」を作成することとしており、この振興ビジョンにおいて、技術力に優れた企業の育成を図るための施策や建設業者の所有する技術力の適正な評価方法等について検討することとしています。

推進事業3 雇用労働条件改善事業

法定週40時間労働制が平成9年度より実施されることから、建設産業としてもその対応を着実に図っていくことが求められています。このような、雇用労働条件の改善を通じて、建設産業が生涯を託せる産業であるための努力を行っていくことが重要です。

① 年間総労働時間1,800時間を目指した労働時間短縮の推進

労働基準法の改正に伴い、建設産業に関しても平成9年4月1日より全ての規模の事業所について、週40時間の所定内労働時間に移行することから、今までになく厳しい労働時間の短縮に取り組むことが必要です。時短の取組みは、元請・下請建設業者双方の理解と協力のもとで達成可能となる課題であるので、建設生産システム合理化推進協議会における検討を踏まえ、着実な実施に取り組んでいきます。

建設業における1週間の法定労働時間の推移

| 事業所規模 | 事業所規模別法定労働時間の推移 | | | | 備考 |
|-------|-----------------|---------|----------|-------|-------------------------|
| | 1~9人 | 10~100人 | 101~300人 | 301人~ | |
| 2年度 | 48時間 | 48時間 | 48時間 | 46時間 | |
| 3年度 | 46時間 | 46時間 | 46時間 | 46時間 | |
| 4年度 | 46時間 | 46時間 | 46時間 | 44時間 | |
| 5年度 | 46時間 | 46時間 | 44時間 | 44時間 | |
| 6年度 | 46時間 | 44時間 | 44時間 | 40時間 | 最長1年を単位とする 変形労働時間制新設 |
| 7年度 | 44時間 | 44時間 | 44時間 | 40時間 | |
| 9年度 | 40時間 | 40時間 | 40時間 | 40時間 | |

② 建設業退職金共済制度の完全な履行の推進

建設業が生涯を託せる産業であるため、現在、業界として活用されている建設業退職金共済制度への一層の加入の促進や十分な制度の履行を図ることが重要な課題となってきます。例えば、公共工事のみならず民間工事についても対象とし、共済証紙の購入、配布及び貼付の完全な履行を推進することが大切です。

建設業退職金共済制度

1 概要

建設業退職金共済制度は、建設労働者の福祉対策及び労働者確保対策の一環として設けられたものであり、企業間を移動する場合が多いという建設労働者の就労の実態に着目し、期間を定めて雇用される労働者が転々と異なる事業主に雇用された場合でも、建設業という一つの業種に就労した全期間を通算して退職金を支払う制度（略称「建退共」制度）です。

2 仕組み

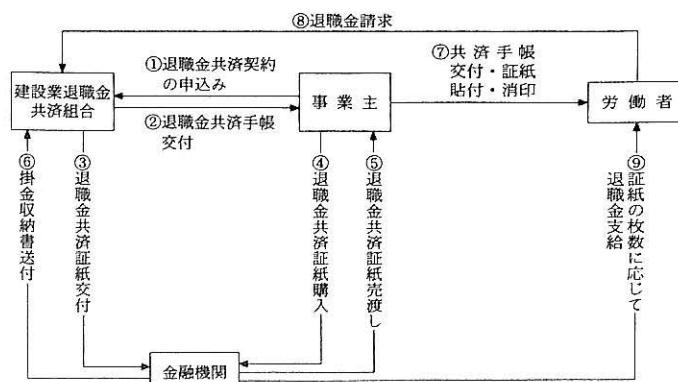
- (1) 建設業の事業主は、組合と退職金共済契約を締結します。
- (2) 事業主は、労働者が働いた日数に応じて、労働者に交付された共済手帳に共済証紙（現行1日263円（うち3円は事務費））を貼付・消印することにより、共済掛金を納付します。
- (3) 労働者が建設業界の中で働くことをやめた時、共済手帳に貼付された共済証紙の合計が24月分（21日を1月に換算して504日分）以上あれば、納めた掛金をもとにして共済金が組合から直接労働者に支払われます。

3 加入状況（平成7年7月末）

共済契約者（事業主）数 14万3,393事業主

被共済者（労働者）数 198万4,486人

（特殊法人建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合建設業退職金共済事業本部）



③ 賃金台帳整備の推進

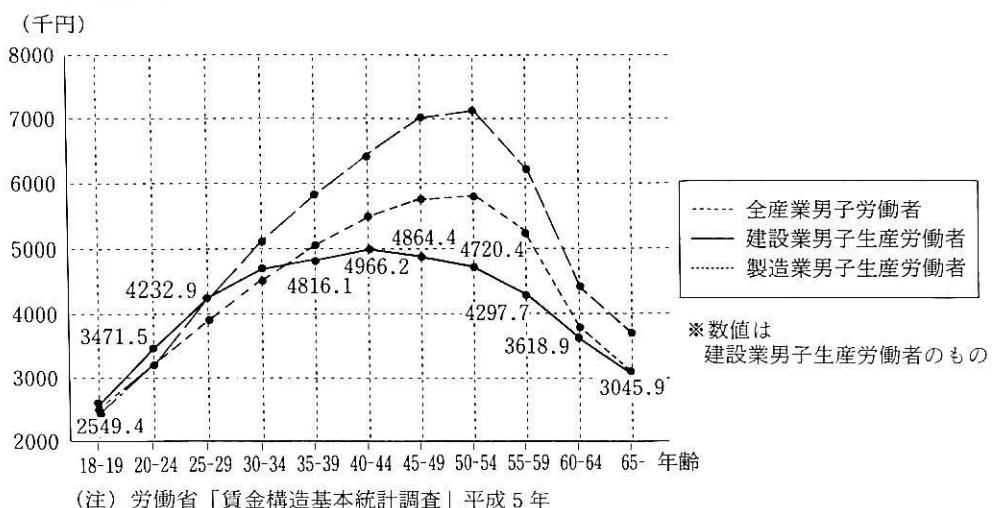
労働基準法により、事業主に作成が義務付けられている就業規則を整備した上で、実際に建設技能者に支払われている賃金が賃金台帳に記載され、公共工事の積算に適正に反映されるように賃金台帳整備の推進を実施します。

④ 建設産業構造に根差した労働条件の改善

労働センサスや賃金センサス等の各種調査を実施するとともに、一人親方、外国人労働者等の実態把握を行うことにより、建設産業を支える労働者の実態を総合的に把握・分析し、建設産業の構造的問題である労働条件の改善方策について検討します。

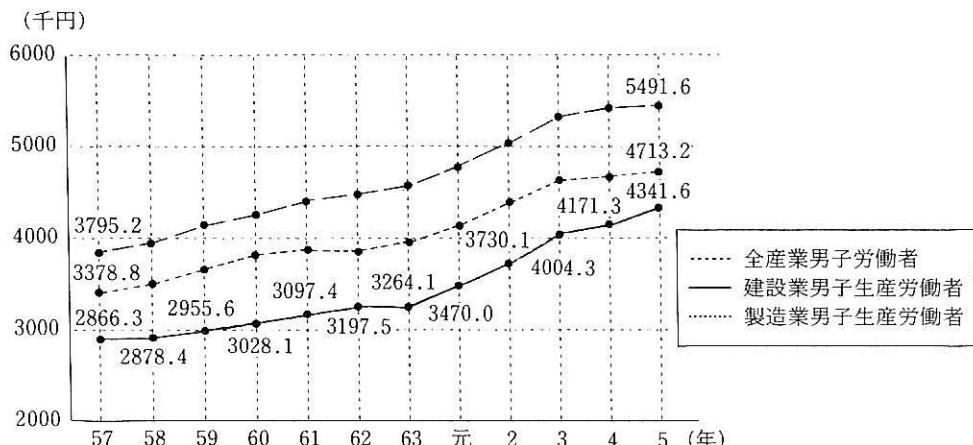
他産業と比較した建設産業の労働条件

(年齢階層別賃金水準)



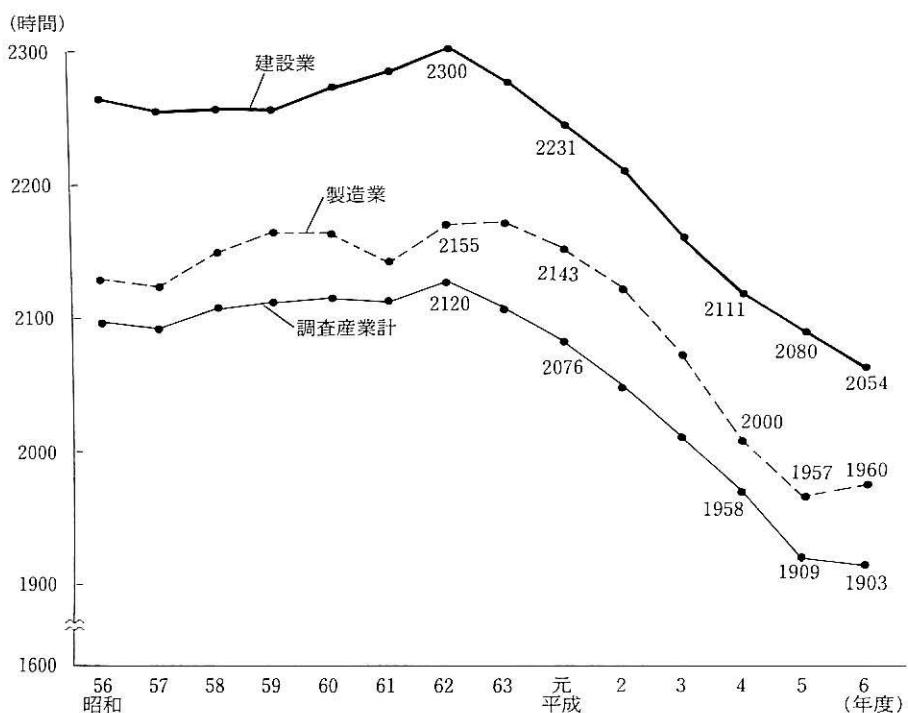
(注) 労働省「賃金構造基本統計調査」平成5年

(年間総支給額の推移)



(注) 労働省「賃金構造基本統計調査」

(年間総労働時間の推移)



(注) 1 毎月勤労統計調査(労働省)
2 事業所規模30人以上
3 数値は年度平均月間値を12倍したもの

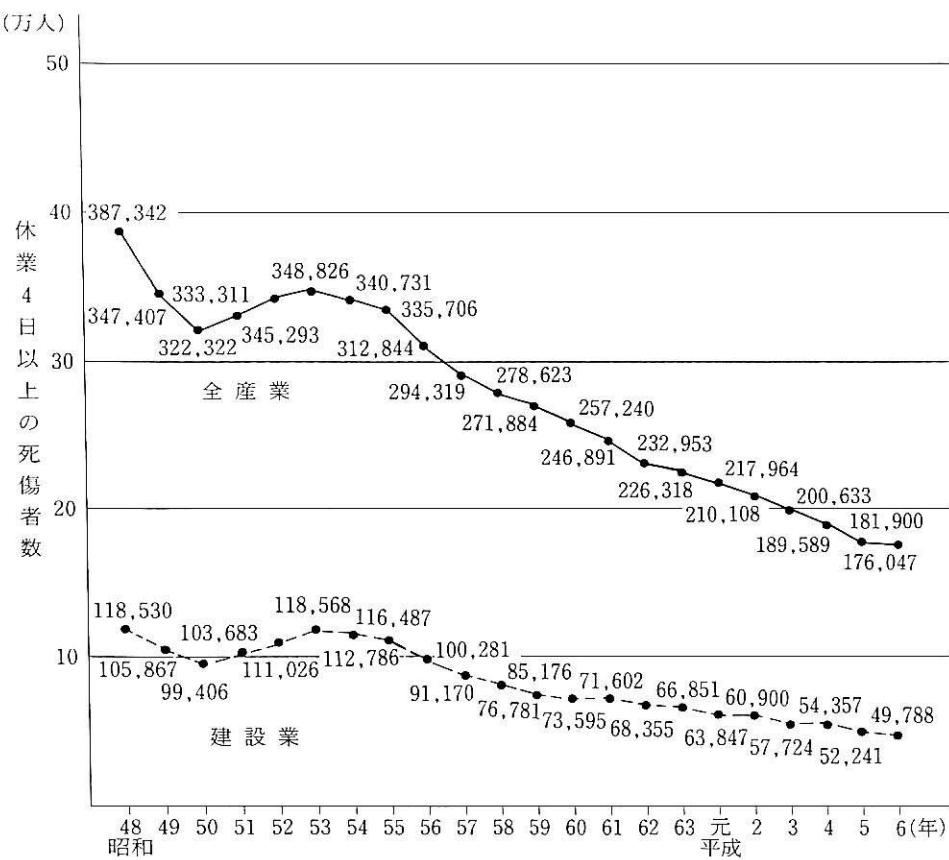
(週休二日制の適用状況)

(単位: %)

| 年 | 企 業 数 割 合 | | | 適 用 労 働 者 割 合 | | |
|----|----------------|---------------------|----------------|---------------------|----------------|---------------------|
| | 調査産業平均 | | 建 設 業 | 調査産業平均 | | 建 設 業 |
| | 何 ら か の 形 の | 何 ら か の 形 の | 何 ら か の 形 の | 何 ら か の 形 の | 何 ら か の 形 の | 何 ら か の 形 の |
| 年 | 週 休 2 日 制 | 完 全 週 休 2 日 制 | 週 休 2 日 制 | 完 全 週 休 2 日 制 | 週 休 2 日 制 | 完 全 週 休 2 日 制 |
| 63 | 52.7 | 7.4 | 23.4 | 1.0 | 79.9 | 29.5 |
| 元 | 58.3 | 9.6 | 25.6 | 2.3 | 82.7 | 36.9 |
| 2 | 66.9 | 11.5 | 41.5 | 3.0 | 86.4 | 39.2 |
| 3 | 78.2 | 14.5 | 61.1 | 7.8 | 91.6 | 45.9 |
| 4 | 85.2 | 19.5 | 79.7 | 10.8 | 94.2 | 51.3 |
| 5 | 87.0 (+1.8) | 20.3 (+0.8) | 87.6 (+7.9) | 16.4 (+5.6) | 95.2 (+1.0) | 52.9 (+1.6) |
| | | | | | | 93.5 (+4.4) |
| | | | | | | 38.4 (+4.6) |

(注) 1 労働省「賃金労働時間制度等総合調査」
2 常用労働者30人以上を雇用する事業所を調査対象とする。
3 各年12月時点で調査
4 () 内は前年比

(死傷者数の推移(昭和48年～平成6年))



(注) 建設業労働安全防止協会「建設業労働安全衛生年間(平成7年度版)」

重点課題 2 生産性の向上

建設産業政策大綱の第一の目標である「トータルコストで良いものを安く提供する」ためには、建設生産活動において一層の生産性の向上に取り組むことが求められています。

このため、「新しい競争の時代」に対応した各企業の基礎的な技術力・経営力の強化等について本重点課題において推進することとしています。

推進事業 4 経営基盤強化事業 (戦略的推進事業)

各企業が経営体質の強化を図っていくためには、新たに経営事項審査の評価項目として位置付けられた建設業経理事務士を活用することが一つの方策と考えられます。また、経営に関する実践的な議論等を行うための研修を積極的に開催することとしています。

① 建設業経理事務士の育成

建設業経理事務士とは、建設業における簿記会計知識の普及と会計処理能力の向上を図ることを目的として(財)建設業振興基金が行う建設業経理事務士検定試験に合格した者に与えられる資格です。この検定試験は、建設業経理に関する知識及び処理能力向上を図る上で奨励すべきものであるとして建設大臣の認定を受けており、平成6年度より経営事項審査制度の見直しに伴い、2級以上の有資格者が審査の評価対象になりました。(平成10年度までに限り、3級有資格者も評価対象となります。)

級別の内容

| | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 |
|----------|---|--|----------------------|-------------------------------------|
| 簿記のしくみ | | | | 資産・負債・資本・収益・費用の意味 取引の意味 仕訳の意味 |
| 帳簿 | | 特殊仕訳帳制度 | 補助簿(工事台帳) 伝票と帳簿 | 主要簿(仕訳簿・総勘定元帳) |
| 建設業関係の取引 | 社内センター制度と 社内損料制度 総合原価計算 標準原価計算 原価差異の分析 延払条件付請負 | 現場共通費の把握及び配賦 部門別計算 工事完成基準と 工事進行基準 | 仕掛中の工事原価 (個別費)の把握 | 完工工事原価 (個別費)の把握 完工工事高の把握 |

| | | | | |
|-------|-----------------------|--|--------------------------|---|
| 一般の取引 | 繰延資産 本支店会計 連結会計 | 無形固定資産 投資等 固定負債 株式会社の資本 特別利益・特別損失 利益処分・損失処理 | 営業外収益・営業外費用 流動資産・流動負債 | 現金預金 貸付金・借入金 有形固定資産 個人企業の資本 販売費及び一般管理費 受取利息・支払利息 |
| 決算 | 財務諸表の作成 | | 帳簿の締切(大陸式) | 帳簿の締切(英米式) 試算表の作成 8桁精算表の作成 |
| その他 | 財務諸表の分析 | | | |

建設業経理事務士有資格者数

(平成7年8月31日現在)

| 級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 計 |
|------|-------|--------|--------|--------|---------|
| 有資格者 | 2,094 | 42,023 | 82,077 | 77,442 | 203,636 |

② 財務診断・指導の実施・拡充

中小建設業者を対象として、自社の的確な財務内容の把握と経営管理能力の向上に資するために、(財)建設業振興基金においてコンピューターによる財務診断を行っています。この財務診断を受けることによって、収益性、生産性などの各財務比率について、同業種かつ同規模程度の優良企業と比較・分析し、評価及びコメントを示すことにより、経営改善のヒントを提供しています。

また、財務診断に基づく相談会を全国ブロック単位で行うことにより、より詳細な経営指導を行うこととしています。

財務診断について

この財務診断は、企業経営者ならびに経営に関与されている方々に、自社の経営状況を的確にとらえていただき、自社の経営改善ならびに経営目標の策定などに役立てていただくことを目的としております。

1 診断業種

財務診断の実施に当たっては、財務データが整備されている以下の6業種について診断をいたします（その他の業種についての診断も可能。しかし、同業種ではなく類似業種との比較となる。また今後、対象業種の追加検討中）。

- 土木建築工事業
- 土木工事業
- 建築工事業

●電気工事業

●管工事業

●塗装工事業

* 土木建築工事業、土木工事業、建築工事業の分類は日本標準産業分類による総合工事業について、土木工事が完成工事の80%以上を占めるものを土木工事業、建築工事が80%以上を占めるものを建築工事業、これ以外のものを土木建築工事業として分類しています。

2 対象企業

建設業の許可を受けている中小企業（資本の額又は出資の総額が1億円以下の会社ならびに常時使用する従業員の数が300人以下の会社）

3 財務診断の特長

この財務診断には次のような特長があります。

- (1) 収益性、流動性、健全性、生産性の各財務比率について、同業種かつ同規模程度の優良企業と比較・分析し、評価及びコメントを示すことにより、経営改善のヒントを提供します。
- (2) 目標完成工事高・目標経常利益額をご記入いただくことにより、利益計画のシミュレーションができるなど、わざらわしい計算事務から解放されます。
- (3) 「経営事項審査」に関するシミュレーションシステムにより、ケース別に総合評点等を試算し、その内容をわかりやすく表示します。この結果の組み合わせから貴社に適した計画案を作成することができます。

4 貢献度診断相談会

財務診断のフォローとして、受診された企業を対象に無料の「財務診断相談会」を開催し、診断内容等のご質問について専門の相談員が個別にお答えします。

(財)建設業振興基金)

③ 業種別経営改善指針の作成

中小建設業の経営の近代化を促進し、より一層の経営基盤の強化を図るため、平成2年9月に策定した「業種別経営改善指針作成要綱」をガイドラインとして、建設産業団体が行う業種別の経営改善指針の作成を支援しています。各団体は自らの業態等に合わせた経営の将来予測を行うことによって、経営理念、経営目標等の策定に役立てています。

業種別経営改善指針作成要領の概要

1 業種別経営改善指針作成の基本的な考え方

「業種別経営改善指針」（以下「経営改善指針」という。）は、建設業の各業界が自ら経営改善に取り組むための基本方針として位置付け、

- (1) 個々の企業が経営改善に向けての自助努力をする際の指針

- (2) 業界団体が所属団体に対して経営改善指導を行う際の指針
- (3) 元請が協力会社に対して経営改善指導を行う際の指針
- (4) (財)建設業振興基金等が建設業経営診断・指導事業を行う際の指針
- (5) 行政が中小企業の経営改善に関し、業界の指導・育成を行う際の指針

等として活用することにより中小建設業者経営の近代化の促進を図ることを目的とするもので、業種（原則として建設業法による28業種の分類による。）毎に建設業団体が中心となり、「経営改善指針作成・運営委員会」を設置して自主的に作成し、普及を図ります。

④ 経営者等研修の実施

経営者として求められる総合的な経営管理能力を養成することを目的に、演習・グループ討議、座談会等の実践的な学習を行うための研修を実施するとともに、建設産業団体等が経営能力向上のために行う研修に対して支援を行います。

建設業経営後継者研修概要

（研修内容）

本研修は、「経営戦略重点」「経営管理重点」「事業承継重点」の3コースに分け講義のほか、演習・グループ討議を行っています。

また、業界トップによる講演や建設省幹部との座談会も実施しています。

① 経営戦略重点コース

経営戦略の理論と方法の習得を重点とするコース

- ・経営計画の考え方、作り方
- ・経営戦略の理論と方法（人事戦略と人材開発、営業戦略と営業活動）
- ・新規事業への転換
- ・建業業をとりまく環境（発注者のニーズの多様化、建設業従事者の高齢化と若年労働者不足）等

② 経営管理重点コース

経営者としての必要な経営管理技法の習得を重点とするコース

- ・財務管理（財務諸表の仕組み、財務分析の方法と活用、利益計画、原価の計算と管理、資金管理）
- ・営業、受注活動（年間受注計画の策定、受注の安定と新規開拓、契約に関する問題点）
- ・人事、労務管理（社員教育訓練の実施、人事考課訓練、資金体系策定訓練）
- ・情報管理（経済指標の見方、事務分析の方法と事務改善の進め方、コンピュータの有効活用）等

③ 事業承継重点コース

事業承継の上手な方法の習得を重点とするコース

- ・ヒトの承継方法（対経営幹部スタッフ、取引先・人脈）
- ・モノの承継方法（決算書の見方、自社株の評価、自社株の引継ぎ方法、相続の事前対策）
- ・ココロの承継方法（経営信条・理念、リーダーシップ論と実践） 等

(財)建設業振興基金

⑤ 特色ある中堅・中小企業づくりの推進

建設産業政策大綱では、専門分野・特殊技術開発で成長した企業や、特色ある経営戦略等で成長した企業等について、特色を活かして成長した企業として全国から40社を紹介しています。

今後においても、このような特色のある企業色を打ち出し、一層の成長を遂げた中堅・中小企業の成功事例や成長に至るまでのポイント等を情報通信を活用しながら、広く企業経営の参考となるよう提供することにしています。

⑥ 合併・合同等企業体質強化の推進

厳しい競争環境の中では、企業の合併・合同等企業体質の強化を図るための戦略的判断が求められます。現行の制度においては、この戦略的判断を阻害する要因が含まれていると建設産業政策大綱において指摘されたところであり、建設省としては、この阻害要因を少しでも減らす工夫を検討するとともに、企業の合併・合同等を推進するためのマニュアルづくりを行うことにしています。

合併に係る事務取扱いに関する運用通達（ポイント）

（平成7年12月4日 建設省建設経済局建設業課）

1 次の事項を明らかにし、運用の統一を行いました。

- ① 変更届等の諸届出は、必ずしも合併登記をまたず、実態が生じた時点で行うものであること
- ② 合併に伴い必要な許可については、なるべく空白期間を生じないよう可及的速やかに処理すること
- ③ 経審について、合併後最初の決算前においても、合併時の状況を審査することできること
- ④ ③の場合、審査基準日は、吸収合併で合併期日に新会社としての実態を備えると認められる場合（南海辰村は、これに該当する）は当該合併期日、その他の場合は合併

登記の日とすること

⑤ その他③の場合の経審の審査方法の細目を明らかにすること

- ・完工高、経営状況分析の数値の確定に時間要する場合には、審査基準日でなく、直前の決算日における数値をもって代用できること
- ・自己資本額及び経営状況については、合算に当たり、連結決算の考え方により、必要な項目は相殺消去すること

⑦ 事業協同組合の活用等による中小企業経営の効率化促進

中堅・中小企業が伸びられる基盤づくりを推進するために、事業協同組合等を活用した経営の効率化の促進、生産性の向上等の参考になる情報提供等をすることにしています。

建設産業活性化のための組合事例集（平成4年11月（財）建設振興基金発行）より抜粋

○協同組合

・東京建具協同組合

業種：建具、住宅設備機器の工事業等

設立：昭和4年

出資金：84,394千円

組合員数：503社

(注目の事業)

(教育訓練事業)

中小零細企業の多い建具業界では、個々の企業で技能者を短い期間に養成することは困難なことから、昭和31年に①徒弟制度の弊害を除き、②従業員の知識、技能、体力の向上を図り、③従業員の教養を高め人格を育成することを目的に「東京建具技能者共同養成所」を開設した。

昭和33年に「職業訓練法」の施行に伴い、「東京建具共同職業訓練所」と改め、さらに、昭和44年の同法改正に伴い高等課程を導入し、昭和45年より名称も「東京建具高等職業訓練校」もなり現在に至っている。さらに同年より知事の行う東京都技能照査の試験が義務づけられ、合格者に対し合格証書並びに技能士補の称号が与えられるようになった。

また、昭和53年度からは、従来の夜間授業を昼間へ移行し、職業訓練の教材及び訓練技法の推進を図るだけではなく、訓練生に対する人格の陶冶、人間性の向上に注目しつつ、職業人、社会人として広範な社会的視野の上に立って、広く社会のために貢献できる人間教育を行っている。

(資材等共同購買と植林)

当組合における最重要事業である共同購買事業は、建具職の目で選んだ木材、合板等の良材を多量に仕入れ廉価で販売している。また、支払期間による奨励金制度や年間購入量に応じた配当制度等も取り入れるなどの工夫により利用増に努めている。

また、関連事業として、限りある森林資源の保護と木にかかわる職業人としての感謝と責任を込めた長期の展望にたった植林事業を行っている。

・長崎県建設工業協同組合

業種：土木工事業、建築工事業

設立：昭和24年

出資金：500,000千円

組合員数：204社

(注目の事業)

(鋼製仮設材等のリース事業)

昭和41年当時、建設技術は建設工事の高層化、大型化等にともない、その進歩には著しいものがあった。コンクリート工事用型枠分野では、大手鋼材業者による鋼製仮設材の開発が進められ、また、足場材等についても早くから保安基準鋼製品が一般化しつつあった。

しかし、これらの仮設材などの保有管理を個々の建設業者が行うことは、資金の固定化や置場用地の確保等の負担を要し、経営を阻害する要因となっていた。

このため、仮設材等を共同事業により集中保有・管理し、安価でリースする賃貸方式がこれを解決する最善の方法であるとの考え方から、十分な調査研究を経て本事業が創設された。

(概要)

・投資額 現までの累計投資額23億円、毎年1～1.4億円程度を買い足し。

・取扱い品目 メタルフォーム、枠組足場、単管足場、鋼管端太材、パイプサポート、鋼矢板等

・利用方法 2年間の基本契約書締結後、現場ごとに申込む。

・実績 798,891千円（平成3年度実績）

○協業組合

・協業組合大道建設

業種：土木工事業、建築工事業、水道工事業

設立：昭和47年

出資金：40,000千円

組合員数：5社

(注目の事業)

(事業の協業化)

協業組合設立前は各組合員が個別で行っていた建設業を一つの組織体として行っている。経営者の安易な独立志向が強い業界にあって、成功した協業化事例として注目されている。

(経営の合理化)

昭和48年、道内建設業で第1号の大型コンピュータを導入。組合と系列会社の経理事務及び原価管理等を集中して処理し、経営の合理化を進めた。コンピュータ利用のモデルケースとして、関係行政機関から大きな注目を集めた。

また将来の公共事業の減少を予測し、早くから建設関連事業の多角経営を目指み、組合設立直後には舗装工事会社を別会社として設立した。さらに、平成元年には(株)自然環境総合研究所を設立し、国内の汚染された河川や湖沼域における工場排水、家畜のし尿等の浄化事業に取り組んでいる。

これらの事業は、大規模なコンクリート構造物が主であるため、事業の進展と共に将来が期待される。

推進事業5 生産工程改善・技術開発促進事業 (戦略的推進事業)

中堅・中小企業においては、研究開発・技術開発に関する費用の負担を行うことが困難であることから、実際に施工上で生じた発想等が生かされないことがあります。このような現状を鑑み、生産工程の改善等になるような工夫・アイデアを積極的に活用していくため、本事業を推進していきます。

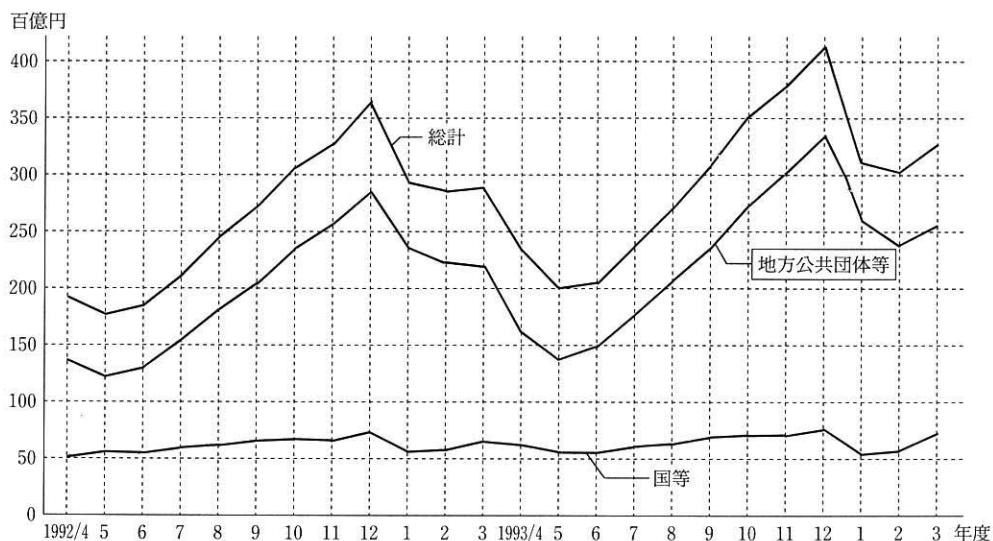
① 生産工程改善策・技術開発情報の提供

各企業、団体が取組んでいる生産工程改善や技術開発に関する情報を広く発注者等へ提供するために、情報通信を活用した利用体制づくりを行い、技術開発に対するインセンティブの増加を図ります。

② 公共工事の平準化の促進

発注時期に偏りが生じることにより、特定時期に技能工が不足したり、建設機械のリース料が高騰するなど、建設産業の生産性を高めていく上で障害が生じていると指摘されています。特に、公共投資の70%程度を占める地方公共団体発注の工事について、一層の平準化に取組まれるように、発注者を含めた協議会等で実効的な平準化対策について検討します。

発注者別月別工事費（出来高ベース）



資料：建設省「建設総合統計」より作成

(注) 1 国等=国、公團・事業団、政府企業

地方公共団体=都道府県、市区町村、地方公営企業、その他

2 出来高ベース：着工額に工事別・工期別の出来高分布率（工事進捗率）を乗じて算出。

着工額ベースが着工時に一度に計上されるのに対し、出来高ベースでは実際の工事進捗率に合わせた工事量の把握が可能となる。

③ 中堅・中小企業の生産工程改善、技術開発への支援

建設産業における生産性向上を図るための視点分野、目標、推進方策や生産性向上の取組みを適切に表現できる指標等を策定するため、生産性指標及び生産性ガイドラインの検討を行うとともに、中堅・中小企業が取組む生産工程改善が技術開発に対する助成を(財)建設業振興基金を中心に行うこととしています。

また、生産工程の改善や技術開発の民間共同研究を促進するため、研究・開発に係る成果を広く情報通信等を活用して提供することとしています。

④ 技術開発のための人材交流の促進

技術の複合化に呼応して、技術者が個々にその能力を発揮するばかりではなく、分野・部門ごとに分散している情報を広く共有化することが求められています。このため、中堅・中小企業の研究開発が促進されるように、大企業や大学等の研究機関との人材交流体制づくりを行います。

技術開発のための人材交流の促進

会社名：太陽工業株式会社（膜構造建築）

代表者名：能村 光太郎 従業員数：1,037人

本店所在地：大阪市淀川区木川東 資本金：650,000千円（平成7年3月末）

4丁目8番4号

○特色

- テント業から出発し、大阪万博を契機に新しい工法である膜構造建築物に進出、この分野のトップ企業に成長。国際的な大型膜構造建築物にも進出し、国際的にも有名。
- 大学や研究機関とのネットワークの構築や入社後の社員に膜構造の研究で9人博士号取得。

○成長する過程でポイントとなった事項

- 自社における研究開発及び各種学会、研究会等に積極的に参加した結果、大学研究機関との交流が広がり、幅広い技術蓄積を進めました。
- 昭和45年大阪万博において、様々な構造形式の膜構造（仮設）を用いたことが大きな契機となり、技術の応用展開及び新素材の活用を通じて大型膜構造物（建築物）への進出に結び付きました。

（建設産業政策大綱より）

推進事業 6 情報化推進事業 (戦略的推進事業)

従来、建設産業においては情報化投資に対するインセンティブが小さかったことから、他産業に比べて情報化は遅れた状況にありました。

しかしながら、パソコンの普及と機能の向上による情報機器の現場導入の可能性が拡大し、また、品質の向上とコストの低減のために元請・下請と一貫した情報化の必要性が求められているなど、建設産業の情報化の機運は高まっているといえます。

本推進事業では、(財)建設業振興基金内の建設産業情報化推進センターで取組まれているCI-NETを中心に、情報化に向けた取組みを実施することとしています。

① 中堅・中小企業を中心とした OA 化推進

効果的な経営管理を促進するため、中堅・中小建設業における OA 機器の導入や活用上の参加となるマニュアルづくりを行います。また、OA 化を推進するために、経営者を対象とした講習会を全国で実施しています。

OA 化講習会概要

1 OA 化講習会とは

OA 化講習会は、中堅・中小企業に対して情報化の必要性等を啓蒙し、OA 化の促進を図ることを目的に、全国の各都市において、建設業団体に所属する会員企業の経営者またはそれに準ずる者及び経理等の事務に携わる方に対して(財)建設業振興基金が開催するものです。

2 主たる内容

- ① 利益を捻出するための OA 化手法を解説
- ② OA 化の成功ポイントを成功事例・失敗事例を紹介しながら解説
- ③ 今後の OA 化動向を分かりやすく解説
- ④ 原価管理・経審シミュレーションソフト等の展示

(財)建設業振興基金

② CI-NET の実用化、普及推進

CI-NET とは、建設大臣による告示を受けた建設産業における情報ネットワークです。企業間をオンラインで結ぶことによって各種業務におけるペーパーレス取引きを実現し、業務の効率化、経費の削減に貢献することを目的にしています。現在、会員企業の協力のもと情報伝達手続きの標準化等に取組んでおり、実際の業務に CI-

NET を導入し、実用化のためのトライアルを行っています。

本推進事業では、トライアルの結果を受けて、積極的に業務内に CI-NET が活用できるように、CI-NET 導入に必要となる機器の無償貸与等を行うことにしています。

CI-NET

近年のコンピュータの大幅な性能の向上や低価格化の進展に伴い、建設産業界においてもコンピュータを利用した各種業務の合理化・効率化のための取り組みが行われています。しかしながら、あくまでも企業内の情報化が主体であり、企業間の情報交換という観点から見ると、まだまだ不十分なレベルにあります。

CI-NET (Construction Industry NETwork) とは、現在、建設業界でやりとりされている見積書、注文書、請求書及び設計図書などの取引関係データを一定の標準化された方法でコンピュータを利用してやりとりすること (EDI=Electronic Data Interchange：電子データ交換) であり、事務処理の効率化、高度化ひいては建設産業の生産性の向上を図ることを目指しています。

(財)建設業振興基金)

③ 設計から施工までの CAD 活用推進

CI-NET では、基本的に見積り等帳票の電子データ交換を行ってきましたが、近年 CAD を活用した図面作成が普及していることから、CAD 図面に関する電子データ交換が強く望まれています。

建設産業情報化推進センターでは、CAD 情報の電子データ交換を促進するために CAD の電子データ交換利用マニュアルを設定するとともに、さらに図面の属性情報を含めた CAD データ交換を目指しています。

CAD

CAD : Computer Aided Design (コンピュータ設計支援) は、近年のコンピュータ、ハード・ソフトの高性能化、低価格化に伴い急速に普及が進展しています。

建設産業界においても発注者、設計事務所、ゼネコン、サブコン等で、基本設計、実施設計、各種施工図、竣工図等に至るまで幅広く使われており、最近では、発注者が各種図面を CAD データで提出することを義務づけるような事例も見られます。

また、CADは図面作成上の効率化、コスト削減、図面品質の向上等に有益であり、入力したデータを用いて、構造上の機能チェック等に役立っています。

しかしながら、各CADソフトは、多種多様なものが流通しており、CADデータ交換には互換性上の様々な障害があり、建設産業情報化推進センターでは、次のような取組みを行っています。

- ・「CADデータ交換マニュアルの整備」
- ・「建築設備系のCADデータ交換用統合フォーマットの検討及びトライアル」
- ・「発注者とのCADデータ交換の検討」

④ 建設産業におけるCALSの導入促進

建設省ではCALSを念頭においていたシステムづくりを行うために、建設産業団体等の協力のもとに「公共事業支援統合情報システム」の検討を進めています。

建設産業は、建設資材等まで含めると極めて裾野の広い産業であり、関係機関が相互に分散立地しているため、CALSの導入による経済効果は大変大きいものと予想されており、CALSに対する一層の研究活動を推進していきます。

CALS

CALS: Continuous Acquisition and Life-cycle Support（継続的な調達とライフサイクル支援）は、1985年に米国国防総省で始められた調達合理化プロジェクトに端を発しています。これは紙で流通している情報を電子化したものに置き換え、コンピュータ支援により調達事務の合理化を図ろうとするものでありましたが、その内容は政府や公共発注機関に限られたものではなく、民間の一般企業にとっても充分に実用的なものであったため、産業社会全体を広く覆う情報インフラとして現在大変注目されています。

重点課題 3 建設生産システムにおける合理化の推進

推進事業 7 建設生産システム合理化推進事業

「建設産業における建設生産システム合理化指針」に基づき、総合的管理監督機能を担う総合工事業者と直接施工機能を担う専門工事業者との対等なパートナーシップを確立することを目指して、「建設生産システム合理化推進協議会」等の場の活用により、建設生産システムの合理化に向けた体制づくりを進めているところであります。今後とも元下関係における契約の対等性の確保等を図っていくことは重要な課題であり、関係機関相互の連携による積極的な事業推進が求められています。

① 契約締結適性化指針、技能労働者の教育訓練指針等の普及促進

総合工事業者と専門工事業者が対等に協議する場として設立された「建設生産システム合理化推進協議会」における検討の結果、次のような項目について申し合わせを行ってきました。

平成 3 年度 「建設業における 4 週 6 休制の推進について」

平成 4 年度 「契約締結に至るまでの適正な手順に関する指針」

平成 5 年度 「見積条件と実際の施工条件が異なっていた場合の適正な対応」「建設技能者の教育・訓練の充実について」

今後は、申し合わせ事項の着実な定着に向けた取組みを行政機関、建設産業団体が一体となって行っていくことが重要であり、さらに効果的な普及を行うためには発注者側の理解を求めていくことが必要になっています。

② 建設生産システム合理化推進地方協議会などの場づくりや元下関係の相談窓口づくりの推進

地方における総合工事業者と専門工事業者の共同による構造改善の推進を図るために、各都道府県ごとの協議の場として建設生産システム合理化推進地方協議会の設置を進めています。現在27府県（平成 7 年11月末）に協議会が設置がされており、各地域の実情にあった構造改善に取り組んでいます。

建設生産システム合理化推進地方協議会が設置されている27府県

岩手県・宮城県・山形県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・新潟県・
石川県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・三重県・滋賀県・京都府・島根県・徳島県・
香川県・愛媛県・高知県・長崎県・熊本県・大分県・沖縄県 (平成7年11月末現在)

③ 施工体系図、施工体制台帳整備の徹底

建設業法の改正により、一定規模以上の工事を発注者より直接請け負った特定建設業者には、施工体系図、施工体制台帳の整備が義務づけられました。

施工体制台帳等を整備することによって、一括下請・重層下請の状況や契約締結・代金支払いの適正化状況について明確に把握することができます。

なお、義務づけの対象となった工事は公共工事、民間工事を問わないため、施工体制台帳等の整備を民間工事においても徹底していく必要があります。

④ 専門工事業者の技術・技能評価指針づくり

市場競争の激化により、専門工事業者の自立の可能性が高まっていく中で、技術力・技能力、経営力に優れた専門工事業者の育成を支援していくために、専門工事業者を適正、中立に評価する仕組みを確立することが求められています。

このことは、建設産業政策大綱においても指摘されているところであります、専門工事業者における企業力評価の考え方、評価手法、活用方策など評価指針策定に係る検討を行っていきます。

重点課題 4

建設産業における品質、安全性の確保

建設生産物は、国民の生命・財産に大変重要な影響を与えるとともに、いったん建設されると作り直しが困難である等のことから、総合的な品質・安全性の確保を図っていくことが求められています。

推進事業 8 総合的品質向上推進事業（戦略的推進事業）

阪神・淡路大震災による被災状況を受けて、建設生産物の品質に対する国民の関心が高まっています。また、「新しい競争の時代」における「価格と品質の総合競争」を実現していく上で、各企業及び建設産業団体には、品質確保に対する取組みが強く求められているところであります。

本推進事業では、国民にとって分かりやすい建設生産物の品質表示方法及び品質保証体制づくりを推進することとしています。

① 自主的な建設生産物の品質表示、品質保証のための指針づくり

建設生産物は、一般的な商品とは違って製品の品質を比較することが困難であり、消費者は建設生産物の購入に際して、生産物の具体的な品質を明確に認識することができないという状況にあります。

建設産業の健全な発展を促進するとともに、消費者の保護を図っていくためには品質保証のための枠組みづくりを行うことが喫緊の課題であり、(財)建設経済研究所を中心に、品質保証基金、保険制度の運営、瑕疵担保の在り方等について検討を行うこととしています。

フランスにおける建設保険制度の概要

1 制度の概要

建設工事関係者は、民法上の責任とは別に建設から10年以内に発見された瑕疵について責任を負うこととされており、この責任を担保するために、保険に加入することが義務づけられています。

保険の加入が義務づけられているもの

- ① 建築家、建設業者、建築技術者
- ② 建築物の販売業者

③ 建築部品の供給者 等

保険料は、業者の年間総売上げに基づき算定されるが、企業能力もある程度勘案される。

2 損害保険

建設物の所有者となるものは、損害保険に加入することが義務づけられています。これにより、瑕疵についての責任の所在を確定することを必要とせずに、生じた損害についてすみやかに修繕を行うことが可能となります。

建設産業における品質保証の例

| 業 界 | 品 質 保 証 内 容 |
|---------|---|
| 防 水 工 事 | 防水工事において、雨漏りに対する瑕疵保証を、一般的に10年間行っている。保証は、総合工事業者、専門工事業者とメーカーが保証書をユーザーに発行している。 |
| プレハブ住宅 | プレハブ建築協会の会員企業の出資によりプレハブ住宅瑕疵保証基金を造成、協会において管理する。企業が補修を行うが、倒産等により長期保証の履行が不能の場合、基金が保証し、補修費用を消費者に交付する。 |

② 産業界の品質情報の整備・検討

品質保証体制等の整備に併せて重要なことは、各企業及び建設産業団体が取組んでいる品質に関する詳細な情報を、広く一般消費者にまで提供できる体制を整備することです。

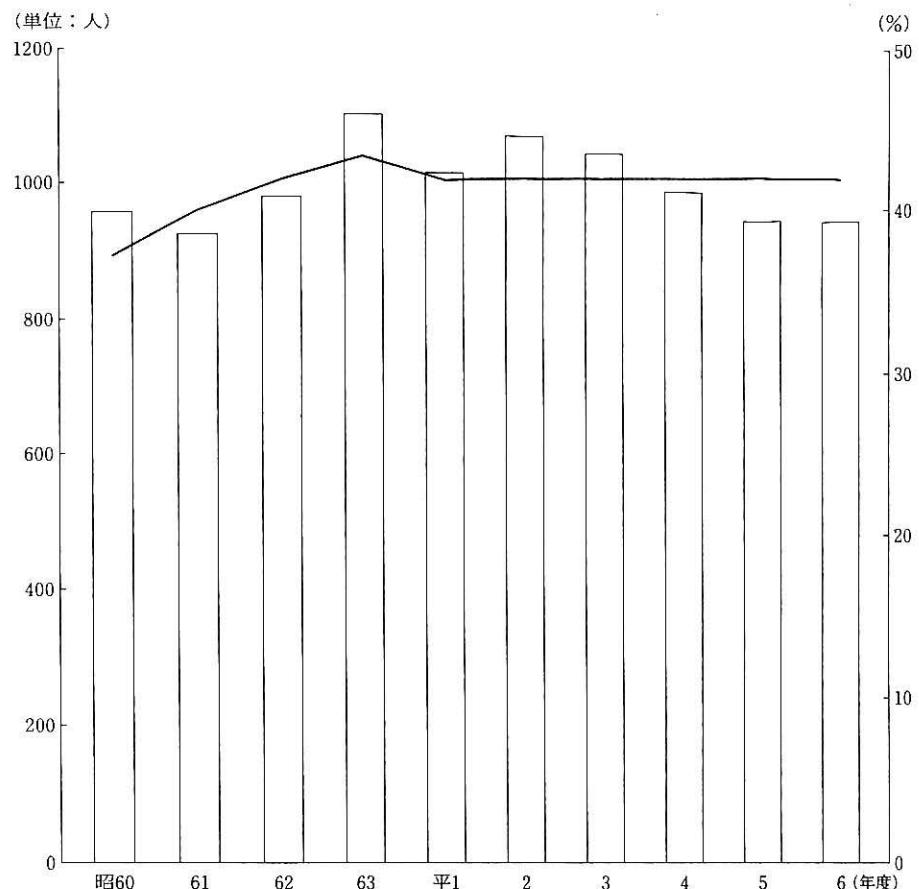
そのため、技術開発に関する企業情報と同様に情報通信等を活用した迅速かつ的確な情報提供を行うこととしています。

推進事業 9 総合的安全対策事業

建設業における労働災害による死者数は、依然として年間1000人前後であり、近年若干ながら減少傾向を見せていましたが、全産業に占める割合は40%強と極めて高い水準を示しています。

従来から規制を中心とした基本的な安全対策や安全講習会の開催などの安全教育は行われてきましたが、現在、新たな視点に立った自律的な安全対策が必要となっています。

建設業における労働災害（死者数の推移）



| | 昭60 | 61 | 62 | 63 | 平1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 全産業死亡者数 | 2,572 | 2,318 | 2,342 | 2,549 | 2,419 | 2,550 | 2,489 | 2,354 | 2,245 | 2,301 |
| 建設業死亡者数 | 960 | 927 | 983 | 1,106 | 1,017 | 1,075 | 1,047 | 993 | 953 | 942 |
| 全産業に占める割合 | 37.3% | 40.0% | 42.0% | 43.4% | 42.0% | 42.2% | 42.1% | 42.2% | 42.4% | 42.0% |

資料：建設業労働災害防止協会「安全衛生年鑑」

① 「安全確保のための行動計画」の策定の普及・啓発

第二次構造改善推進プログラムにおいて、発注者、経営者から現場の技能労働者に至るまで建設関係者一人一人が自律的に行うべき安全対策の基本方向について検討を進めたところであり、その成果を「建設産業における総合的な安全確保に関する指針」として取りまとめました。

現在この指針に基づいて、建設産業団体が「安全確保のための行動計画」を策定・周知し、実行していくことを推進しています。

「建設産業における総合的な安全確保に関する指針」の概要

従来安全対策が、設備の充実等のハード中心の対策及び、法的規則の強化各種技術基準の整備等を中心であったのに対して、被害者の何らかの不注意、建設現場の安全管理上の不備といった、「人」が要因と考えられる災害はあまり重要視されていませんでした。

今後の建設工事の総合的安全対策を進める上で、

- ① 管理型対策から自立型対策への移行（自ら進んで安全対策に取り組む）
- ② 規制型対策から誘導的対策への移行（自らの問題として行動を取るよう誘導する）
- ③ 書類重視型対策から現場重視型への移行（現場作業の把握、巡視等を重視する）
- ④ 対症型対策から本質型対策への移行（人間の生理・心理を科学的に分析）

などの視点に配慮することが重要であると考えられます。

② 安全活動評価指針の作成

働く「人」に視点を置き、建設産業において不安全行動を起こす各種要因の調査・検討を行うことによって、安全活動に関する指標を作成し、安全活動に関する客観的な評価方法を示した「安全活動評価指針」を策定します。

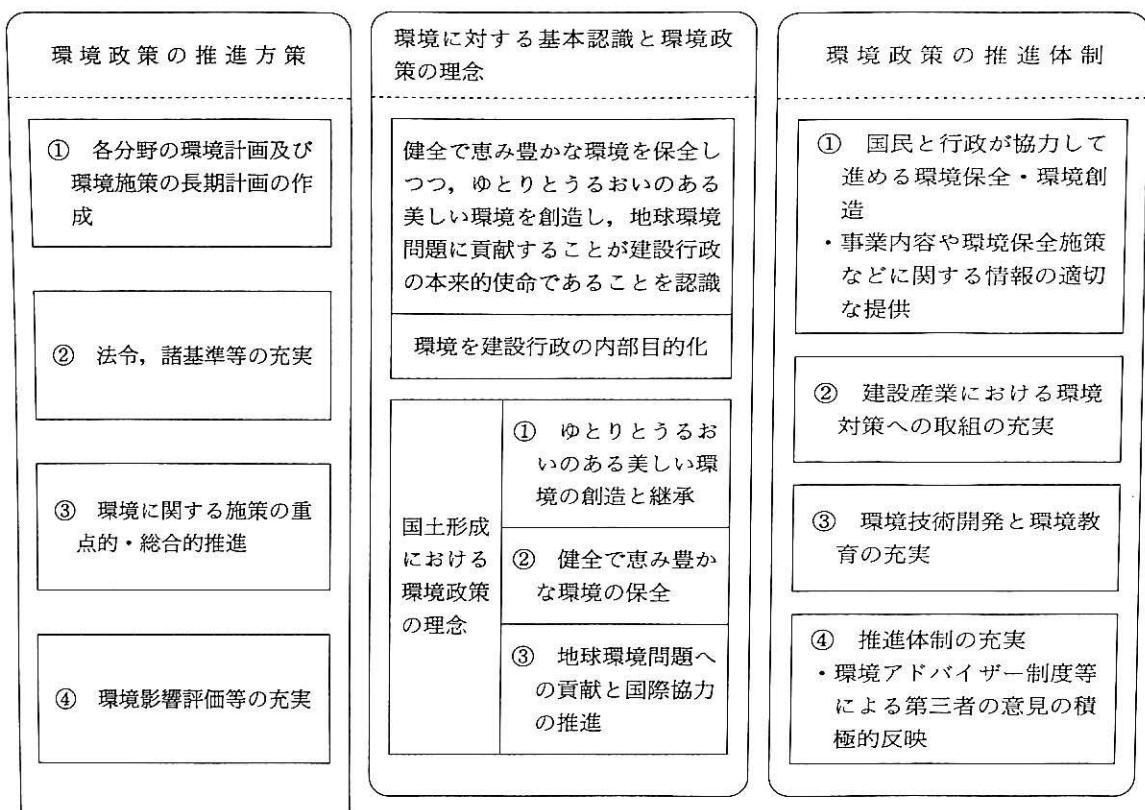
③ 技術者、技能者に対する安全講習の推進

継続的に安全教育を続けることによって、一人一人に至るまで常に安全に対する自覚を持って建設作業に当たることが重要であることから、各地域ごとに行われる技能者、技術者に対する安全に関する講習会の開催を推進していきます。

推進事業10 総合的環境対策事業

最近では、国民の環境意識が高まるにつれて、地球環境との調和や自然との共生を目指した国土づくりというものが注目を浴びています。建設産業に課せられたこの重要な使命を果たしていくためには、「環境政策大綱」、「リサイクルプラン21」等を踏まえて、建設産業に従事する人それぞれが、事業活動に伴う環境に対する影響を認識することによって、総合的な環境対策に取り組むことが求められています。

環境政策大綱の概要



⑤ 環境リーディング事業の推進

| | | | | | | |
|---|--|--|---|--|---|---|
| ア 環境共生 住宅、環境 低負荷型建 築物 ・太陽エネル ギーの活用、 雨水・排水の 再利用等によ り、省エネ、 リサイクル及 び自然環境と の調和を図る 先導的な住宅 ・建築物の普 及等を図る | イ エコシティ (環境共生都市) ・都市環境計 画に基づき省 エネ、リサイ クル、水環境 等の先導的な 環境保全・創 造施策や技術 を導入しモデ ル的都市環境 整備を推進 | ウ 多自然型 川づくり ・自然の川の 持つ多様な機 能を尊重し、 多様性に富ん だ環境の保 全、生物の良 好な生息・生 育環境及び自 然の川らしい 美しい風景を 保全・創出 | エ エコロード ・自然との調 和を目指した ルート選定等 を行い地形・ 植生の大きな 変化を避ける ための構造形 式を採用、け ものの道の確保 等生態系全般 と共生を図る 構造等採用 | オ 環境と共 生した公共 建築物 ・省資源・省 エネに配慮し た建築材料、 機材の活用や まちなみと調 和のとれた設 計、緑化を取 り入れる等、 立地条件、規 模等に応じた 対策を講じる | カ 下水処理 水の再利用 ・熱利用等 を行なう下水 道事業 ・下水処理 水、熱、下水 汚泥などを資 源・エネルギー 一源としての 有効利用を推 進し、リサイ クル社会の実 現を図る | キ 自然生態 観察公園 (アーバン エコロジーパーク) ・小動物の生 息地、代表的 な植物群落な ど質の高い緑 地環境の保全 ・創出を図り、 人間と生物がふれあ える拠点整備を 推進 |
|---|--|--|---|--|---|---|

建設副産物対策行動計画＜リサイクルプラン21＞について

＜リサイクルプラン21の内容＞

- リサイクルプラン21は、建設副産物に対し、
- ① 設計の工夫等による徹底した発生抑制
 - ② 工事間の情報交換等による最大限のリサイクル推進
 - ③ 再利用が困難な廃棄物に対する適正処理の推進
 - ④ 積極的な技術開発の推進

についての具体的な方策を取りまとめた計画です。

●何を目指すか

＜リサイクルプラン21の目標＞

将来、一部の再利用が困難なものを除き、建設廃棄物の処分量をほぼ0にすることを目指し、当面2000年までに処分量の半減を図るため、

- ・2000年における建設廃棄物の予測発生量に対して10%弱の抑制を行います。
- ・リサイクル率等を42%から80%へ大幅アップします。

また、山砂の使用を極力減らしていくため、当面公共工事での建設発生土のリサイクル率（利用率）を

- ・現在の36%から70%へ大幅アップ

とします。

（目標値は2000年時点）

① 環境管理・監査ガイドラインづくりへの支援

企業の環境保全への取組みを各国共通の標準として定める国際標準化機構（ISO）の環境管理・監査規格（ISO14000s）が平成8年7月にも発効します。各企業ではこのような動きの中で、自主的に環境に調和した行動を取るための「環境管理システム」を策定し、実行していくことが求められており、建設省では、この環境管理システムを策定するための基本指針を作成することとしています。

ISO14000シリーズ

ISOとは、世界共通の規格・基準（国際規格）を作成することを目的に1947年に設立されたInternational Organization for Standardization（国際標準化機構）の略称であり、現在、日本をはじめとして90カ国以上が参加しています。

これまでISOが作成した規格は2千を越え、ISOで定めた規格・基準は一般に「ISO

規格」と呼ばれています。

ISO14000シリーズとは、ISO規格のうち、規格番号が14000番代のもので、環境管理システム（環境管理・環境監査）について定めた規格です。

企業が自主的に環境調和型行動をとるために、経営トップ自ら環境方針を示し、従業員全員に至るまで環境配慮についての共通認識をもち、全社的に実行し、その管理レベルが継続的に維持・向上しているかを確認することで、さらなる向上をもたらす規格です。

② 建設副産物のリサイクル促進に関する体制整備

リサイクルに関する運動に長く携わり、リサイクルの推進に広く貢献された個人やグループ及び特に貢献の認められる事業所等を表彰することによって、再資源化事業の促進とリサイクル意識の高揚を図ることを目的に、リサイクル推進協議会のリサイクル推進月間事業の一環として「リサイクル推進功労者表彰」を実施しています。

リサイクル推進功労者等表彰について

リサイクルに関する運動に永年に亘って携わり、リサイクルの推進に広く貢献された個人やグループ及び特に貢献の認められる事業所等を表彰することによって、再資源化事業の促進とリサイクル意識の高揚を図ることを目的として、リサイクル推進協議会のリサイクル推進月間事業の一環として「リサイクル推進功労者等表彰」を実施しています。

平成7年度については内閣総理大臣賞2（建設省関係1）、各省庁大臣賞32（建設大臣賞10）、リサイクル推進協議会会长賞174（建設省関係15）の計208について表彰が行われました。

③ 地球環境保全に関する意識の啓蒙及び保全活動の促進

環境への関わりが大きい建設産業では、熱帯材型枠の使用量削減や地球温暖化の主要原因であるCO₂の排出量削減等に対して積極的に取組み、環境創造産業として地球規模の環境保全について率先して実践することが期待されています。

建設省においても「建設産業における環境行動の在り方」について総合的に検討するため、委員会を設置し検討を進めています。

重点課題 5

建設産業の国際化への対応

建設市場の国際化は、世界的な大きな流れとなっており、平成8年1月1日以降、世界23カ国間において新しい政府調達協定が発効しました。

日本も協定加盟国であり、この新たな政府調達協定の下、国、地方公共団体等が調達する一定基準額以上の工事、設計・コンサルティング業務等の建設サービス分野において、内国民待遇及び無差別待遇の原則が適用されます。

今後は、建設産業界だけではなく、発注者も新しい政府調達協定に熟知していくことが重要です。

推進事業11 建設市場国際化事業

建設市場国際化事業においては、新しい競争ルールに関する理解を広く深めてもらうとともに、近年住宅業界等では積極的な活用が進む海外輸入資材の活用促進を図ります。

また、海外では入札参加資格として取り入れられている ISO9000s 等国際規格に関する体制づくりを推進します。

① WTO 政府調達協定の理解促進

WTO (World Trade Organization : 世界貿易機関) とは、世界貿易機関を設立する協定によって1995年に設立された国際機関です。WTO体制は旧ガット体制に替わるものであり、世界貿易機関を設立する協定には、付属書1から4までの協定等（政府調達協定も含まれている）が収録されています。

この WTO 政府調達協定に関しては、発注者側に正しい理解に努めてもらうことが重要であることから、発注者向けの講習会等を実施することとしています。

新たな「政府調達に関する協定」の概要

- 1 新たな「政府調達に関する協定」（以下「新協定」という。）は、政府調達の分野における法令、手続及び慣行に関する内外無差別原則の確立とそれらの透明性の確保等の必要性を認め、現行協定の拡充改善、サービスへの適用拡大を意図して、先進各国をはじめとする23カ国の署名により、1994年4月15日マラケシュで作成されたもので、1996年1月1日発効しました。

2 新協定の概要は以下のとおりです。

(1) 適用範囲

- ① 適用機関 中央政府機関は、会計法の適用を受けるすべての機関

(注) 地方政府機関は都道府県及び政令指定都市、政府関係機関は84特殊法人

- ② 適用サービス 付表4で特定。

- ③ 適用基準額 (中央政府機関の場合)

産 品 13万 SDR

建設サービス 450万 SDR

建築設計等 45万 SDR

その他サービス 13万 SDR

| 地 方 | 特殊法人 |
|------------|------------|
| 20万 SDR | 13万 SDR |
| 1,500万 SDR | 1,500万 SDR |
| 150万 SDR | 45万 SDR |
| 20万 SDR | 13万 SCR |

(注) 予定価格を用いて評価。

邦貨換算額は、平成8年3月31日までの適用額。

(2) 内国民待遇及び無差別待遇

協定の適用対象の調達について、各產品・サービス、各供給者に対し付与。

(3) 入札手続

- ① 公開入札・選択入札 (我が国では、それぞれ一般競争入札、指名競争入札に対応)

イ 資格審査

- ・入札手続参加資格を適当な早期に官報により公示する。
- ・資格審査を申請する供給者に対する隨時（調達計画への参加の招請の公示が行われた場合を含めて）の資格審査を確保する等。

ロ 調達計画への参加招請（入札の公告、公示、通知の要件の強化）

- ・調達案件の公示により行うことを原則とする。
- ・公示事項及び内容の拡充、拡大。
- ・WTO公用語（英・仏・西語）による概要の公示の制度を設ける。
- ・官報により公示。

ハ 入札期間

- ・原則、参加招請の公示の日から40日以上とする。ただし、急を要する場合においては、10日まで短縮可能。
- ・一連の調達契約のうち2回目以降の公示にあっては、24日まで短縮可能。

ニ 入札説明書

- ・有効な入札書を提出するために必要な情報を記載した入札説明書を供給者からの要請に応じて送付する。

ホ 直接持参又は郵便による入札の原則

ヘ 落札者の決定

- ・契約履行能力を有する入札者であって、最低価格による入札を行ったもの又は

- 公示若しくは入札説明書に定める特定の評価基準により最も有利であると決定された入札を行ったものを落札者とする。
- ② 限定入札（我が国では、随意契約に相当）
限定入札が可能な場合を、列挙された一定の場合に限定。
- (4) 情報提供等の義務
・官報により、落札決定後72日以内に落札者等を公示。
・入札参加者に対する落札の決定の書面による通知。
- (5) 苦情申立ての手続
締約国は、無差別な時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手続を整備するものとする。
- (6) 協定の機関、紛争解決
・政府調達に関する委員会を設置。
・WTO 紛争解決了解を適用。
- (7) 適用除外
・安全保障、国家防衛に係る措置への適用除外。
・公衆道徳、公の秩序等に係る措置への適用除外。
- (8) 国内法令に関する措置
締約国の政府は、協定発効以前に、自国の法令・行政上の手続、適用機関の規則・手続・慣行を協定に適合したものとすることを確保。

② 輸入資材の活用推進

建設コストの縮減を図る上で、安価で良質な輸入資材を活用していく等資材購入の合理化を図っていくことが求められています。

海外土木資材活用の促進を図るために、(財)日本建設情報総合センターの JACIC NET を活用し、海外土木資材の入手方法、価格や海外土木資材の輸入実績等の情報提供を行うための「海外土木資材情報コンタクトポイント」を開設したところです。

今後は提供情報内容の充実とさらなる普及を目指していくこととしています。

海外土木資材情報コンタクトポイント (FCOM) の設置

海外土木資材に関しての相談、情報提供等に対応するための組織、コンタクトポイントとして、(財)日本建設情報総合センター (JACIC) に「海外土木資材情報コンタクトポイント (FCOM)」が設置されています。

事務局 (財)日本建設情報総合センター

〒107 東京都港区赤坂 7-10-20 アカサカセブンスアヴェニュービル

TEL 03-3583-4127
FAX 03-3505-2966
JACIC NET 電子メール番号 Y0005

国際建築資材情報コンタクトポイント（IBIC）の設置

建築資材（建築工法も含む）等の認証及び輸出入に係る相談、苦情処理、情報提供等に対処するための組織、コンタクトポイントとして、建築・住宅関係国際交流協議会に「国際建築資材情報コンタクトポイント（IBIC）」が設置されています。

事務局 (財)日本建築センター内 建築・住宅関係国際交流協議会
〒105 東京都港区虎ノ門3-2-2 第30森ビル
TEL 03-3437-6481
FAX 03-3437-6482

③ 国際規格への対応のための体制づくり

建設市場の国際化が進展することにより、建設産業においても国際規格に準拠した規格の採用が求められてきます。

現在、建設工事の品質の分野においては ISO9000s と呼ばれる品質管理及び品質保証に関する国際規格が注目を浴びており、建設省においても平成8年度より品質管理を ISO9000s に従って行う ISO9000s 適用パイロット事業を行うこととしています。

今後は、各企業や建設業者団体において国際規格に対応していくための準備・検討を進めていくことが必要です。

ISO9000シリーズ

ISO9000シリーズとは、ISO 規格のうち、規格番号が9000番代のもので、品質システムについて定めた規格です。

供給者が、需要者の要求事項を満足する製品やサービスを継続的に供給するための組織体制責任、生産工程・手順が備わっているかどうか、また、その実施状況が適切であるかどうかをチェックするための規格です。

重点課題6 不良不適格業者の排除

90年ぶりといわれる一連の入札・契約制度に関する改革により、一般競争入札方式の本格的実施や指名競争入札方式の大幅な改善等「不正のおきにくいシステム」づくりが行われました。

日本では、不良不適格業者を的確に排除できなかったために、かつて一般競争入札方式の導入で2度失敗を経験しています。今回の改革を着実に定着させていくためには、徹底した不良不適格業者の排除を行っていくことが重要です。

推進事業12 建設業法等遵守促進事業

平成6年6月に建設業法が一部改正され、「技術と経営に優れた建設業者が伸びることができる公正な競争の土俵づくり」を目指し、不良不適格業者の排除を徹底するための建設業許可基準の強化、監督の強化等が行われました。

今般の法律改正の目的を確実に実現していくためには、発注者、受注者双方がモラルの確立に努めるとともに、各般の措置を総合的に推進していくことが不可欠であり、建設業法の遵守に対する積極的な取組みが求められます。

改正建設業法の概要

今回の建設業法の一部改正の主旨は、次のとおりです。

- (1) 不良不適格業者の排除を徹底するため,
 - ① 建設業の許可段階において不良不適格業者を排除することとし、建設業の許可基準の強化を行うこととしました。
 - ② 監督処分を一層的確かつ厳正に行うこととし、監督の強化を行うこととしました。
- (2) 建設工事とりわけ公共工事の適正な施工を確保するとともに請負契約の適正化を図るため,
 - ① 入札参加資格審査の厳正化を図ることとし、公共工事の元請負人となろうとする建設業者に対し経営事項審査を義務付けることとしました。
 - ② 工事現場における下請負人の適正な把握、管理を促進することとし、施工体制台帳等の整備を義務付けることとしました。
 - ③ 公共工事の現場における技術者の設置を徹底することとし、全28業種について、申請者の申請に基づき監理技術者資格者証を交付し、公共工事の現場における監理技術

者の専任性を徹底することとしました。

- ④ 適正な請負価格の設定を促すこととし、見積りの適正化を図ることとしました。
 - ⑤ 請負契約の内容の整理・保存、適正な施工管理を促すこととし、営業所ごとの帳簿の備付けを義務付けることとしました。
- (3) 建設業の許可の簡素合理化を図るため、
- ① 許可の有効期間を延長することとしました。
 - ② 許可の更新の際の添付書類の一部を省略できることとしました。
 - ③ 変更等の届出の期限を延長することとしました。

① 技術者専任制をリアルタイムで確認できる体制の拡充

建設業法第26条の規定により、一定規模以上の建設工事を請負った建設業者は、配置する技術者を専任で定めなくてはなりません。

各発注機関では、監理技術者資格者証の利用等により専任制の確認を行っていますが、技術者の専任制を徹底するために、データベースを活用した専任制確認システムの構築を進めているところであります。

今後は、このシステムを公的発注機関すべてに普及・定着を図ることによって、技術者専任制をリアルタイムで確認できる体制の整備を図ることとしています。

工事別必要な専任技術者（建設業法第26条第3項）

公共性のある工作物に関する重要な工事で政令で定めるものについては、主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。

・政令で定めるもの：工事1件の請負金額が2,500万円以上の工事

（建築一式工事の場合は5,000万円以上の工事）

・監理技術者の設置が義務付けられている工事：

特定建設業者が発注者から直接請け負う工事で、下請負契約の総額が3,000万円以上の工事

（建築一式工事の場合は、4,500万円以上の工事）

② 一括下請契約や下請代金支払の適正化等を監視する体制の強化

下請契約が適正に締結され、下請代金が適正に支払われることは、健全な建設産業の発展を図る上で極めて基本的な事項です。

総合工事業者、専門工事業者双方が今後の生産システムの在り方を考える「生産システム合理化推進協議会」において、適正な契約の締結・履行を行うための実効的な

方策について検討することとしており、申合せ等により周知を図ることにしています。

また、建設省では全国の特定建設業者を対象に、下請代金の支払状況等に関する実態調査を実施しており、調査結果に基づいた指導の一層の強化を図ることにしています。

一括下請負の禁止について

一括下請負の禁止

一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設業者に寄せた信頼を裏切ることとなること等から建設業法で禁止されています。

(一括下請負に該当する事例)

- ① 建築物の電気配線の改修工事において、電気工事のすべてを1社に下請負させ、電気配線の改修工事に伴って生じた内装仕上工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合
- ② 戸建住宅10戸の新築工事を請け負い、そのうちの1戸の工事を1社に下請負せる場合
- ③ 道路改修工事2kmを請け負い、そのうちの500m分について施工技術上分割しなければならない特段の理由がないにもかかわらず、その工事を1社に下請負させる場合

③ 独占禁止法等の遵守促進

建設産業界では、入札談合等の独占禁止法違反事件が次々と摘発されるなど、業界の体質そのものが国民の厳しい批判にさらされています。

このような情勢を受けて、公正取引委員会は「公共入札ガイドライン」を示すなど独占禁止法の運用強化だけでなく、独占禁止法の制度・体制の充実・強化を図っており、発注者、建設産業界ともに独占禁止法の趣旨・内容を十分理解していくことが重要です。

公共入札ガイドラインについて

1 受注意欲の情報交換等について

- ・「入札に参加しようとする事業者が、当該入札について有する受注意欲、営業活動実績、対象物件に関連した受注実績等受注予定者の選定につながる情報について、それら事業者間で情報交換を行い、又はそれら事業者を構成員とする事業者団体が、かか

る情報について、収集・提供し、若しくはそれら事業者間の情報交換を促進すること」は、違反となるおそれが強い。

（「原則として違反となるもの」の留意事項として書かれているが、この留意事項の性格が「違反となる行為との関連で、入札談合防止の観点から特に注意すべき事項」である旨を明記。）

2 共同企業体の結成のための情報交換について

- ・「共同企業体により入札に参加しようとする事業者が、単体又は他の共同企業体により当該入札に参加しようとする事業者との間で、当該入札への参加のための共同企業体の結成に係る事業者の組合せに関して、情報交換を行い、又は事業者団体が、かかる情報交換を促進すること（4-9に該当するものを除く。）」は、違反となるおそれがあります。
- ・「事業者が、入札に参加するための共同企業体の結成に際して、相手方となる可能性のある事業者との間で、個別に、相手方の選定のために必要な情報を徴し、又は共同企業体の結成に係る具体的な条件に関して、意見を交換し、これを設定すること（受注予定者の決定につながるようなことを含まないものに限ります。）」は、原則として違反となりません。

④ 暴力団排除に関する連絡監視体制の強化

建設省では、建設業からの暴力団排除の徹底を図るため、警察庁との連絡体制を一層強化する観点から、「建設業暴力団対策連絡協議会」を設置し、暴力団排除に関する情報交換等を行っています。

各地方公共団体においても、今後は都道府県警との定例的な連絡会議を設置する等暴力団排除に関する連絡体制を一層強化していくことが重要となっており、必要に応じて産業界とも連携した体制を整備していくことが求められています。

推進事業13 共同企業体適正化事業

建設工事における共同企業体は、大規模工事の安定的な施工や中小建設業者の育成・振興に効果を有する一方で、安易な運用が行われた場合には、不良不適格業者の参入や工事施工の非効率化等の弊害をもたらすなど、建設業の健全な発展を阻害する恐れもあるため、共同企業体制度の適正化に努めることが求められます。

① 共同企業体制度の活用状況の把握と共同企業体運用準則の定着促進等

各公共発注機関が、共同企業体を活用する際の指針となる「共同企業体運用準則」については、平成6年3月中央建設業審議会において単体発注の原則を徹底するという改善方針のもと改定がなされ、特定JVについて、対象工事規模の引上げや予備指名の廃止などが行われました。

建設省では、各公共発注機関における共同企業体制度の活用に関する実態を把握するとともに、「共同企業体運用準則」の一層の定着促進に努めることとしています。

「共同企業体運用準則」の改定内容（概要）

1 特定建設工事共同企業体の対象工事の種類・規模について

対象工事の規模については2ないし3億円程度を5億円程度とするとともに、工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事においても単体で施工できる業者がいると認められるときには、単体企業と特定建設工事共同企業体との混合による入札とすることができるものとする。

2 特定建設工事共同企業体の構成員の数について

例外的措置として5社までとしていたが、2ないし3社とする。

3 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せについて

施工技術上特段の必要性がある場合に限り、第三位等級に属する者を構成員とする。

4 特定建設工事共同企業体の構成員の結成方法について

予備指名を廃止し、自主結成とする。

5 その他所要の修正

② 共同企業体運営指針の普及・促進

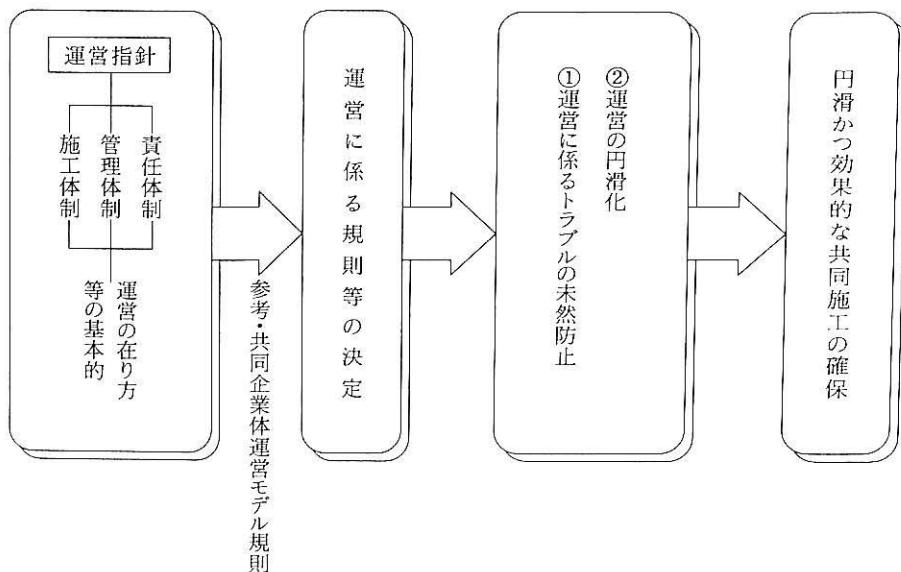
共同企業体の在り方の適正化を図るために、発注者サイドでの共同企業体運用の適正化とともに、受注者サイドでの円滑かつ効率的な共同施工の実施が必要不可欠です。

共同企業体運営指針は共同企業体の円滑な運営のための施工体制、管理体制、責任体制その他基本的な運営方法に在り方を示したものであります。但し、実際の工事の施工に当たっては、運営指針の趣旨に沿った運営に関する具体的な諸規則を整備することが必要であることから、個別の共同企業体が各種規則等を作成する際の具体的なモデル規則として「共同企業体運営モデル規則」を設定しており、指針及びモデル規則の普及・促進を図ります。

共同企業体運営指針・共同企業体運営モデル規則

共同企業体運営指針は、共同企業体の運営を適正に行うために、その運営において準拠されるべき基準となるものであり、モデル規則は、運営指針の趣旨をより具体的に示したものであります。

「共同企業体運営指針・モデル規則」の役割



重点課題7

建設産業に対する理解の増進

建設産業は国民生活と産業活動の基盤づくりを担う基幹産業であり、社会に対する高い貢献を行っているにもかかわらず、建設産業が果たしている社会的使命や魅力が国民に対して十分に伝わっているとは言い難い状況にあります。

国民から信頼される産業として建設産業が発展するためには、国民に対して正しい理解を求めていく必要があります。

推進事業14 建設産業広報推進事業

建設産業のイメージアップを図る第一手段として広報活動が挙げられます。広報活動はその対象と手段を的確に設定することが重要であり、最大限に広報活動の効果を活かしていくためには、時代の要請にあった活動を行っていくことが重要です。

平成7年度 東京都建設系高校生作品展

開催期間 平成7年11月13日～15日

会 場 東京都第2庁舎

- 展示作品 (1) 製図（土木構造物・建築構造物）
(2) 模型（建築物等）
(3) 研究課題作品
(4) 写真

東京都及び(社)東京建設業協会の主催により、都内の建設系高等学校生徒の作品展が開催されました。

この作品展は、都内の公立・私立高等学校のうち、建築科、建設科、農業土木科などの建設に関係のある学科を持つ建設系の高等学校の生徒が作成した、建造物の模型や製図などを集めて日ごろの学業の成果を展示した他、出展校の学校案内や、中学生の父兄に対する新学相談会、工業高校生に対する進路相談会も併せて開催されました。

① 建設産業の業種横断的広報体制の整備

建設産業団体や各企業では、それぞれが個別に広報活動に取り組んでいます。今後は、効率的かつ重点的な広報活動を行っていくために、個々に行われている広報活動の連絡調整を行うための組織づくりを行い、効果的な事業実施を行うこととしています。

② 多様なマスメディアを総合的に活用した建設産業のPRの推進

第二次構造改善推進プログラムにおいては、小学生新聞やラジオ番組等のメディアを活用した建設産業のPRを行ってきましたが、近年マルチメディア時代の到来を受け、情報通信等を活用した新しい形のPR方法が出現しています。

各メディアには、それぞれに一長一短があるため、各メディアの特徴を踏まえた総合的なPRを行うことを推進します。

③ 公共施設を活用した国民に「顔の見える建設産業」のための広報活動の推進

人々に広く利用される公共施設について、建設中の現場の写真・設計図・感動的なエピソード・工事に携わった人々を紹介する展示コーナー等を設け、国民に「建設産業の顔が見える」ような広報活動を推進します。

建設現場の広報活動例

- ・仮囲いに街頭テレビ

仮囲いに作ったボックスの中にテレビを置き、通行人や近所の人々に現場内の作業状況がわかるよう、中の様子を放映。

- ・養生シートに絵を

殺風景になりがちな建設現場の養生シートに絵をデザイン。

- ・写生大会を実施

ダム工事現場で村の小中学生全員による写生大会を実施。

- ・あいさつ看板に社員の顔写真

近隣の住民とのコミュニケーションを良くするため、現場の周辺に社員の顔写真入りの看板を設置。

- ・工事ニュースの配布

近隣の住民の工事への理解を深め、協力してもらうため、工事の予定や進捗状況を書いた「工事ニュース」を配布。

(資料 明日の顔はどんなカオ 2 : 建設業振興基金)

推進事業15 建設産業文化創造事業

建設産業に対する国民の魅力を一層増進させるために、建設産業が今まで築いてきた文化や歴史、技術、経験等を体系的に整理し、国民に対して分かりやすく示していくことが重要なテーマとなっています。本推進事業では、これから建設産業が文化創造産業としての役割を果たしていくような体制づくりを行っていくこととしています。

① 建設関連総合図書館・博物館構想の推進

建設産業においては、学術的研究を行うための必要な資料や史料が体系的な形で整理されていないことが多々指摘されています。

そのために、建設産業に関する資料等を集中的に収集、保存、管理するとともに、他の機関・組織が保有する資料等についての情報を管理し、また必要情報の提供を行う機関として、建設関連総合図書館・博物館構想を推進していきます。

西日本建設業保証(株)建設図書室

| | | |
|----------|---|----------------------------------|
| 設置場所 | 大阪市西区立売堀2-1-2 「建設交流館」2階 | ☎ 06-543-2551 FAX 06-543-2050 |
| 面積 | 276m ² | |
| 蔵書等 | 図書 18,535冊 雑誌 160誌（建設産業を中心に経済、法律、金融関係、統計、会報） 新聞 17紙（一般紙、建設業界紙） ビデオテープ 564巻 オートスライド 160巻 | |
| 蔵書範囲 | 建設産業に関連する法律、経済、経営、統計、技術書（土木・建築・設備の法規、政策、沿革史、工事記録、人物誌、経営実務、技術専門書） | |
| 特殊コレクション | 建設関係の古典的名著、埋蔵文化財に関する文献、公害防止環境保全図書、社史、団体史、建設エッセイ、伊藤文庫 | |

② 國際的情報交換・人材交流による國際貢献の推進

我が国が国際的地位を向上させている中で、内外の建設産業における国際化は進展しており、我が国が開発途上国の国土づくりのために積極的に貢献していくことは重要な責務であります。今後は更に開発途上国の建設事業を担う人材の養成を通

じて、開発途上国に貢献していくことが求められており、(財)建設産業教育センターを中心に建設分野における海外研修生の受入れや海外技術協力要員の養成を推進していきます。

③ 建設産業の学術的研究の推進

現在、大学の研究室や(財)建設経済研究所等において、日本及び海外の建設産業に関する調査、研究が広く行われております。今後はこのような研究等に対して積極的に支援を行っていく一方、大学への寄附講座を推進していくことにより、建設産業組織の分析等建設産業の学術的研究を推進していきます。

資料編

1. 建設産業政策大綱

—要旨—

1 建設産業政策大綱策定の背景と目的

わが国の建設産業は、建設生産に係る一連のプロセスを担う総合組立産業として広い裾野を持つ基幹産業であり、住宅・社会資本の整備、地域経済や雇用の下支えなど社会・経済的にも重要な役割を担っている。また、その倒産率の高さからもわかるように基本的には厳しい競争環境にある。

ここ数年、繰り返された談合や贈収賄といった不祥事は、建設産業に対する国民の不信を引き起こすとともに、一連の入札・契約制度の改革やWTO政府調達協定の発効（1996年1月）といった「新しい競争の時代」の訪れは建設産業界の中に先行きの不透明感や新しい競争方式や建設市場の国際化に対する不安を引き起こしている。

このような背景の下、建設産業政策の本来の役割である「技術と経営に優れた企業が適正な市場競争を通じて成長できる枠組みを作る」という観点から、この建設産業政策大綱では、次の2点を大きな目標として掲げた。

- ① 建設産業が今後、適正な競争を通じて「良いものを安く」エンドユーザー（最終消費者である国民）に提供することを明らかにし、国民の信頼を確立すること
- ② 建設産業が不安を感じている「新しい競争の時代」の構造及び将来像を明らかにするとともに、新しい産業政策の基本方向を示すことによって、21世紀に向けて建設産業が自信と活力を取り戻せること

また、その具体化に当たっては、①建設業を中心とする建設産業全体を対象に、②産業政策と公共発注の役割分担を明確にしつつ、③競争において建設生産物の品質・信頼性をどうするかを重要な政策課題とし、④今後の政策展開にあたっては「変化の方向」は堅持しつつ現在の産業構造との調和を図ることに留意しつつ進めることとしている。

2 日本の建設産業の課題

(1) 産業組織上の課題

わが国の建設産業は、「企業数が多過ぎる」「中小零細企業のシェアが高い」と言われる。しかしながらこれらの点について一企業当たりの建設投資額や就業者数を主要国と比較すれば、日本の企業数が国際的に見て特に多いわけでも企業規模が零細という訳でないことがわかる（表－1）。

表－1 建設業の国際比較

| | 日本 | 米国 | 英國 | ドイツ | 韓国 |
|-------------------|-------|-------|------|------|-------|
| GDP (兆円) | 469 | 705 | 105 | 213 | 34 |
| 建設投資額 (兆円) | 95 | 73 | 8 | 19 | 8 |
| (対 GDP 比) | 20.3% | 10.4% | 7.6% | 8.9% | 23.5% |
| 全就業者数 (万人) | 6450 | 11688 | 2688 | 2933 | 1825 |
| 建設業就業者数 (万人) | 640 | 709 | 181 | 194 | 169 |
| 全就業者数に対する割合 | 9.9% | 6.1% | 6.7% | 6.6% | 9.3% |
| 建設就業者一人当建設投資額(億円) | 0.15 | 0.10 | 0.04 | 0.10 | 0.05 |
| 建設業者数 (万社) | 53 | 58 | 21 | 17 | 1 |
| 一業者当建設投資額 (億円) | 1.8 | 1.3 | 0.4 | 1.1 | 8 |
| 一業者当就業者数 (人) | 12.1 | 12.2 | 8.6 | 11.4 | 169 |

資料：建設省「建設統計要覧」

建設経済研究所「米欧韓日の建設産業構造に関する調査研究報告書」

（注）

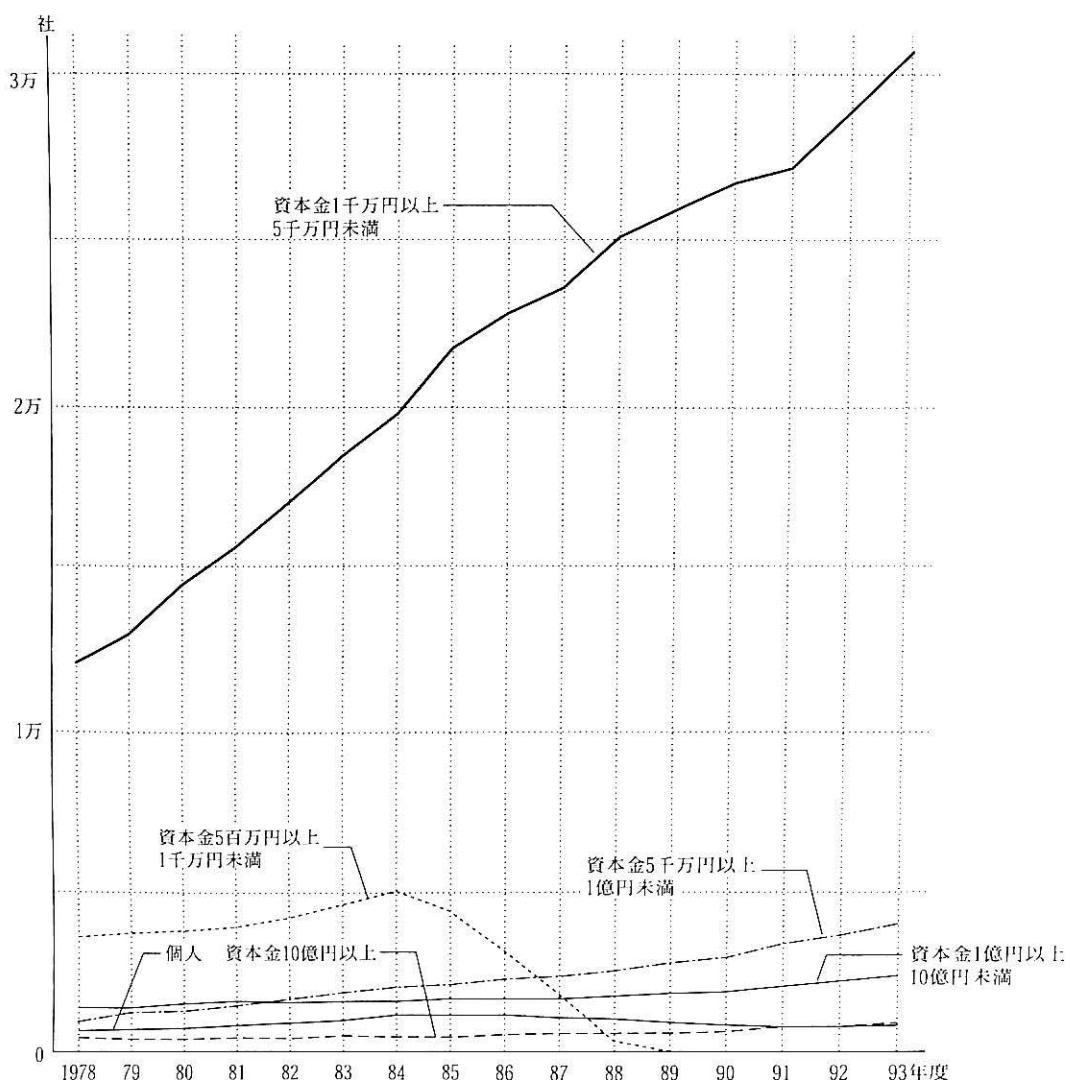
- 1 各国のGDP、建設投資額は1993年価格（1 \$ = 110.5円、1 ECU = 128.0円、1 ウォン = 0.139円）
- 2 就業者数は日本1993年、米国1991年、英国1990年、ドイツ1990年、韓国1993年
- 3 就業者数は日本1993年、米国1990年、英国1988年、ドイツ1990年、韓国1993年
- 4 表中の建設投資額は新規投資に維持及び修繕を加えたもの
- 5 韓国の建設投資額は維持・修繕を含まない。

(2) 中小元請建設業者の急増

図－1は特定建設業者数の資本金階層別推移を示したものである。この中で地方公共工事の主要な担い手である資本金1千万円以上5千万円未満の企業数が顕著な増大傾向を示している。一方、この間における公共工事の実質請負契約金額は1.5倍程度しか増えおらず、成長性の限られた市場に元請指向の強い中小企業が参入を続けてきた状況にある。

このように、業者数の増加に見合うだけの拡大が望めない市場において、技術的特性

図一 特定建設業者数の資本金階層別推移



資料：建設省「建設業許可の現況」

(注) 特定建設業者＝発注者から直接請負った1件の建設工事につき、下請代金の総額が2千万円以上（建築工事は3千万円以上）となる下請契約を締結して施工することができる許可（建設業法第15条）を受けた建設業者。（なお、下請代金の総額の下限については、平成6年12月に1.5倍に引き上げられている。）

もなく公共工事に大きく依存していくという業態のままでは将来的な発展が難しく、この傾向は競争環境の中でさらに強まると予想される。

(3) 重層下請と企業の系列化

重層下請や企業の系列化については、単品受注、移動生産という建設業の特性から一部に合理性も見られるものの、今後競争に強い身軽な経営を行うためには、重層下請や企業の系列化を見直す中で、専門工事業者の体质強化などを図ることが必要である。

(4) 低い労働条件と不足する技能者

わが国の建設産業の労働条件については、着実な改善が図られているといえ、他産業あるいは諸外国に比べ著しく立ち遅れた状況にある（表－2）。今後予想される技能者不足に対処しつつ労働条件を改善していくためには、労働生産性の改善が鍵となる。

(5) 低い海外活動の比重

国内の建設投資が国際的に高水準であるなどの理由により我が国の建設業者における海外活動の比重は極めて低いものとなっている。しかしながら、我が国の優良な建設業の国際展開を図るという長期的な視点に立てば、今後は海外においても着実な事業展開を図っていくことが必要である。

3 建設産業をめぐるマクロ的環境

建設産業の将来を展望する上で一つの鍵が市場の行方である。建設産業をめぐるマクロ的環境の変化は企業の行動、産業組織に大きな影響を及ぼす。ここでは①建設投資、②労働力需給、③産業構造、④入札・契約制度、⑤建設市場の国際化の5点についてその将来予測、枠組みの提示を行った。

(1) 建設投資の将来予測においては、西暦2010年までの間は総じて堅調な建設需要が期待されており〔建設投資全体：740兆円（1991年～2000年）、1040兆円（2001年～2010年）〕、その意味でこの間は企業及び産業界全体が来たるべき投資環境の変化への対応、産業の構造改善を進める上で、極めて重要な時期である。今後新しい展開が見込まれる分野としては、①建設補修や更新投資の分野、②都市づくりに関連する分野、

表－2 建設労働市場（生産労働者）の日米欧比較

| | 日本 | 米国(ユニオン) | 英國 | ドイツ |
|------|------------------|-------------------|----------------------------|---------|
| 年齢構成 | 最近高齢化が進展 | 20～30歳代が殆ど | 高齢化は一般作業員では見られないが技能職で徐々に進行 | |
| 労働時間 | 全産業平均に比べて長い | 全産業平均に比べて短い | | 全産業平均程度 |
| 賃金水準 | 全産業平均に比べて低い（81%） | 全産業平均に比べて高い（149%） | 他産業に比べて良いとは言えない | 全産業平均程度 |

資料：建設省「内外価格差研究会報告書」（1994年12月）

（注） 1 賃金水準は一日当たりのものであり、比較時点は1992年である（いずれも男女を含む平均）。
2 米国の非ユニオン建設生産労働者の賃金水準は、全産業平均の92%である。

③経済社会の変化（情報化、高齢化、国際化、環境重視）などに対応した新しい需要分野、④企画・設計等のソフト分野をあげている。

- (2) 労働力需給の将来予測においては、底堅い建設労働力需要が見込まれている〔就業者数730万人（2000年）→840万人（2010年）、現場生産労働者数430万人（2000年）→480万人（2010年）〕が、若年労働力の確実な減少や、労働市場全体の流動化等を考えれば、従来以上の労働条件の改善に加え、女性や高齢者といった人材層にも職域の拡大が必要になると指摘している。
- (3) 先端産業を中心に産業組織の構造変化が急速に進んでいることを受け、建設産業においても従来のゼネコンを中心としたピラミッド型の組織だけではなく、今後得意分野を持った企業のネットワークによる新しい組織形態が有効に機能する可能性を示唆している。
- (4) 新しい入札・契約制度については、特に地方において執行体制が不備なまま採用されている例もあることから、適切な発注体制の整備が不可欠であることを指摘とともに、今後の発注改革の方向として多様な発注者、多様な工事の性格、多様な受注者という現実を踏まえながら、多様な入札・契約方式の中から最適な方式を選択すべきとしている。
- (5) 建設産業をめぐる国際化の状況としては、1996年1月以降WTO政府調達協定の発効により、基準額以上の調達に関して地域内企業に限定するような入札参加資格要件を付することは内国民待遇等の原則に抵触する恐れがあることを指摘するとともに、欧米先進諸国及び韓国の建設市場・建設産業が実績、意欲を有する分野として以下のようない分析をしている。また、外国人労働力の問題では技能者よりも技術者の活躍の機会が増えることを指摘している。

米国…CM／PM等建設プロジェクトの設計・コンサルティング部門に実績を有し、大型かつ高度な技術を有する事業を指向。

欧州…設計・コンサルティング部門における実績は、英・仏企業が米国企業を凌ぐ。

しかしながら、全般的にはむしろ第三国市場における日本企業との協力に関心。

韓国…日本市場への参入に最も意欲的。特にコスト面における建設施工、資機材供給に強み。

4 建設産業政策3つの基本目標と実現への視点

建設産業が国民に開かれ、信頼される産業として発展するためには、以下の3つの目

標を実現する必要がある。

- 第一 国民に対する目標：トータルコストで良いものを安く提供する。
- 第二 経営体に対する目標：技術と経営に優れた企業が自由に伸びる。
- 第三 産業で働く人に対する目標：技術と技能に優れた人材が生涯を託せる産業を作る。

目標1 エンドユーザーに「トータルコスト」で「良いものを安く」提供する

目標1は単に建設された時点での施工費用のみでなく、企画・設計などのソフトのコストや、維持・管理・運営も含めた「トータルコスト」(ライフサイクルコスト)で「良い品質のものを安く」提供することにより国民の信頼を回復するとともに産業界全体の発展を促すことを提案している。

具体的には、コストダウンに向けた企業体质の強化を図るために、①コスト管理能力の強化、②バブル期に進んだ“水膨れ体質”的早急な是正を初めとした管理部門の合理化の推進、③労働生産性の戦略的向上、④資材購入の合理化、⑤CAD、CALS、EDI等の導入といった情報通信技術の活用を進めることが重要である。

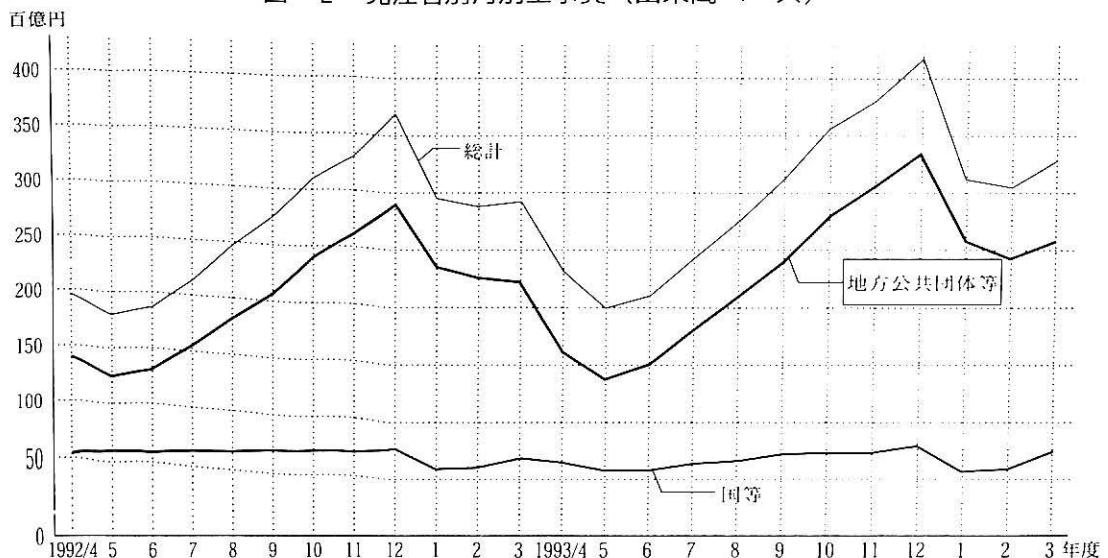
また、「良いもの」という観点からは、総合的な品質・安全確保への取組みが不可欠であり、①業種横断的拠点的教育訓練施設の整備などによる優良な技能者の確保、②ISO9000等の国際規格に対する積極的取組みといった品質確保のための体制づくり、③自主的な品質保証の在り方や瑕疵担保（期間等）の見直しなど品質向上による競争体制づくり、④リサイクルの推進を含めた環境への配慮、⑤規制による安全対策に加え、「人」に視点を置いた対策（規制+人間心理等）を進めるなどの新しい安全対策の展開を図るべきである。

さらに、「良いものを安く」提供し、受注競争を勝ち抜くためには、技術開発の推進が不可欠である。製造業等に比べて研究開発投資が少なく、独自性に欠ける研究体制を強化するためには、他分野・他企業との連携による研究開発を進めるとともに、民間企業の研究開発成果が公共工事においても活用できる途を拓げてゆく必要がある。

加えて、「トータルコスト」という観点からは、建設生産システムを変革する必要があり、建設生産システムも建設産業の業態も発注者のニーズに合わせた変化を進める必要がある。このため、企画・設計・技術開発等のソフト業務の金銭的評価の確立と合わせて、様々な建設生産システムのメリット・デメリット、発注者・受注者に求められる要件等を明らかにしていくことが今後の政策課題である。

一方、これらの取組を実現していく上で重要な役割を果たす発注者に対しては、①発注の一層の平準化、特に地方発注の平準化（図-2）、②建設コストの低減に配慮した中小企業対策の推進、③自己責任の原則に基づく規制緩和の必要性を指摘している。ま

図一2 発注者別月別工事費（出来高ベース）



出典：建設省「建設総合統計」より作成

(注) 1 国等=国、公団・事業団、政府企業

地方公共団体=都道府県、市区町村、地方公営企業、その他

2 出来高ベース：着工額に工事別・工期別の出来高分布率（工事進捗率）を乗じて算出。
着工額ベースが着工時に一度に計上されるのに対し、出来高ベースでは実際の工事進捗率に合わせた工事量の把握が可能となる。

た、コストダウンに当たり「ダンピング」が生じないよう企業の資格審査や工事検査の厳格化、業界独自の品質保証の制度などを作り上げていくことが期待されている。

目標2 「技術と経営に優れた企業」が「自由に伸びられる競争環境」をつくる

目標2は建設業界に企業成長のインセンティブを与えることにより、行政として意欲ある取組を紹介するとともに建設産業全体の活性化を図ることを提案している。まず、①特色ある企業による競争体制づくりを進めるため、建設業許可、企業評価の業種区分の枠組みについて、技術の体系に応じた簡素化や時代に合わせた専門分野の評価を合わせたものへと改善する。企業の専門性を的確に評価するとともに、技術に見合った企業活動の分野を拡大していくことが重要である。②元請企業の責任と体質を強化することにより、「元請にならないと十分な利益が確保できない」あるいは「誰もが元請になれる」という状況を改善し、元請としてのリスクマネジメントに耐えられるような企業経営を促す枠組みを設ける必要がある。このため、例えば企業体質の強化を図るための経営判断を阻害する要因、例えば△分社化や思い切った欠損処理による企業体質強化を妨げている完工高や利益重視の企業評価△合併等に不利となる受注機会の均等配分。さらには優良な中堅・中小元請企業の育成を進めるため、地域における技術力・施工力を適

正に評価し、技術力がありやる気のある企業が、1ランク上の仕事にチャレンジできる仕組みを作るなど、メリハリの効いた中小企業対策が求められる。③専門工事業の体质強化については、価格競争に陥りがちな専門工事業者の技術を評価する仕組を構築することにより、根本的な元下関係の適正化を実現するなどの取組を進める必要がある。

目標3 技術と技能に優れた人材が生涯を託せる産業をつくる

目標3は建設生産活動が大きく人材に依存することは、将来においても変わりがないという基本的認識に基づき、現場において直接施工機能を中心的に担う基幹的技能者の確保・育成を通じて、労働生産性の向上を図り「良いものを安く供給する」と「技能労働者の労働条件を改善していく」ことの両立に向けた人材戦略を進めることとしている。ここでの具体的な論点は、技能の高度化・複合化に対応した技能労働力を育成・確保していくために、こうした技能を建設生産システムの中に明確に位置付けることで、基幹的技能者の労働条件を改善することであり、このために、職業訓練法人や基金への支援による高度な技能の育成、公的評価の整備、企業評価や公共発注への反映が期待されている。

一方、供給構造の多様化による労働力の確保としては、機械化等による技能の非熟練化、単純化を進めることで、女性、高齢者の職域の拡大とその条件整備を図る必要がある。また、労働福祉などの基礎的な条件を確保しながら意欲ある自営業の活用を図ることも重要である。さらに、現場生産性を高めるためには、従来の職種区分を前提としない効率的な生産システムの検討や多能工化の推進、技能者から技術者への登用の促進が必要といえる。このようにして今後の建設生産システムにおいて、人材配置の効率化を進め同一企業内において、長期継続雇用による基幹的技能者と柔軟性の高い供給形態による短期雇用者などが適材適所で共存していくことが必要である。

5 政策の基本方向

以上の政策の具体化を図るため、本大綱では8つの政策25の具体策を掲げており、これらの政策・具体策を可能なものから速やかに実施に移すことにより、各施策を着実に展開していくこととしている。

1. 不良不適格業者の徹底した排除

①暴力団等の排除／②経審の異常値審査／③技術者の専任制リアルタイムチェック

2. ソフト分野の金銭的評価の明確化

①技術提案型総合評価方式の導入／②VE方式の導入／③CM業務の在り方について検討／④ソフト評価体制確立に向けた支援

3. 身軽な企業活動の枠組みづくり

①企業評価の枠組みの見直し（経審の完工高及び利益重視の再検討）／②建設業法の枠組みの再編（28業種の再編）／③元請責任の合理化／④平準化の推進（特に地方発注の平準化）

4-1. 人材育成の推進（企業活動の共通の基盤づくり）

①技能者の育成システムの再構築（技能教育のための学校教育との連携）／②技能の再評価と企業評価、公共発注への反映

4-2. 情報化の推進（企業活動の共通の基盤づくり）

建設産業界の情報基盤作り（標準ルールの整備、中小企業の情報化支援）

5. 中堅・中小企業が伸びる基盤づくり

①専門性の発揮できる企業評価（経審の評価区分の細分化）／②地元企業の施工力を適正に評価・活用する枠組み／③専門工事業が自立できる仕組みづくり／④優良な中堅・中小企業が大きな仕事にチャレンジできる仕組みづくり（施工成績評価とそのデータベース）／⑤優良中堅・中小企業の体質強化（企業合同、合併などの支援）

6. 建設産業における品質向上

①企業評価の公表／②品質保証の枠組みづくり（国際規格、瑕疵保証の見直し、独自の品質保証システム）

7. 建設産業の自助努力への支援

構造改善戦略プログラムの推進

8. 広報活動の充実等

①広報活動の充実（「建設産業の顔が見える」広報活動の充実、建設関連総合図書館・博物館の建設）②建設産業組織の分析（大学への講座寄附）③海外との交流（建設関係海外留学生の受け入れ・派遣）

建設産業政策大綱のあらまし

政策大綱策定の背景

国民の不信
建設産業界の非競争性・不透明性に
対する国民の不信

「新しい競争の時代」に
対する建設産業界の不安
①経営環境全般に対する先行き不安
②新たな入札・契約制度への不安
③建設市場の国際化への不安

政策大綱策定の目的

- ①「良いもの」を安く提供することとして建設産業に対する信頼を確立
- ②「新しい競争の時代」の構造と政策の基本方向を示して建設産業の自信と活力を回復

これから建設産業に求められる条件

建設産業政策展開の留意点

- ①建設産業政策の範囲
- ②建設産業政策と公私共済注との役割分担
- ③競争における品質・信頼性の確保
- ④現在の産業構造との調整



建設産業政策の基本方向

政策の基本方向

- ①不良不適格業者の徹底排除
- ②ソフト分野の金銭的評価の明確化
- ③身軽く企業活動の枠組みづくり
- ④-1 人材育成の推進
- ④-2 情報化の推進
- ⑤中堅・中小企業が伸びる基盤づくり
- ⑥建設産業における品質向上
- ⑦建設産業の自助努力への支援
- ⑧広報活動の充実等

建設産業政策の基本方向

建設産業政策の基本目標

- ①(国民に対する目標)
エンジニアード・トータルコストで良いものを安く
- ②(経営体に対する目標)
技術と経営に優れた企業環境づくり
- ③(建設産業で働く人に対する目標)
技術と技能に優れた人材が生産性を託せる産業づくり



「新しい競争の時代」の構造と将来像

経済社会フレーム

- ①建設投資の将来予測
- ②労働力需給の将來予測
- ③産業組織の構造変化

新しい入れ・契約制度の枠組み

- ・新制度の実施状況
- ・今後の発注改革の方向

国際的環境

- ・WTO政府調達協定の動き
- ・国内外の建設産業の比較優位分析
- ・外国人技術者・労働者の動向



日本の建設産業の課題

- ①産業組織上の特徴
- ②中小元請建設業者数の急増
- ③重層化・系列化の進展
- ④低い労働条件・不足する技能者
- ⑤低い海外活動の比重

—建設活動を通じて社会に貢献するために—
各建設企業ごとのビジョンづくり

↓
各建設企業による支授
構造改善戦略プログラムによる支授

2. 第二次構造改善 推進プログラム

— 人を大切にする建設産業を目指して —

1 基本的な考え方

(1) 基本方針

平成元年度から3か年度にわたる建設産業の構造改善の行動計画を示した第一次構造改善推進プログラムは、これまで、各企業、業界団体、(財)建設業振興基金、行政等のそれぞれの努力により、相応の成果を挙げてきた。

しかし、第一次構造改善推進プログラムの所期の目的が未だ十分には達成されていないことに加え、基幹的な建設技能労働者を中心に深刻となっている人材不足問題を早期に克服する必要があること、次第に進展が見込まれる国際化に対応して競争力のある企業体質をつくりあげる必要があること等の課題があり、内外の建設産業をめぐる環境変化に即応し得るよう一層の構造改善を進める必要がある。

このため、建設産業の健全な発展を促進することを目的として、個々の企業、業界団体が自覚をもって積極的に自助努力を行うことを前提に、建設産業行政の支援が必要な諸施策のうち平成4年度から6年度までの3か年度（以下「計画期間」という。）において重点的に実施すべき行動計画を示した第二次構造改善推進プログラムを策定し、建設省として、構造改善の一層の推進に取り組むこととする。

(2) 構造改善推進プログラムの基本目標

建設産業は、単品受注、屋外での移動・組立産業であるため、天候等の外的条件の影響を強く受けること、季節によって工事量の大きな変動がみられること、総合工事業者と専門工事業者との分業関係を軸にその都度組織された多数の建設業者と建設労働者が1つの生産現場で生産活動に従事すること等を背景に、雇用労働条件、生産性の面で立ち遅れが見られるとともに、総合工事業者と専門工事業者との間に片務的関係等の不合理な関係や必要以上に重層化した施工形態が見受けられる等依然解決すべき多くの問題がある。

このため、構造改善推進プログラムの基本目標としては、中央建設業審議会第三次答申（昭和63年5月27日）の趣旨に沿って、建設産業の雇用労働条件の改善と人材の確保

- ・育成、生産性の向上、総合工事業者と専門工事業者等を中心に各々が役割を分担しつつ協力して行われる建設生産におけるものづくりの仕組み（以下「建設生産システム」という。）の合理化、不良不適格業者の排除が位置付けられている。

(3) 現状認識

建設産業の雇用労働条件については、改善の兆しが見られるとはいえ、生産労働者の賃金水準が他産業に比して低いこと、日給、日給月給による賃金支払形態が多いこと、臨時雇用に対する依存度が高いばかりでなく、労務提供のみによる請負が少なくないこと等の問題がある。また、建設産業の労働生産性については、近年、基調としては上昇傾向を示しているものの、製造業に比べ依然低水準にとどまっており、これが建設産業の雇用労働条件の改善を遅らせている1つの要因となるとともに、現場離れ志向が加わって、中小建設業を中心とする建設技能労働者的人材確保を極めて困難なものとしている。建設生産システムについては、総合工事業者と専門工事業者との対等性を確保するための条件が十分整備されていないことに加え、近年、専門工事業者の施工比率が高まるとともに施工形態の重層化が進む傾向が見られる。

こうした状況下、今後1993年（平成5年）をピークに若年人口（18～22才人口）が、また、1995年（平成7年）をピークに生産年齢人口（15～64才人口）がそれぞれ減少に向かうと予想されていることから、産業間の人材確保競争がさらに激化の度合いを加えることが確実となっており、労働力人口をめぐる市場条件の変化が労働集約的な性格の強い建設産業の在り方に多大の影響を与えることが予想される。

すなわち、構造改善への更なる努力を怠ることとなれば、労働市場における人材不足が直接的には専門工事業者を中心とした建設技能労働者の確保を困難とし、これが施工形態の重層化を招いて生産性向上の阻害要因となる恐れがあるとともに、建設産業の低い生産性が雇用労働条件の改善を遅らせることによって、人材確保競争における建設産業の立場をさらに不利なものとする悪循環をもたらす可能性が強い。この結果、建設産業は発注者及び一般国民の多様化・高度化するニーズに的確に応えることが難しくなり、また、建設工事の安全確保や建設生産物の品質保証の面でも問題が生じる恐れがある。

なお、発注単価や工期の適正化、発注規模の適正化、工事発注の平準化、機械化・工場生産化等の省力化工法の積極的導入については、構造改善にも大きく寄与するところから、発注者全体のなお一層の理解と協力を得ることが求められている。

(4) 重点課題の設定

第二次構造改善推進プログラムは、今後、社会資本整備の必要性等から建設需要はなお根強いと見込まれるなかで労働力人口が増加から減少に転じる過渡期における行動計画であると位置付けられ、現下の建設産業をめぐる諸課題に応えるため、人を大切にす

る建設産業を実現するという立場を明確にした上で、①雇用労働条件を改善し、必要な人材の確保と育成を図ること、②経営基盤の強化、省力化投資の促進等により生産性の向上を図ること、③総合工事業者と専門工事業者とが、それぞれの役割を的確に果たすことにより、建設生産システムにおける合理化を推進すること、④建設業法が定める不良不適格業者の排除の枠組みを堅持することによって、規模にかかわらず、技術と経営に優れた企業が成長し得る市場環境の整備を促進することの4点を構造改善推進プログラムの基本目標に対応した重点課題とともに、⑤建設産業における安全確保対策を強化すること、⑥建設産業に対する理解の増進を図ることの2点を構造改善施策の面から補完すべき新たな重点課題とし、合計6つの重点課題を設定することとする。その際、この6つの重点課題を達成するため必要となる13の事業を推進事業とし、これらの実施によって、建設産業が将来にわたり国民のニーズに的確に応え、より良質な建設生産物を提供し、活力と魅力ある産業として発展することを目指すこととする。

(5) 推進体制上の配慮事項

第一に、第二次構造改善推進プログラムは、以上のような基本的な考え方方に立って計画期間中に重点的に実施すべき事業を設定して、事業目的、事業内容等を明らかにするものであるが、同時に、(財)建設業振興基金内に設けられている構造改善センターを中心とした構造改善事業の方向を示しており、必要に応じ、保証事業会社の出捐による構造改善基金等を有効に活用することとする。

第二に、建設産業は平成3年3月現在約51万業者によって担われているが、うち98%が都道府県知事許可業者であり、都道府県における取組が構造改善の成否の大きな鍵を握っている。このため、都道府県が、構造改善の理念や考え方を十分に理解した上で、計画的かつ一層適切な施策の展開を図れるよう、都道府県との連携を強化するとともに、その推進体制の整備の促進に努めることとする。

第三に、第二次構造改善推進プログラムの策定に当たっては、可能な範囲で現在審議中の中央建設業審議会における検討内容を踏まえるよう努めたが、計画期間中に同審議会から、新たな施策展開を求める答申等が行われることが予想されるため、必要に応じ内容を見直すとともに、業界のニーズ等を踏まえ、事業のプライオリティを考慮した弾力的な実施を図ることとする。

第四に、構造改善は、各企業、業界団体、(財)建設業振興基金、行政等が一体となって進めるべきものであり、第二次構造改善推進プログラムの推進を実効あらしめるためのフォローアップを行う場として構造改善推進のための会議の活用を図ることとする。また、建設産業の健全な発展を図るため、必要に応じ、発注者に対し構造改善への協力方要請を行うこととする。

2 重点課題とこれに対応した推進事業

(1) 雇用労働条件の改善と人材の確保・育成

建設技能労働者は、建設生産の根幹を支える役割を担っており、その円滑な確保・育成は建設生産の将来の在り方を規定する最も重要な要因である。今後、労働力供給の制約がますます強まる中で、いわゆる外国人単純労働者の受入れは認めないこととする基本方針を堅持しつつ、国内において意欲ある基幹的な建設技能労働者を円滑に確保・育成していくためには、雇用労働条件の改善対策と建設産業への就業促進のための活動をはじめとした人材の確保・育成対策とを総合的に充実させる必要がある。

このため、年間総労働時間1,800時間の実現を目指としつつ、平成3年度に策定した建設産業における労働時間短縮推進要綱に基づき、時短推進への対応を的確に行うこととする。また、賃金台帳整備推進キャンペーン等の実施や女性の就業をも念頭においた現場環境改善に努めるとともに、直用化、常用化、月給制への移行を促進する等不明確かつ不安定な雇用形態の改善を図ることとする。さらに、建設産業が人を大切にする産業であることを明確にし、かつ、福祉、厚生を含む雇用労働条件の改善を進める企業が企業間競争上不利となることを防止するため、雇用労働条件の改善に熱心に取り組んでいる企業を評価する制度を整備することとする。

また、若年建設従事者入職促進協議会の全国的な展開を促進するとともに、建設産業への入職希望者が自ら進んで就業したいと考え、将来の生活設計に明るい展望を持ち得るよう、ライフサイクルの各段階に応じた取得資格や獲得所得の見通しと体系的な人材育成の方策を示した人づくりプログラムを作成することとする。さらに、専門工事業者の責任施工体制を確立するため技術・技能の向上を図ることを目的とした研修の実施、民間資格の創設を促進するとともに、ものづくりに関心を持つ者の建設産業への就業が促進されるよう、業界団体等による技術・技能の習得を目的とする寄付講座の設置等の教育機関との連携強化及び基幹的な建設技能労働者を社会的に評価する制度の創設を行うこととする。

(2) 生産性の向上

今後、労働力供給の制約がますます強まる中で、依然として根強いと見込まれる建設需要に応えていくためには、①経営基盤の強化、②工程管理等の合理化、③品質の向上と省力化をねらいとした建設ロボットの開発・普及による施工の機械化及び部材の規格化・標準化を前提とした工場生産化の推進、④建設産業における情報ネットワークの整備等により、経営管理、技術、情報など各種の経営資源の蓄積を通じて企業体质を強化し、建設産業の生産性の向上、コストダウンに努める必要がある。

このため、第一に、経営基盤の強化については、建設業者の自助努力を支援する立場

から、業種別経営改善指針の作成並びに財務診断・指導及び経営者等研修の充実・強化を図るほか、OA機器の導入・活用の促進、事業協同組合等の活用を図ることとする。

第二に、工程管理等の合理化については、効率的な施工を促進するための管理の在り方を示したマニュアルを作成することとする。

第三に、機械化、工場生産化については、共同開発等を支援する一方、その普及・活用を図るために、税制の活用、拡充に努めることとする。また、機械化、工場生産化等についての情報提供を充実することとし、さらには、雨天日等における作業を可能とする全天候型工事現場の実現に努めることとする。

第四に、建設産業における情報ネットワークの実用化については、財建設業振興基金内の建設産業情報化推進センターを中心に各種帳票データの授受の標準化等による取引データのオンライン交換の普及を図るとともに、地域における情報化を推進することとする。

(3) 建設生産システムにおける合理化の推進

建設生産は、総合工事業者、専門工事業者、設計者、資材メーカー等の分業関係によって成り立っている。こうした分業関係を前提に、関係業者間の契約締結、価格決定、人材の育成等の面において適正なルールを確立し、合理的な分業関係の形成を図らなければ、効率的な建設生産システムの実現は不可能である。特に、現在不足が叫ばれている基幹的な建設技能労働者は直接的に専門工事業者が雇用している場合が多いが、基幹的な建設技能労働者の確保・育成については、専門工事業者だけでなく、総合工事業者を含めた業界全体の課題として取り組んでいく必要がある。

このため、①契約締結の適正化のための基本的なルールを定めた契約締結適正化指針の策定、その前提となる責任施工範囲の明確化、②施工体制を把握し、不必要的重層化を回避するための施工体制台帳整備の促進、③適正な評価に基づき受注者を選定するための総合工事業者による専門工事業者の能力評価・選定の在り方についてのルールづくり、④建設労働者の雇用労働条件の改善及び技術・技能の向上に係る役割分担に関するルールづくり等を、中央、地方の建設生産システム合理化推進協議会を活用して行うこととする。

(4) 不良不適格業者の排除

技術と経営に優れた企業が成長し得る条件整備を行うことは、構造改善を進め、活力と魅力に溢れた建設産業を築くために是非とも必要である。この条件整備の一環として、平成2年6月には、建設業法に基づき、指定建設業監理技術者資格者証制度が全面施行され、また、共同企業体の在り方については、昭和62年8月の中央建設業審議会の答申・建議において共同企業体運用準則が示されるとともに、同答申・建議に基づき、平成元年5月、共同企業体運営指針が策定されたことから、これらの徹底をはじめとし

て不良不適格業者を排除するための対策を充実する必要がある。

このため、指定建設業監理技術者資格者証制度をはじめとする建設業法の技術者制度の徹底と共同企業体運用準則、共同企業体運営指針の一層の定着を図るほか、一括下請負の禁止、下請契約における代金支払の適正化等に努めることとする。また、独占禁止法等の遵守を引き続き強く指導することとする。さらに、平成4年3月に施行された「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に十分配意しつつ、建設産業からの暴力団排除について一層の徹底を図ることとする。

一方、建設生産物の品質設定、品質評価を自ら行うことが困難な民間の発注者、特に個人発注者等の一般消費者がより良質な建設生産物を適正な価格で供給する企業を的確に選択できる市場環境の整備により、品質、価格両面からの競争を促進するため、一般消費者に対し、建設業者の工事実績並びに建設生産物の品質及び価格に関する情報等を提供するほか、建設工事に関する紛争の未然防止及び円滑な解決のための啓発を行うこととする。

(5) 建設産業における安全確保対策の強化

建設現場における安全の確保は、建設工事を実施する事業者が大きな責任を負っている。仮に、建設産業における最近の労働災害が今後とも続いていることとなれば、人命尊重、労働者福祉の見地から看過できない問題として建設産業の社会的責任が厳しく問われ、ひいては建設産業が健全な発展を遂げる上で大きな障害となる。構造改善への様々な取組の基本には概に安全のための視点を含んでいるが、重層化による施工体制の複雑化、機械化工法の導入による施工技術の高度化、建設技能労働者の高齢化による施工環境の変化等を踏まえた速やかな対応を図ることにより、従来以上に建設産業における安全確保に万全を期する必要がある。

このため、総合工事業者による優良な専門工事業者の評価、選定を指導し、また、総合工事業者と専門工事業者との契約の適正化を図るほか、施工体制台帳の整備等により、主任技術者等の配置の徹底、建設技能労働者に対する教育ビデオ等を用いた安全教育の強化、技術者の育成と技術力の向上を図るための技術者に対する講習を実施することとする。

(6) 建設産業に対する理解の増進

建設産業は国民生活と産業活動の基盤となる建設生産物の供給を担う基幹産業であり、歴史の風雪と後世の評価に耐え得る文化遺産を創造するという大きな社会的使命を有している。しかし、産業の前近代的側面が強調されやすい面がある等、イメージの悪さがしばしば指摘されているところであり、建設産業に対する社会一般の正しい理解を今後一層求めていく必要がある。

このため、雇用労働条件の改善への努力を続ける一方で、あらゆる機会を通じて、マ

スマディア等を積極的に活用して建設産業の果たしている社会的使命を広く国民各層にPRし、建設産業への一般国民の理解が増進されるよう努めることとし、こうした目的にも資するため、新たに建設産業構造改善推進週間を設けることとする。以上のように、建設産業に対する理解の増進を図り、建設産業全体のアイデンティティを確立するための事業を第一次構造改善推進プログラムに引き続き、建設産業II(Industrial Identity)戦略事業と称し、その積極的展開を図ることとする。

また、建設産業は、発注者の求めに応じた建設生産物を生産するという本来の役割を果たすだけでなく、我が国が国際的地位を向上させている中で国際経済社会の発展に貢献するよう強く求められていることをも踏まえ、社会が直面している問題の解決やよりよい社会の構築に向けて積極的に活動していく必要がある。

このため、現在の大きな社会問題となっている地球環境問題に対して建設産業がこれに十分な配慮を払い前向きに対処していくための行動規範を示すこと、国際協力の観点から、財建設産業教育センターを通じた外国人の技術・技能研修生の受入れを推進すること、豊かで魅力ある地域社会の実現に向け、文化、福祉等の公益的な業界活動を行うこと等社会に貢献する建設産業としての姿勢を明確にするための事業を建設産業CC(Corporate Citizenship)戦略事業と称し、その積極的展開を図ることとする。

さらに、「再生資源の利用の促進に関する法律」が施行され、建設産業に対して建設副産物問題への的確な対応が強く求められていることを踏まえ、積極的な活動を行う必要がある。

このため、建設副産物のリサイクル推進に関する普及、啓発を行うこと、建設工事の施工に先立ち建設副産物のリサイクル等に係る計画書の作成を徹底すること、マニフェストシステムの適用範囲の検討等適正処理推進のための調査研究を進めることにより、発生量の抑制、リサイクルの推進、適正処理の推進を図ることとする。

3 重点課題、推進事業、事業内容

| 重 点 課 題 | 推 進 事 業 | 事 業 内 容 |
|----------------------|--------------------|---|
| 1 雇用労働条件の改善と人材の確保・育成 | 1 雇用労働条件改善事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・建設産業における労働時間短縮推進要綱に基づく労働時間短縮の推進 ・賃金台帳整備推進キャンペーン等の実施 ・現場環境改善事業の実施 ・直用化、常用化、月給制の導入促進 ・人を大切にする企業を評価する制度の整備 |
| | 2 総合的人材確保・育成事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・若年建設従事者入職促進協議会の活用 ・人づくりプログラムの作成 ・専門工事業者の責任施工体制の確立のための研修の実施、民間資格創設の促進 ・教育機関との連携強化 ・基幹的な建設技能労働者の社会的評価制度の創設 |
| 2 生産性の向上 | 3 経営基盤強化事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・業種別経営改善指針の作成 ・財務診断・指導の実施 ・経営者等研修の実施 ・OA機器の導入・活用による経営能力の向上 ・事業協同組合等の活用 |
| | 4 生産工程改善事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・工程管理等に関するマニュアルの作成 ・共同開発等の支援、税制の活用・拡充 ・機械化、工場生産化等に関する情報提供の充実 ・全天候型工事現場の実現 |
| | 5 建設産業情報ネットワーク整備事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・取引データのオンライン交換の普及 ・地域における情報化の推進 |
| 3 建設生産システムにおける合理化の推進 | 6 建設生産システム合理化推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・契約締結適正化指針の策定、責任施工範囲の明確化 ・施工体制台帳整備の促進 ・総合工事業者による専門工事業者の能力評価・選定の在り方についてのルールづくり |

| | | |
|---------------------|---------------------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・建設労働者の雇用労働条件の改善及び技術 <ul style="list-style-type: none"> ・技能の向上に係る役割分担に関するルールづくり |
| 4 不良不適格業者 者の排除 | 7 建設業法運用等強化事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・指定建設業監理技術者資格者証制度等の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・一括下請負の禁止の徹底 ・下請契約における代金支払の適正化の徹底 ・独占禁止法等の遵守の指導 ・暴力団排除の一層の徹底 |
| | 8 共同企業体適正化事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共発注機関における共同企業体の適正な運用のための共同企業体運用準則の定着 ・共同企業体の適正な運営のための共同企業体運営指針の定着 |
| | 9 一般消費者のための市場環境整備事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・企業情報、価格情報等の整備・提供 ・建設工事に関する紛争の未然防止及び円滑な解決のための啓発 |
| 5 建設産業における安全確保対策の強化 | 10 総合的安全対策事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・施工体制台帳の整備による主任技術者等の配置の徹底 ・教育ビデオ等を用いた建設技能労働者に対する教育の徹底 ・技術者に対する講習の実施 |
| 6 建設産業に対する理解の増進 | 11 建設産業II戦略事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・マスメディアの活用等による建設産業のPR ・建設産業構造改善推進週間の設置 |
| | 12 建設産業CC戦略事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・地球環境、国際協力、文化・福祉等の面での建設産業の積極的貢献 |
| | 13 建設副産物リサイクル促進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・建設副産物のリサイクル推進に関する普及、啓発 ・建設副産物のリサイクル等に係る計画書の作成の徹底 ・マニフェストシステムの適用範囲の検討等適正処理推進のための調査研究 |

4 推進体制上の配慮事項

| 項目 | 内容 |
|------------------------|--|
| 1 資金活用 | ・保証事業会社の出捐による構造改善基金等の有効活用 |
| 2 都道府県との連携 | ・都道府県による構造改善推進体制の整備促進 |
| 3 中央建設業審議会 答申の反映等 | ・中央建設業審議会答申の反映、事業のプライオリティーを考慮した弾力的事業実施 |
| 4 構造改善推進のため の会議の活用等 | ・構造改善推進のための会議を活用したフォローアップ体制の整備 ・必要に応じた発注者への要請 |

3. 構造改善推進事業の実施状況

——第二次構造改善推進プログラム——

平成4年3月に建設省において策定した「第二次構造改善推進プログラム」に基づき、平成4年度から6年度の3年間に建設省及び建設業振興基金、建設産業教育センター等の財団法人は種々の構造改善推進事業を行った。以下、プログラムの構成に基づき事業実施結果を報告する。

1 雇用労働条件の改善と人材の確保・育成

(1) 雇用労働条件改善事業

- ① 建設産業における労働時間短縮推進要綱に基づく労働時間短縮の推進
 - ・平成3年度に建設生産システム合理化推進協議会において申合せが行われた4週6休制を推進する等のため、「建設産業における労働時間短縮推進要綱」に基づき建設産業の4週6休制推進キャンペーンを全国10ブロックで実施した。
 - ・時短推進の実施状況を把握するため、総合建設業者・専門工事業者を対象に平成4・5年度及び6年度に実態調査を実施した。
- ② 賃金台帳整備推進キャンペーン等の実施
賃金台帳の整備推進と公共事業労務費調査の趣旨徹底を図ることを目的として、「公共事業労務費調査に係る建設労働者の賃金台帳整備推進会議（賃金台帳整備推進キャンペーン）」を実施した。
- ③ 現場環境改善事業の実施
 - ・女性の活用も踏まえた現場環境改善のあり方、施設整備のあり方等を幅広く検討するため、「建設産業を支える女性の懇談会」を設置し、その検討結果を平成5年3月に「私たちからの7つのメッセージ」として提言した。
 - ・職場環境改善、建設現場と地域社会との係わり及び福利厚生施設の在り方について、「いきいきサイトづくり研究会」を平成5年7月に設置して検討を行い、平成7年3月に報告書「いきいきサイト事例集」を作成した。
- ④ 直用化、常用化、月給制の導入促進

全国建設業協会において、特に建設技能労働者の所得を安定させ、雇用労働条件を改善するため、月給制移行マニュアル「やればできる月給制」を作成した。

⑤ 人を大切にする企業を評価する制度の整備

人を大切にする企業が健全な発展を遂げるような諸条件整備の在り方を検討するため、「人を大切にする企業の在り方研究会」を平成5年7月に設置し、人を大切にする企業が、工事の受注競争や人材確保競争において適切に評価され発展を遂げるような環境整備の検討を行い、経営事項審査ワーキンググループへ意見を反映させた。

(2) 総合的人材確保・育成事業

① 若年建設従事者入職促進協議会の活用

- ・若年入職促進を図るため、協議会の設立・運営、現場実習・現在見学会等の入職促進活動に対し、助成を行った。

(対象：都道府県建設業協会 4年度38件、5年度38件、6年度38件)

- ・全国の若年建設従業者入職促進協議会、行政、建設業者団体等の各関係者の参加による「建設産業人材確保・育成推進協議会」を平成5年8月に設置し、同協議会は建設産業人材確保・育成推進キャンペーンを実施した。

② 人づくりプログラムの作成

建設業人材育成基本指針に基づき、建設産業への入職希望者が将来の生活設計に明るい展望を持ち得るよう、ライフサイクルの各段階に応じた取得資格や獲得所得の見通しと、体系的な人材育成の方策を示した人づくりプログラムを作成するため、業界団体の行う業種別人づくりプログラムの作成に対し、助成を行った。

(4年度4団体、5年度3団体、6年度2団体)

③ 専門工事業者の施工責任体制確立のための研修の実施、民間資格創設の促進

- ・建設生産物の生産に直接携わる専門工事業者の責任施工体制の確立のための研修等を実施した。

建設マスター交流研修(4年度35名、5年度70名、6年度64名)

施工管理者教育(5年度850名、6年度840名)

建設業新入社員研修(4年度250名、5年度350名、6年度500名)

建設業団体職員研修(4年度40名、5年度45名、6年度42名)

建設産業女性フォーラム(4年度20名、5年度350名)

- ・建設業者団体等が行う施工技術、施工管理能力向上のための研修等に対して助成を行った。

(4年度2団体、5年度3団体、6年度15団体)

- ・専門工事業者団体の行う民間資格創設に対し助成を行った。

4年度 瓦屋根工事技士 (社) 全日本瓦工事業連盟
5年度 解体工事施工技士 (社) 全国解体工事業団体联合会

④ 教育機関との連携

- ・在学生に建設産業への認識、理解を深めてもらうことを目的とした寄付講座を、教育機関に開講した。
- ・工業高校の教員に対し、最近の建設技術、施工方法の実態を周知するための研修を実施した。(10校)
- ・小学生を対象とした現場見学会を実施した。(1回、参加者：75名)
- ・建設業に対する理解の促進を図るため、高校生と建設技能者との意見交換会を実施した。

(5年度 7校 20社、6年度 7校 40社)

- ・学生、生徒並びに教員に対する現場見学会及び座談会を実施する建設業団体に対し、助成を実施した。(4件)

⑤ 基幹的な建設技能労働者の社会的評価制度の創設

- ・建設業の第一線で「ものづくり」に関わる技能労働者に誇りと意欲を向上させ、その社会的評価を図ることを目的として優秀施工者(通称：建設マスター)の建設大臣顕彰を実施した。

(被顕彰者：4年度222名、5年度263名、6年度273名)

- ・建設マスター全員に対して、その活動状況及び社会的評価等の向上に関する調査を行った。

⑥ 新卒者採用計画調査等の実施

- ・若年者確保対策等の検討資料とするため、建設業者を対象に、新卒者の採用状況、採用計画等についての調査を平成4年度から実施した。
- ・就業条件の改善、企業の受入体制のあり方を検討する資料として、工業高校を卒業した若年者の就職に際しての動向や職場の定着状況等についての調査を平成4年度から実施した。

⑦ 建設労働実態調査の実施

現場労働者の現状を把握し、建設労働者の雇用労働条件を改善することを目的として、実態調査を実施した。また、企業に対する調査も同時に実施した。

⑧ 衛星放送を活用した人材育成方策の検討

入札契約制度等の改善により従来以上に、技術と経営に優れた企業を確立する必要が高まっているため、衛星放送等の新しいメディアを活用し、迅速かつ効率的な人材育成方策の調査・研究を平成6年度に行い、新しい人材育成方策の展開の在り方を示した。

2 生産性の向上

(3) 経営基盤強化事業

① 業種別経営改善指針の作成

中小建設業の経営近代化と経営基盤の一層の強化を図るため、「業種別経営改善指針作成要綱」に基づき、業界団体が行う経営改善指針の作成に対し助成を行った。

(4年度2団体、5年度2団体、6年度2団体)

② 財務診断・指導の実施

- ・中小建設業者を対象として、自社の的確な財務内容の把握、経営管理能力の向上に資するためのコンピュータによる簡易財務診断を実施した。

(4年度8,600件、5年度10,000件、6年度11,000件)

- ・簡易財務診断受診者を対象とし、診断結果をもとに経営改善を図るための事後相談会を開催した。

(4年度13回、5年度15回、6年度4回)

- ・業界団体が自主的に行う財務診断等講習会への助成を行った。

(4年度11件、5年度4件、6年度3件)

③ 経営者等研修の実施

- ・建設業の経営後継者等を対象に、経営者として求められる総合的な経営管理能力を養成するため、「建設業経営後継者研修」を毎年3回（事業承継重点コース、経営戦略重点コース、経営管理重点コース 各々1回）実施した。

(4年度90人、5年度80人、6年度80人)

- ・建設業経営後継者研修修了者を対象とし、研修終了後の更なる知識の向上及び相互交流に資するため、「青年経営者会議」を4回実施した。（参加者204名）

④ OA機器の導入・活用による経営管理能力の向上

- ・効率的な経営管理を促進するため、中小建設業におけるOA機器の導入・活用上の参考となる小冊子「中小建設業のためのOA導入のすすめ」、「中小建設業のOA化Q&A」を平成6年3月に作成した。

- ・OA化促進活動としてOA講習会を実施した。（2回）

⑤ 事業協同組合等の活用

- ・建設業者が組織している協同組合のうち、先進的な事業を行っている組合を紹介した事例集「建設産業活性化のための組合事例集」を作成した。
- ・建設業協業組合の活動状況等を把握すべく、実態調査を実施し、報告書を取りまとめるとともに、公共発注者を対象とした協業組合活用のためのパンフレット

「建設業における協業組合の活用について」を作成した。

⑥ 金融・税制ハンドブックの改訂

中小建設業者が利用できる金融・税制を広く周知するために、3年度に作成した「中小建設業者のための金融・税制ハンドブック」を毎年度末に改正される新税法に対応させるために改訂のうえ、広く周知した。

⑦ 建設業構造基本調査の実施

建設業の基本的な産業構造を把握し、総合的な建設産業政策の展開に資する基礎資料を得ることを目的として、第7回建設業構造基本調査を実施し、報告書を作成した。

⑧ 専門工事業者育成のための調査研究の実施

専門工事業者の実態を把握し、行政の支援策を検討するため、平成6年度に総合建設業者・専門工事業者に対してヒアリング調査及びアンケート調査を実施した。

(4) 生産工程改善事業

① 共同開発等の支援、税制の活用・充実

生産性の向上を図るため、中堅建設業者が活用できる新工法等の研究開発を行っている建設業団体に対し助成を行った。

(4年度3団体、5年度1団体、6年度1団体)

② 全天候型工事現場の実現

- ・悪天候リスクに適切に対処するため、「建設産業における悪天候対策研究チーム」を設置し、労働者の収入の安定化、悪天候リスクの分散、技術開発・導入の推進等の総合的な施策に関する検討を行った。
- ・悪天候時の作業中止に係るアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、「建設産業悪天候対策検討委員会」を設置し、技術開発の導入、工法の改善、労働者の収入の安定化、悪天候リスクの分散等の総合的な施策に関する検討を行い、平成5年9月に報告書を取りまとめた。

③ 生産性に関する指標の整備

建設業の生産性を示す指標について整備を図るため、「建設業生産性指標整備研究会」を平成6年1月に設置し、財務面からは付加価値労働生産性等、技術面では各業種別の生産性測定法等を中心に検討を進め、平成7年3月に報告書を作成した。

(5) 建設産業情報ネットワーク整備事業

① 取引データのオンライン交換の普及

- ・会員企業を中心に、建築見積、設備見積、購買見積、請求・支払等の業務ごとに実際の取引にCI-NETを適用するトライアルの検討を行い、それを実施した。

(ゼネコン 8 社, サブコン商社等22社)

- ・ CI-NET を利用した EDI を行ううえで必要となる標準的な規約「CI-NET 標準ビジネスプロトコル」を策定した。
- ・ 今後 CI-NET を導入する企業のシステム担当者の参考として、「CI-NET 導入マニュアル」を策定した。
- ・ CAD データも含めたデータ交換を可能にするため, CAD データ交換の標準化の検討を行うとともに, 「CAD データ交換マニュアル」を策定した。
- ・ 建設産業界では, 見積書, 注文書等の帳票のやりとりの際に並行して, 設計図書等もやりとりされている。このため, CAD データ交換の検討を行うとともに実際にデータ交換試験を実施し, 現状の問題点を抽出した。
- ・ 建設現場において, CI-NET を利用しての情報化の推進にふさわしい業務の抽出, その利用の実態, 利用上の問題点, 及び今後情報化すべき業務内容の把握をするため, 「建設現場における情報化促進事業」(CI-NET モニタリング調査) の実施及び CAD データ交換試験等を行った。
- ・ 建設工事における取引関係者（発注者, 行政機関, 公共企業, 設計事務所, 建設コンサルタント, ゼネコン, サブコン等）の間でどのような情報がどの段階（企画～設計～施工～竣工～保全）でやりとりされているかを明らかにするため, 発注者別（公共土木, 民間土木, 公共建築, 民間建築）に「建設生産システムにおける業務のイメージのフロー」を作成した。
- ・ 近年の飛躍的なコンピュータの対価格性能の向上及び通信技術の発展により, 今後, 建設産業に携わる関係者間に CI-NET を幅広く適用するため, 前述の「建設生産システムにおける業務イメージのフロー」等を参考にしながら, CI-NET の役割や推進方策を見直し新たなビジョンの策定を行った。
- ・ CI-NET 広報・普及活動の一環として, CI-NET セミナー（20回）及び CI-NET シンポジウムを開催した。（5年1回, 6年1回）
- ・ 国内の EDI の動向調査, 情報交換を行うとともに, 建設関係の世界標準策定の EDIFACT 国際会議等に 6 回参加した。

② 地域における情報化の推進

地域における情報化を推進するため, 3 保証事業会社の主導のもと建設産業地域情報化推進協議会を設置し, 北海道, 神奈川, 兵庫において, 地域型情報交換業務（工事実績情報, 工事発注情報, データベースサービス等）に係るパイロット事業を実施した。

③ 企業情報のデータベース化の推進

一般競争入札の導入に伴い, 入札・契約手続の透明性・客観性をより一層高め,

発注者が信頼のにおける建設業者を選定するため平成6年度にデータベースの検討を開始した。

3 建設生産システムにおける合理化の推進

⑥ 建設生産システム合理化推進事業

① 建設生産システム合理化推進協議会等の運営

合理的な建設生産システムの確立を図るため、平成3年に設立された業界の自主的機関である建設生産システム合理化推進協議会において、総合工事業者、専門工事業者間における適正なルール作り等を協議している。

なお、平成6年度においては、それまでに行われた申合せ事項についての周知・普及の程度を把握するためのフォロー調査を行い、次年度以降の検討課題等について公開形式で協議した。

② 契約締結適正化指針の策定、責任施工範囲の明確化

総合工事業者、専門工事業間における適正なルール作り等を推進し、合理的な建設生産システムの確立を図るため、建設生産システム合理化推進協議会において、契約締結適正化に係る申合せを行い、その内容を指針としてとりまとめた。

H4年度 総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの適正な手順等について

H5年度 総合工事業者・専門工事業者間における条件変更時の適正な手順等について

③ 総合工事業者による専門工事業者の能力評価・選定の在り方についてのルールづくり

総合工事業者が専門工事業者に対し、適正な発注が可能となるためのルールの確立を図るため、日本建設業団体連合会が「評価制度のモデル基準」を策定した。

④ 建設労働者の雇用労働条件の改善及び技術・技能の向上に係る役割分担に関するルールづくり

総合工事業者、専門工事業者間における建設技能労働者の教育訓練に係る役割分担を明確にするため、建設生産システム合理化推進協議会において申合せを行い、その内容を指針としてとりまとめた。

H5年度 建設技能労働者の教育・訓練の充実について

⑤ 地方における建設生産システム合理化推進協議会の活動等に対する助成

地方における総合工事業者と専門工事業者の共同による構造改善の推進を図るため、各府県建産連における建設生産システム合理化推進地方協議会の設立、運営事

業等に対し助成を行った。(参考：6年度までの設立 26協議会)

⑥ 建設生産システム合理化推進協議会連絡会議の実施

協議会活動の全国展開を図るため、平成5年度に「建設生産システム合理化推進協議会連絡会議」を設置し、中央及び各地方協議会の意見・情報交換等を行い、連携強化を図った。

⑦ 設計・施工間における情報伝達の円滑化に関する調査研究の実施

建設生産システムの根幹である設計・施工間について、その情報伝達における問題点について実態を把握し、解決策を検討するため、調査を実施した。

4 不良不適格業者の排除

(7) 建設業法運用等強化事業

① 指定建設業監理技術者資格者証制度等の徹底

建設業法に基づく適正な技術者配置の徹底を図るため、各企業における技術者の保有状況等について平成6年度に実態調査を実施した。

② 一括下請負の禁止の徹底

一括下請負禁止についての建設省通達の周知徹底を図るため、通達の内容を示す冊子を作成した。

③ 下請契約における代金支払の適正化の徹底

工事請負契約における代金支払状況の実態を把握するため、「下請代金支払実態調査」を実施した。

④ 独占禁止法等の遵守の指導

独占禁止法の遵守に積極的に取り組むためのマニュアル「独占禁止法遵守の手引」を作成するとともに、独占禁止法周知のための講習会を実施した。

⑤ 暴力団排除の一層の徹底

建設業者の現場における暴力団対策マニュアルとして、「暴力団対策の手引」を作成した。

(8) 共同企業体適正化事業

① 公共発注機関における共同企業体の適正な運用のための共同企業体運用準則の定着

- ・共同企業体を適正に運用させるため、共同企業体運用準則パンフレットを作成し、公共発注者へ周知した。
- ・改正された共同企業体運用準則を周知するため、共同企業体適正化講習会を開催した。(1回)

- ② 共同企業体の適正な運営のための共同企業体運用指針の定着
 - ・不良不適格業者の参入、施工の非効率化等の防止のため、JV の適正な活用推進を図るため、共同企業体モデル規則パンフレットを作成した。
 - ・共同企業体モデル規則を広く周知させるため、共同企業体モデル規則講習会を開催した。(10回)
- (9) 一般消費者のための市場環境整備事業
 - ① 建設工事に関する紛争の未然防止及び円滑な解決のための啓発
 - ・建設工事の請負契約をめぐる紛争解決を図るために公的機関である「建設工事紛争審査会」を周知するため、リーフレットを作成した。
 - ・小規模の工務店及びエンドユーザー等を対象として、建設工事に係る紛争を未然に防止するため平成 6 年度「マイホーム建築の心得」を作成した。

5 建設産業における安全確保対策の強化

- (10) 総合的安全対策事業
 - ① 施工体制台帳の整備による主任技術者等の配置の徹底
 - 施工体制の明確化により、合理的な建設生産システムのもとでの適正な施工を推進するため、施工体制台帳研究会を設置し、施工体制台帳の在り方について検討を行い、その結果を平成 6 年 3 月に報告書として取りまとめた。
 - ② 教育ビデオ等を用いた建設技能労働者に対する教育の徹底
 - 建設技能労働者に対しての安全教育の一環として、視覚に訴えるビデオを作成した。
 - 4 年度 「安全ルール」
 - 5 年度 「応急手当」
 - 6 年度 「職長の安全管理」
 - ③ 総合的な安全確保方策の検討
 - 建設工事における総合的な安全確保方策の強化を図るため、建設産業における総合的な安全確保に関する研究会において検討を行い指針として平成 6 年 3 月に取りまとめた。
 - ④ 建設工事事故要因の分析・検討
 - 建設工事における事故の傾向を把握し、労働災害防止対策の検討に資するため、過去における事故データからその要因分析・検討を行った。

6 建設産業に対する理解の増進

(II) 建設産業 II 戰略事業

① 技能労働者の刻名碑設置方策の支援

- ・建設技能労働者の自信と誇りを養成し、意欲の向上を図るとともに、その社会的評価を確立するため、建設生産物に係る刻名碑を設置するモデル事業に対し助成を行った。

（4年度1団体、5年度2団体、6年度11団体）

- ・刻名碑を広く周知させるため、既設の刻名碑を紹介した小冊子を作成した。

② マスメディアの活用等による建設産業のPR

- ・次世代を担う小学生に建設産業の魅力をPRするため、朝日小学生新聞（平成6年5月21日）に「建設業の話」を掲載するとともに、同記事をポスターとして作成し、全国の小学校等に配布した。
- ・文化放送の特別番組「にっぽんの仕事（平成6年11月23日）」「めざせヤングマイスター（平成6年2月11日、平成7年2月6日～15日）」に協賛し、建設業イメージアップに努めた。

③ 建設産業構造改善推進週間の設置

第2次構造改善推進プログラムにより、建設業法が公布された5月24日を基準日とし、「建設産業構造改善推進週間」（全国週間（5月24日～5月30日）、地方週間（5月31日～6月6日））が設けられた。

週間内の記念行事の一環として、建設産業の構造改善を建設産業関係者に広く周知し、その必要性についての認識を高めていくことを目的として、功労者表彰、イメージアップ表彰、パネルディスカッション、事例紹介、記念講演等を内容とする記念フォーラムを開催した。

平成4年5月29日 経団連会館ホール、参加者500名

平成5年5月26日 ニッショーホール、参加者600名

平成6年5月30日 朝日ホール、参加者650名

④ 建設産業のイメージアップ活動等への支援

建設産業本来の社会的使命・魅力を国民各層にアピールし、建設産業に対する正しい理解を求めていくため、建設業者団体等の行うイメージアップ事業に対し助成等を行った。

（4年度4団体、5年度4団体、6年度6団体）

⑤ 第2次構造改善推進プログラムの周知

平成4年3月、建設省において策定された第2次構造改善推進プログラムの周知

を図るため、プログラムの内容を要約した概要パンフレット及びビデオを作成した。

(12) 建設産業 CC 戦略事業

- ① 地球環境、国際協力、文化・福祉等の面での建設産業の積極的貢献
 - ・海外プロジェクト推進のため、建設コンサルタントの海外活動振興に関する調査研究及び海外建設計画情報収集調査を行った。
 - ・人づくりを通じて建設業界による国際貢献を推進するため、海外研修生の受入等を実施する団体に対し支援を行った。

(4年度264名、5年度281名、6年度103名)

(13) 建設副産物リサイクル促進事業

- ① 建設副産物のリサイクル推進に関する普及、啓発
建設副産物のリサイクルに係る関係者の意識向上、専門的知識の普及を図るために、建設副産物リサイクル広報推進会議において、リサイクル推進月間（10月）に合わせたポスター、小冊子の作成等の広報活動を行うとともに、リサイクルシンポジウムを開催した。
- ② 建設副産物のリサイクル等に係る計画書の作成の徹底
再生資源利用計画の作成と実施状況について調査を実施し、その結果を報告書としてとりまとめた。
- ③ マニフェストシステムの適用範囲の検討等適正処理推進のための調査研究
建設廃棄物マニフェストシステムの実施状況等を調査し、適正処理の推進に資するマニフェストシステムのあり方を検討し、報告書としてとりまとめた。
- ④ 廃棄物関連法規に関する調査研究
廃棄物問題への法制度面からの対応方策を検討するため、欧米先進国における廃棄物関連法規に関する調査・研究を行った。
- ⑤ 跡地利用に関する調査研究
跡地利用の事例整理、技術的・法的課題の整理を行うとともに、跡地利用の基本的な考え方をとりまとめた。

4. 第一次構造改善 推進プログラム

(平成元年3月30日)
建設省建設経済局

1 趣旨

建設産業は、国民生活と産業活動の基盤となる建設生産物の供給を担うわが国の基幹産業であり、来るべき21世紀に向けてより豊かな経済・社会の創造に一層の貢献を果たすべく、活力と魅力あふれた産業として、発展を遂げることが望まれているところである。このため、建設省においては、昭和61年2月に「21世紀への建設産業ビジョン」を策定し、行政の課題として技術と経営に優れた企業が成長し得る条件の整備を、また業界として元請・下請間の新しいパートナーシップの確立と企業活動の活性化をそれぞれ示したところである。

こうしたビジョンの指摘に沿って、中央建設業審議会から第一次、第二次の答申が行われ、これまでに建設業法の改正及び経営事項審査制度とJV制度の抜本的な改善を行ったところであるが、さらに、昨年5月27日に中央建設業審議会から第三次の答申がなされた。

この第三次答申は建設業法の改正等によって技術と経営に優れた企業が成長し得る条件整備が図られたことを受け、ビジョンにおいて業界の課題とされた建設生産システムの在り方と企業基盤の強化・活性化について具体的な取り組みの方向を示すとともに、これに対する建設業行政としての支援の在り方を明らかにしたものである。

今後、この答申に沿って業界・行政一体となった構造改善事業の推進が行われるべきであるが、より実効ある事業の推進を確保するためには、各事業の緊急性、重要性に基づくプライオリティーを明らかにし、計画的、重点的な取り組みを行うことが不可欠である。

本プログラムは、こうした考え方方に立って、第三次答申で示された諸施策のうち行政の支援が必要なものについて、当面、平成元年度から3年間に重点的に実施すべき事業を選定し、そのねらい、事業内容、事業の進め方等を明らかにするものであり、同時に

(財)建設業振興基金内に設けられた構造改善センターの行うべき構造改善事業の方向を示すものである。その際、第三次答申で示された構造改善の方向においては、業界による自主的な取り組みが不可欠とされていることから事業の選定に当たっては、業界のニーズを基本とすることとし、業界の有識者からなる構造改善推進会議を設置し、ニーズの把握を行った。

なお、本プログラムに示された事業の実施に当たっては、必要に応じ、発注者の協力を要請するとともに、(財)建設業振興基金内に設けられた「構造改善基金」及び建設業振興策等を有効に活用するものとする。

また、本プログラムの運用において、建設業をめぐる状況の変化等により、新たに取り組むべき課題が生じた場合には、業界のニーズを踏まえ、他の事業とのプライオリティーを考慮し、弾力的に事業の実施を行っていくものとする。

2 重点事業選定の基本方針

本プログラムにおいては、「活力と魅力にあふれた建設産業」を目指すため、不良・不適格業者の排除、建設生産システムにおける新しいルールづくりの確立、生産性の向上、若年建設従事者の確保の4つの課題を緊急に取り組むべき課題として設定し、この課題解決のため直ちに着手すべき事業を本プログラムの第一期期間中（平成元年～平成3年度）に推進すべき重点事業として選定することとした。

構造改善推進会議においては、本プログラムの策定に当たり様々な角度から議論がなされたが、もっとも早急に業界全体で取り組むべき課題として、多くの委員から指摘があったのは、建設業の若者離れを背景に、如何にして「若者にとって魅力ある建設業」を実現し、若者を建設業に迎え入れるかということである。意欲と活力にあふれる若年建設従事者を確保することは、建設産業全体にとって基本的重要課題であり、これらの建設従事者を主として直接に雇用する専門工事業や中小総合工事業のみならず、建設産業界全体として取り組むべき課題である。

また、この問題は、単独の課題として解決がなされるものではなく、解決には労働条件の改善、雇用の安定、若者の入職促進・人材の活用、産業イメージの向上等の多方面にわたる課題の解決が必要である。したがって、この問題の解決は答申で示された構造改善そのものの推進によってはじめて可能となるものである。その意味では、「活力と魅力にあふれた建設産業」の実現を目指すべく策定された本プログラムは「若者にとって魅力ある建設産業」を目指す行動計画としての意味を併せて持つものである。

（参考 構造改善推進プログラム全体図 P.113参照）

3 重点課題

(1) 不良・不適格業者の排除

「技術と経営に優れた企業」が成長し得る条件整備を行うことは、活力と魅力にあふれた建設産業を築くためにも、ぜひとも必要である。このうち、昭和62年6月には、特定建設業の許可基準の改正、経営事項審査制度の整備、監理技術者制度の整備等を内容とする建設業法の改正が行われた。このうち、技術者制度は、2年間は経過措置が講ぜられ、平成2年6月から全面施行となる。

また、共同企業体活用の適正化に関しては、昭和62年8月に中央建設業審議会から、共同企業体から不良不適格業者を排除し、本来の趣旨に沿った適正な共同施工の確保を徹底しようとする答申・建議がなされた。

これらの制度はいずれも「技術と経営に優れた企業」が成長しうる市場の条件を整備するものであって、構造改善を進めるためには不可欠であり、本プログラムの計画期間中に新制度の定着を図る必要がある。

(2) 建設生産システムにおける新しいルールの確立

建設生産は、総合工事業と専門工事業及び設計者、資材メーカー等の分業関係により成り立っている。こうした分業関係を前提に業者間の契約締結、価格決定さらには、人材の養成等の面において、適正なルールが確立し、合理的な分業関係が成立しなければ、効率的な建設生産システムの実現は不可能である。

特に、現在不足が叫ばれている技能工は直接的に専門工事業が雇用している場合が多いが、技能工の育成については、専門工事業だけでなく、業界全体で取り組んでいく必要があり、この面からも、ルールづくりを早急に行う必要があるといえる。

一方、現在は、建設業の好況の中で、業界において今が総合工事業・専門工事業(元請・下請)を中心とする建設生産システムにおける新しいルールづくりに絶好の機会であるとの認識が広く見られる。

このため、現行の元請・下請関係合理化指導要綱の改訂を行うとともに、総合工事業・専門工事業等建設生産を担う業界相互間で協議を行う場を設け、建設生産システムにおけるルールづくりを行っていく必要がある。

(3) 生産性の向上

発注者のニーズに応え、良好な品質の建設生産物を適正な価格で供給することは、産業としての基本的使命であるが、これにとどまらず、将来の労働力供給を勘案して、省力化を進め、さらに経営基盤の強化によって労働・雇用条件の改善を実現するためにも生産性の向上は不可欠の課題である。このため、経営管理能力の向上と技術開発等による生産システムの高度化、効率化を図り、生産性の向上を実現する必要がある。

経営管理能力の向上については、経営改善を行うに当たっての指導体制の確立と経営管理におけるOA利用の促進方策を講ずる。

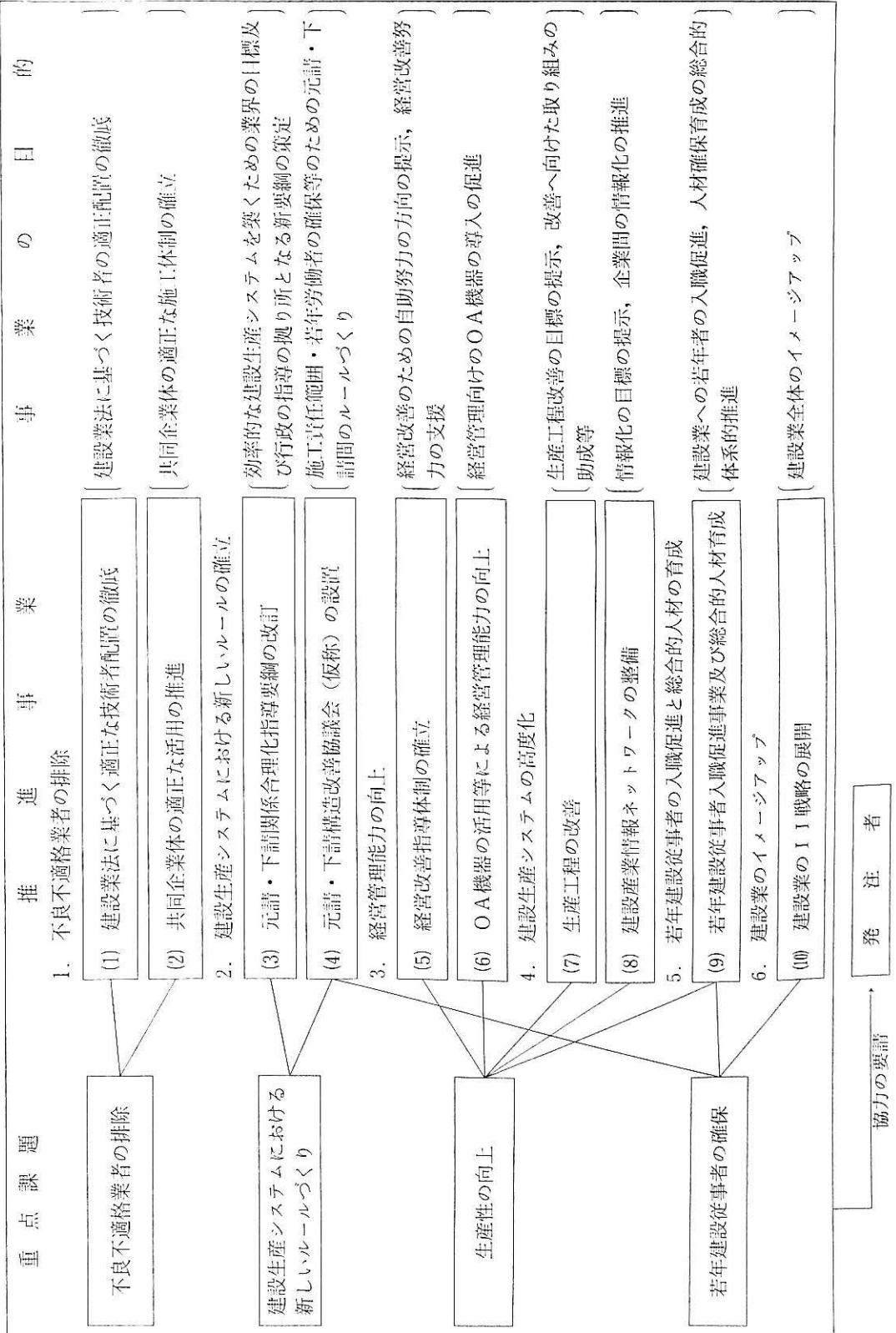
建設生産システムの高度化の面では、ロボット化・プレハブ化等に向けた技術開発や生産性向上の取り組みの方向を示すことにより、生産工程改善を促進するとともに、建設生産における情報ネットワークの整備に向けた事業の推進を行うこととする。

(4) 若年建設従事者の確保

若年建設従事者の確保は、前述したように、単独の課題として解決されるものではなく、雇用の安定、労働条件の改善等がなされて達成されるものであるが、本重点課題においては、若者の入職促進・人材の活用や産業イメージの向上についての事業を実施するものとする。

若者の入職促進・人材の活用については、教育機関と建設業界の情報交換を密にする等による若年建設従事者の入職促進及び人材育成のための取り組みを盛り込み、産業イメージの向上については、建設業全体のアイデンティティを確立するため建設業II戦略(Industrial Identity)の展開を行う。

構造改善推進プログラム全体図



5. 今後の建設産業政策の在り方について(第三次答申)

—建設業の構造改善について—

(昭和63年5月27日)
建設省中建審発第10号

中央建設業審議会会長から 建設大臣あて

昭和61年2月25日付建設省経建発第35号をもって諮問された事項のうち、産業構造の改善を進めるための諸方策について、当審議会において審議を行った結果、その結論を得たので、別紙のとおり第三次の答申をする。

1 建設業を取り巻く環境

我が国の建設業は、国民生活や産業活動の基盤となる建設生産物の供給を通じて、広く社会経済文化の発展に寄与するとともに、国民総生産の2割近くに相当する建設投資を担い、500万人を超える就業者を擁する基幹産業として、国民経済の発展に重要な役割を果たしている。

また、今後、我が国経済社会は、21世紀に向け、国民生活の質により一層の向上をもたらし、国際社会の一員として必要な役割を果たすために、内需主導型経済構造への転換を進めることが必要とされており、建設業としても、内需拡大の柱である住宅・社会资本等の整備の担い手として、ますます重要な役割を期待されている。

加えて、我が国経済社会の国際化、高齢化、情報化等の社会潮流の変化に伴い、建設生産物に対するニーズは多様化、高度化するとともに、建設業とエンジニアリング業、製造業等との国際分野における競合は拡大しており、今後、建設業は、活動領域を拡げつつ、これら高度化、多様化する建設需要に的確に応えていくことが必要となっている。

また、我が国が国際的地位を向上させている中で、内外の建設市場における国際化が進展しており、今後、建設業は、国際経済社会の発展にも積極的に貢献していくことが求められている。

2 建設業の現状と課題

近年は、内需拡大という追風に乗り、高い伸びを示す建設需要も、昭和50年代後半は、低迷を続け、こうした需要動向の中、依然として需給のアンバランスを底流としつつ、建設生産システムにおいては、下請依存度の上昇、下請の重層化、特定一社への専属度の低下、一部総合工事業者の下請化、受・発注形態の多様化等の現象が進行したことが特徴としてあげられる。この結果、多様な分業関係から形成される建設業の生産組織は、一層複雑なものとなり、建設需要の多様化、ソフト化、建設技術の高度化、専門化の流れとも相まって、建設生産における

各機能の在り方、特に、元請・下請間の機能分担の在り方に変化を生じさせている。

また、経営基盤の脆弱な中小零細企業が圧倒的多数を占め、厳しい受注競争の中、経営状況の改善、労働条件の向上等が立ち遅れている、元請・下請関係に不合理な面が残存している等の産業構造や企業体質の面で、従来より指摘されている様々な問題についても、かなり改善されてきているが、今後、解決に向けて、より一層の努力を必要としている。

こうした状況の中で、建設業が将来にわたり、国民のニーズに的確に応え、より良質な建設生産物を提供し、活力と魅力あふれる産業として、社会的評価を獲得するとともに、建設業に従事している者、しようとしている者に対して魅力ある基幹産業になるためには、これら建設業が内包する諸問題を解決し、産業構造の改善、高度化を図っていくことが、喫緊の課題となっている。

3 建設業構造改善の基本的方向

(1) 建設生産システム

建設業の対象は、国土の基盤を成す大規模なものから、国民の生活に深く関連する日常的なものまで幅広く、また、その生産様式における特性（総合組立生産、単品受注生産、現地屋外生産、労働集約的生産）から建設生産システムは、一般的に様々な規模、業種の複数の建設業者とともに、設計者、資材メーカー等多様な産業の分業関係により、形成されている。

このうち、建設業がその根幹をなす施工体制に着目すると、発注者、設計者の意図を受け、企画力、技術力等総合力を発揮して業種間の管理監督を行う総合的管理監督機能と技能労働力を活用して工事施工を担当する直接施工機能の組合せによって行われており、それを総合工事業——専門工事業、あるいは元請——下請としてとらえることができる。

企画、調査、設計、保守等エンジニアリング部門の拡大や、個別企業の受注、施工形態の変化は予想されるものの、このような施工体制は、今後とも建設業の基本構造として、存続するものと考えられる。

(2) 構造改善の基本的視点

建設業が、多様化し、高度化する社会のニーズに対応し、国土空間を築いていく基幹産業として課せられた期待に応え得るためには、建設生産システムの中から、不良・不適格業者を排除するとともに、発注者、設計者、元請、下請の各々全てが、自らの役割と責任を果たしつつ、意思の疎通を十分密にすることにより、良質な建設生産物を適正価格で提供し得る効率的生産システムを形成する必要がある。

このうち、建設市場からの不良・不適格業者の排除については、「技術と経営に優れた企業」が成長する条件整備として、業界の自助努力を補完する観点から、62年1月の「今後の建設産業政策の在り方（第一次答申）」を踏まえた建設業法の改正、建設業許可のOA化等を始めとする諸方策、及び62年8月の同第二次答申に基づいた共同企業体の活用の適正化についての諸方策等が講じられているところである。

一方、現在の建設生産システムにおいては、企業基盤が脆弱な中小零細企業が多く、施工能力の向上や技術開発の推進に立ち遅れが見られ、企業間における契約、価格等のルールの面でも不合理な面が見られるとともに、必要以上に複雑化した施工形態が発生している。さらに、

市場条件についても、品質と価格による競争の推進に対応できるよう整備する必要がある。

建設業は、その特性により、元請と下請という各々の機能分担の組合せにより、生産活動が行われているが、一面で、下請の重層化の増加等が、生産システムの効率を低下させている面があるのみならず、下請選定が経済的のみに片寄る等適正を欠いた業者選定が行われる傾向があることにより、「技術と経営に優れた企業」を目指す意欲のある企業の成長が妨げられる面がある。また、元請との強い従属関係を有する下請や経済的優位性から片務的関係が一部で残存している等のため、責任分担が不明確で契約の合理化、価格の適正化、さらには、市場条件整備を行う上で、支障となるなど、個々の企業の自助努力だけでは、解決し得ない問題が現在の元請・下請構造の中に存在している。

これらを踏まえ、効率的生産システムを形成する上で、もっとも効果的な方策の在り方を考えると、当面講すべき構造改善方策としては、元請・下請構造を切り口として、建設生産システムの検討を行い、これを軸として、発注者、設計者を含めた建設生産システム全体の適正化に向け、諸方策を講ずるべきである。

なお、建設業の構造改善は、広範にわたる課題であり、今後、必要に応じ、さらに、検討を深め、具体的方策を講ずるべきである。

(3) 構造改善の基本的方向

近年の建設業を取り巻く状況、多様化・高度化する社会のニーズを背景として、元請・下請構造は、多次元化・複合化するとともに、元請・下請間の機能分担の在り方が変化し、その明確化が求められている。

このような状況の下、規模に拘らず「技術と経営に優れた企業」を目指す意欲のあふれる企業が機能分担の在り方の変化に的確に対応するとともに、合理的な分業関係が形成されるよう元請・下請構造の構造改善を行っていく必要があり、このため、元請・下請各々の企業基盤の強化を行うとともに、不必要的下請の重層化を防止し、適正な契約関係を築くことにより、責任分担範囲を明確化し、国民のニーズに応えて、より高品質、高性能な建設生産物を生産し、安定した産業基盤の確立に業界が積極的に努めるよう条件整備を行うべきである。

なお、元請・下請構造は、それぞれの業種、規模及び地域によって、異なった状況にあり、この違いを踏まえた構造改善方策が検討されるべきである。

4 元請・下請構造の在り方

建設需要のソフト化、多様化や建設技術の高度化、専門化は、建設業の分業関係の在り方、特に、元請・下請間の機能分担の在り方に変化を促すとともに、これら在り方の変化に的確に対応することにより、合理的な分業関係を形成することを強く要請している。しかも、これら在り方の変化の方向、速度等は、企業規模、業種により異なっており、建設生産に携わる個々の企業は、これら在り方の変化に対して、自らの業種特性、企業規模、さらには発注形態に応じて的確に対応することが必要である。

このため、個々の企業及び業界団体は、以下のことを基本的方向として、分業関係の在り方の変化に的確に対応し、合理的な分業関係を形成するよう自ら積極的に努力するとともに、行政としても、これらの取組みを支援するため、従来の施策に加え、新たな構造改善方策を講ず

る必要がある。

(1) 責任施工体制の確立

建設工事の適正かつ効率的な施工を確保するためには、建設生産を分担する個々の企業が、分担する工事分野において、課せられた役割と責任を的確に果たすこと（＝責任施工）が極めて重要である。しかも、現在生じている分業関係の在り方の変化、特に、元請・下請間の機能分担の在り方の変化に対する的確な対応が求められていることに鑑み、よりレベルアップした責任施工体制を確立することが必要となっている。

すなわち、下請は、各々の能力に応じて、部分一式等多様な業種・工程を担うことができるよう努める一方、分担する工事分野において、直接施工のみならず施工管理をも自らが行い得る体制（＝自主的施工管理体制）を確立する必要がある。また、元請は、分担する工事分野における直接施工、施工管理はもちろんのこと、業種・工程間の総合的な施工管理及び下請の適切な指導監督を行いうる体制（＝総合的管理監督体制）を一層強化する必要がある。

このような責任施工体制を各々の工事ごとに確保するとともに、一括下請、不必要的重層下請を排除するためには、元請は、優良な下請を選定しつつ、一定の下請管理能力を有する現場代理人等を配置し、下請の施工形態等を的確に把握する必要がある。更に、元請・下請を問わず、施工に携わる個々の企業は、技術者の配置を適正に行う必要があり、このためには、建設業法において主任技術者又は監理技術者を工事現場ごとに配置すること、特に一定金額以上の公共性の高い工事について、専任で配置することを義務付けている制度が遵守されることが必須の条件である。このうち、下請の施工形態等の把握の充実を図るために、施工に携わる下請企業の概要、下請工事の内容、下請に付する理由等を記載した下請台帳（仮称）の作成を義務付ける等の方策を講ずる必要がある。なお、多くの都道府県においては、各々の発注工事に關し、「下請報告書提出の義務付け等の措置を講じているところである。

また、適正な技術者の配置のうち、その専任制については、昨年6月の建設業法改正により、指定建設業が係わる公共工事における技術者の専任制確保のため所要の措置を講じたところである。今後、指定建設業以外の公共工事並びに民間工事における技術者の専任制の確保を図るため、専任の主任技術者又は監理技術者の氏名を下請台帳に記載させる等の方策を講じていくことが望ましい。

(2) 施工責任範囲の明確化

元請・下請間の機能分担の在り方の変化を背景として、元請・下請間の施工責任の範囲について、現状では、元請・下請間で合意を欠き、不明確なものとなっており、下請契約、下請価格等をめぐるトラブルの基本的な要因となっていると考えられる。もとより、下請価格は市場メカニズムの中で、形成されるものであるが、これまで、元請・下請間においては、価格決定を行う上で、基本となる基準・ルールが不十分な面があった。そこで、元請・下請間において、合理的な契約関係を築き、適正な価格が形成されるためには、これらの基準・ルール作りを行う必要があり、そのためには、まず、業種ごとの標準施工要領書、作業標準等を策定すること等により、早急に、施工責任範囲を明確にする必要がある。

これらのこととは、下請の自主的施工管理体制を確立する観点からも欠かせないことであり、

元請企業においては、個別の企業ごとに、常時発注する下請企業との間で定例的な協議の場を設け、双方が納得できる基準、ルール作りを行っていく必要がある。また、施工責任範囲の統一化、標準化を図る観点から、業界団体が中心となって、地域別及び中央に、元請・下請間の基準、ルール等を協議する場を設けるとともに、協議の場で元請・下請双方の合意があつた基準・ルール等については、業種、企業規模を十分に留意し、その普及を図る必要がある。なお、行政としても、協議の場の円滑かつ有効な運営を確保するため、適切な助言を行うとともに、協議の場で元請・下請双方の合意があつた基準・ルール等については、その普及のために必要な措置を講ずる必要がある。

(3) 元請企業による下請指導等の充実

元請企業においても、より高品質な建設生産物の最も効率的な生産を確保するため、下請企業を支援し、自主的施工管理体制を確立させることが重要な課題となっている。

このため、元請企業としては、適正な見積に基づいた受注活動、下請価格や支払条件の適正化に努める一方、自主的施工管理体制の確立に努めている優良な下請企業に対しては、部分一式等下請発注形態を工夫したり、安定発注に努める必要がある。また、下請選定に当たっての企業評価基準を確立し、公表することにより、経営改善の方向を示す一方、下請企業の業種特性及び企業規模を考慮した下請評価、指導を行うことにより、自主的施工管理体制の確立を目指す意欲と能力のある下請企業を育成する必要がある。

また、中長期的には、元請企業による下請企業の適正な評価・選定・指導を推進するため、経営状況、工事経歴等に関する企業情報を提供するシステム、業種別の標準的下請評価基準、及び下請管理能力・下請指導実績等を加味した元請企業評価基準の在り方等について検討していく必要がある。

5 企業基盤の強化・活性化

元請・下請構造の改善を図るため、元請と下請との間に合理的な分業関係を形成するためには、個々の企業がその企業基盤を強化していくことが基本前提であり、経営管理能力、施工管理能力、施工能力等の向上を通じて企業体質の強化を図ることが必要である。

このため、個々の企業の自助努力及び業界団体の積極的活動を基本としつつ、行政としてもこれらの自助努力を補完する立場から、下請企業の責任施工体制の確立、企業体質の強化を図るため、従来の施策の一層の活用を図るほか、新たな方策を積極的に講じていく必要がある。

なお、特に企業基盤の弱い中小建設業者について一企業だけで取り組むのが困難な場合には、同業あるいは異業種間において業務提携、合併等共同化を図った上で、強化・活性化を目指すのが有効であろう。

(1) 経営改善指導体制の整備

建設業者が経営方針を設定することは、自ら行う経営改善努力に具体的方針を与えるとともに、元請・下請が自らの方針に合致したパートナーを選択し、合理的な分業関係を築く上でも、重要である。

このような経営方針を実現するため、経営改善を行うに際して、特に企業基盤の脆弱な中小建設業者にあっては、自助努力のみで企業体質の改善・強化を図ることが必ずしも円滑に行わ

れない場合もあると考えられ、このような場合には、建設業経営に関する専門家から適切な助言・指導を受けつつ、経営改善のための企業努力を行うことが望ましく、そのための体制整備を図ることが急務となっている。このため、業界団体が、経営改善の積極的な取り組みを行うとともに、建設業の特殊性を熟知し、的確な経営改善指導を行い得る人材（建設業経営アドバイザー（仮称））の育成を図り、さらに、このような人材を活用して行う経営改善指導の体制作りを進める必要がある。

また、建設業は多種多様な業種・業態によって構成され、これらによって建設生産が成立していることから、経営改善指導は、一律に行われるべきものではなく、業種・業態ごとの特性を踏まえて設定された経営目標や、それを達成するため策定された経営改善指針に基づき行われることが必要である。

（2）経営管理能力の向上方策

建設業者が適切な経営改善努力により企業基盤を強化していくためには、その前提として、建設業者が、財務内容を的確に把握することができるよう、财务管理、積算・見積、原価管理能力等の経営管理能力の向上を図り、適正価格での受注を行う必要がある。このため、建設業経理事務士等の普及、活用を図るとともに、標準性等を確保しつつ、業種・業態別に経営管理業務等のOA化を促進すること、及び経営管理業務に携わる者に対する教育・研修を行うこと等に対する適切な助成を講ずることが必要である。

また、様々な情報を効率的に伝達・処理し、各種業務の合理化・高度化に寄与する情報ネットワークの構築等を通じて、情報化に的確に対応した経営管理等を行うことにより、企業基盤の強化・活性化を図ることは、今後の重要な課題であり、その具体的なあり方についての検討を推進する必要がある。

（3）施工管理能力の強化方策

元請・下請間ににおいて定められた施工責任範囲を各々が適正に管理することは、責任施工体制の根幹である。そのため、下請企業がその役割と責任にふさわしい施工管理能力を身につけるとともに、元請企業が業種・工程間の総合的管理能力を充実させる必要があり、技術検定制度の拡充、施工管理者教育の活用等を図るほか、業界団体等が施工管理能力の向上等を目的として自主的に実施している資格制度等の普及・活用を促進する必要がある。

（4）生産工程の合理化・施工能力の向上方策

今後の建設需要の高度化に的確に対応し、良質な建設生産物の効率的生産を確保していくためには、建設業における品質管理能力の向上を図るとともに生産工程の合理化を図っていくことが必要である。このため、プレハブ化、施工のオートメーション化・ロボット化や工法の標準化を推進するとともに、技術開発を促進するための助成措置や新技術・新工法の普及・活用を推進するための方策が必要であり、また、建設業者が自社の施工責任範囲内において行う生産性向上のための活動のうち、優れたものについて、奨励・促進するための方策を講ずる必要がある。下請企業が責任施工体制を確立するためには、優秀な基幹労働力を確保・育成することが不可欠であり、このためOJT等企業が実施する研修事業のうち一定の指針に適合するものについて助成措置を講ずる等企業が自助努力として行う人材の育成に対し適切な支援を行う

必要がある。

また、積極的に他の諸国と技術交流を行うことも必要であり、これは、一面では、国際社会における一員としての責務を果たす意味において重要で、それに対する助成方策を行う必要がある。

(5) 若年労働者の確保

意欲と活力にあふれる若い労働者を確保することは、主として、直接に労働者を使用する専門工事業や、中小総合工事業のみならず、産業の活性化の意味において建設業全体にとって極めて重要である。このためには、産業基盤の安定を図り、個々の企業における賃金、休日その他の労働条件等を向上させること及び専門工事業等が新規学卒者等を自ら雇用することを基本として、これらについて、元請を含めて、建設業全体の課題であるとの認識の下に、改善への取り組みを行うことが不可欠である。また、これらの対策の実施に当たっては、個々の企業努力には限界があり、元請を含めた業界団体等による積極的な指導、援助が必要である。このような施策と併せて、関係教育機関に対する建設業への入職促進に係る積極的な活動の展開も有効である。行政においては、これら建設業界の自助努力に対して、積極的な支援を行う必要がある。

6 発注者等の在り方

発注形態は、近年、建設需要の多様化に伴って発注者の総合的判断により、総合工事業者への一括発注、分離発注、コストオン方式等多様化の傾向が見られる。建設生産システムにおいては、元請・下請構造とともにその川上に位置する発注者及び、設計者の在り方も重要である。

特に我が国の建設市場の約4割を占める公共工事における発注の在り方は大きな影響を持っており、62年6月に行われた建設業法の改正の中で、経営事項審査制度の見直しが行われ、公共工事の発注者が、真に「技術と経営に優れた企業」を選定し得るよう条件整備を図ることとしているが、発注の平準化を配慮するとともに、技術開発へのインセンティブにつながる発注の在り方、更には、施工体制への関与の在り方等について効率的な建設生産システムの形成の観点から検討がなされるべきである。また、58年3月に行った「建設工事の入札制度の合理化対策について（第二次建議）」等を踏まえ、的確な予定価格の設定、指名審査の厳正化、発注機関相互の連絡調整の強化等について引き続き、徹底に努めていく必要がある。

また、設計者の役割も、建設需要の多様化、高度化に伴い、その重要性が増しており、発注者から設計者、元請、下請にわたる建設生産システムにおける各々の対話、意思疎通の必要性がますます増大している。今後とも引き続き、施工品質、施工条件等の一層の明確化を図るとともに、効率的な建設生産システムの形成の観点から、設計者をも含めて総合的な検討がなされるべきである。

7 建設業構造改善の実施体制

建設業の構造改善は、より高品質、高性能の建設生産物を生産し、期待される役割を担うよう建設業の不合理な部分の改善を行い、更に一層の産業の高度化を図ることにより、産業基盤の安定化を目指すものであり、個々の企業、業界団体が、自覚を持って、積極的に自主的努力

を行っていくことが基本である。行政としては、建設業構造の実態を総合的に調査し、これら自主的努力が、より効果的なものとなるよう条件整備を図るべく諸方策を講じていく必要がある。そのためには現行の「元請・下請関係合理化指導要綱」を改訂し、本答申の内容を盛り込み、同要綱の周知徹底、国、都道府県、業界団体等による指導体制の強化を図る必要がある。また、今後、元請・下請関係の状況等を踏まえ、適宜、指導要綱の見直しを行っていくのが望ましい。

更に、以上述べた建設業構造改善方策の方向については、建設省において、その具体的な内容と実施方法等を明らかにするとともに、構造改善の実施に向けた体制づくりを行い、実効性ある実現を期する必要がある。その実施に当たっては、建設業振興基金、建設経済研究所、建設業情報管理センター、日本建設情報総合センター等の財団法人、建設業諸団体、保証事業会社等を十分活用する必要がある。また、特に建設業構造改善における業界団体の果たす役割が大きいことに鑑み、建設業者の組織化、並びに事務局体制の強化等を含めた業界団体の在り方について検討していく必要がある。

6. 建設産業における生産システム合理化指針について

(平成3年2月5日)
建設省経構発第2号

建設省建設経済局長から 建設業者団体の長あて

建設産業における生産システムの合理化については、従来より建設業法及び関係法令の規定を踏まえ、その推進に努めてきたところであるが、今般、中央建設業審議会の第三次答申（昭和63年5月27日）を受けて、建設生産システムの合理化を一層推進するため、「建設産業における生産システム合理化指針」を別添のように定めたので、本指針の趣旨を御了知の上、貴会さん下の建設業者に対し、本指針の周知徹底を図るとともに、その遵守について適正な指導に努められるようお願いする。

なお、「元請・下請関係合理化指導要綱」（昭和53年11月30日付け建設省計建発第318号）は廃止する。

（別添）

建設産業における生産システム合理化指針

第1 趣旨

建設産業の生産活動は、総合的管理監督機能（発注者から直接建設工事を請け負って企画力、技術力等総合力を發揮してその管理監督を行う機能）と、直接施工機能（専門的技能を發揮して工事施工を担当する機能）とが、それぞれ相互に組み合わされて行う方式が基本となっている。

これらの機能を軸とした分業関係を基本とする建設生産システムの下、基幹産業としての活力に溢れた建設産業の実現を図るとともに、発注者の信頼に応えうる適正かつ効率的な建設生産を確保するためには、すべての建設業者が技術と経営に優れた企業への成長を目指しつつ、その分担する分野において、役割に応じた責任を的確に果たすことが不可欠である。

本指針は、総合的管理監督機能を担う総合工事業者と直接施工機能を担う専門工事業者が、それぞれ対等の協力者として、その負うべき役割と責任を明確にするとともに、それに対応した建設産業における生産システムの在り方を示したものである。これは、建設生産システムの合理化を進める上で行政による指導の指針であり、建設業者の取組の指針となるべきもので

ある。

第2 総合工事業者の役割と責任

総合工事業者は、総合的管理監督機能を担うとともに、建設工事の発注者に対して契約に基づき、工事完成についてのすべての責任を持つという役割を有している。

また、総合工事業者が、発注者との間で行う請負価格、工期（工事着手の時期及び工事完成の時期）の決定等は、自らの経営はもとより、専門工事業者の経営の健全化にも大きな影響をもたらすものである。

このため、次の責任を果たすべきである。

ア 経営計画の策定、財務管理及び原価管理の徹底等的確な経営管理を行いうる能力の向上に努めること。また、常に合理的な請負価格、工期による受注に努めるとともに、専門工事業者への発注に当たっては、請負価格、工期、請負代金支払等の面で、適正な契約を締結すること。

イ 業種・工程間の総合的な施工管理を的確に行うため、技術者に対する研修の充実等により、管理監督機能の向上に努めること。

また、効率的かつ高度な建設生産を確保するため、技術開発の推進、施工の合理化に努めること。

ウ 優良な専門工事業者の選定を行うため、専門工事業者の施工能力、経営管理能力等を的確に把握し、評価できる体制の確立に努めること。

エ 優秀な建設労働者を確保するため、労働時間の短縮、休日の確保、労働福祉の充実、安全の確保及び作業環境の整備等に努めること。

第3 専門工事業者の役割と責任

専門工事業者は、直接施工機能を担っており、建設生産物の品質、原価に対し実質的に大きな影響を与えるものである。

また、近年においては、建設生産システムにおける専門工事業者の担う役割が増大しており、特に、専門的技術・技能を有する建設労働者を直接に雇用する等の点において、今後の建設産業の発展に大きな役割を有している。

このため、次の責任を果たすべきである。

ア 教育訓練等の充実や、技術・技能資格等の取得の奨励等により、施工能力及び経営管理能力を向上させるとともに、常に合理的な契約条件による受注に努め、企業基盤の強化を図ること。

イ 専門工事業者の役割の高度化という要請に応え、分担する工事分野において、直接施工のみならず施工管理をも自らが行いうる体制の確立に努めるとともに、各々の能力に応じて部分一式等多様な業種・工程を担うことができるよう努めること。

ウ 優秀な建設労働者を確保するため、直用化の推進等による雇用の安定、月給制の拡大、職能給の導入、労働時間の短縮、休日の確保、労働福祉の充実、安全の確保及び作業環境

の整備等に努めること。

第4 適正な契約の締結

(1) 契約締結の在り方

建設工事の施工における企業間の下請契約の当事者は、契約の締結に当たって、次の事項を遵守するものとする。

また、建設工事の内容や工期・工程において、変更又は追加の必要が生じた場合における契約の締結についてもこれに準ずるものとする。

ア 建設工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結すること。

イ 契約の当事者は対等な立場で十分協議の上、施工責任範囲及び施工条件を明確にするとともに、適正な工期及び工程を設定すること。

ウ 請負価格は契約内容達成の対価であるとの認識の下に、施工責任範囲、工事の難易度、施工条件等を反映した合理的なものとすること。

また、消費税相当分を計上すること。

エ 請負価格の決定は、見積及び協議を行う等の適正な手順によること。

オ 下請契約の締結後、正当な理由がないのに、請負価格を減じないこと。

(2) 代金支払等の適正化

下請契約における注文者（以下「注文者」という。）からその契約における受注者（以下「受注者」という。）に対する請負代金の支払時期及び方法等については、建設業法に規定する下請契約に関する事項のほか、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

なお、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者等についてもこれに準じた配慮をするものとする。

ア 請負代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。

イ 請負代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。

ウ 手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間とすること。

エ 前払金の支払を受けたときは、受注者に対して資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう、適切な配慮をすること。特に、公共工事においては、発注者（下請契約における注文者を除く。以下同じ。）からの前金払は現金でなされるので、企業の規模にかかわらず前金払制度の趣旨を踏まえ、受注者に対して相応する額を、速やかに現金で前金払するよう十分配慮すること。

オ 建設工事に必要な資材をその建設工事の注文者自身から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その建設工事の請負代金の支払期日前に、資材の代金を支払わせないこと。

第5 適正な施工体制の確立

(1) 施工体制の把握

建設業法に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制台帳を整備すること等により、的確に建設工事の施工体制を把握するものとする。

(2) 一括下請の禁止等

ア 一括下請は、中間において不合理な利潤がとられ、これがひいては建設工事の質の低下、受注者の労働条件の悪化を招くおそれがあること、実際の建設工事施工上の責任の所在を不明確にすること、発注者の信頼に反するものであること等種々の弊害を有するので、建設業法において原則として禁止されているところであるが、発注者の承諾が得られる場合においても、極力避けること。

イ 不必要な重層下請は、同様に種々の弊害を有するので行わないこと。

(3) 技術者の適正な配置

ア 工程管理、品質管理、安全管理等に漏れが生ずることのないよう、適切な資格、技術力等を有する技術者等の適正な配置を図ること。特に、指定建設業監理技術者資格者証に係る建設業法の規定を遵守すること。

イ 建設業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者及び監理技術者については、常時継続的に当該工事現場において専らその職務に従事する者で、その建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とすること。

(4) 適正な評価に基づく受注者の選定

注文者は、受注者の選定に当たっては、その建設工事の施工に関し建設業法の規定を満たす者であることはもとより、

ア 施工能力

イ 経営管理能力

ウ 雇用管理及び労働安全衛生管理の状況

エ 労働福祉の状況

オ 関係企業との取引の状況

等を的確に評価し、優良な者を選定するものとする。

この場合においては、少なくとも別表1に掲げる事項のすべてが満たされるよう留意するものとする。

第6 建設労働者の雇用条件等の改善

建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、安定的な雇用関係の確立や建設労働者の収入の安定等を図りつつ、少なくとも別表2に定める事項について措置するものとする。

また、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設労働者の雇用の改善等に関する

る法律及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講じるとともに、その建設工事におけるすべての受注者が別表2に定める事項について措置するよう指導、助言その他の援助を行うものとする。

この場合、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者以外の注文者は上記の指導、助言その他の援助が的確に行われるよう協力するものとする。

第7 遵守のための体制づくり

- (1) 建設業者は、その役職員に対する本指針の周知徹底に努めなければならない。特に、総合工事業者にあっては建設生産システムの合理化を積極的に推進する体制の整備・拡充に努めるとともに、その請け負った建設工事におけるすべての建設業者に対して本指針の第4及び第5の遵守についての指導に努めるものとする。
- (2) 建設業者団体においては、会員企業に対する本指針の周知徹底に努めるとともに、本指針の遵守について団体としての取組の体制を確立するものとする。
- (3) 本指針に基づき、真に合理的な建設生産システムを確立するためには、総合工事業者と専門工事業者のそれぞれが果たすべき役割と責任についての理解を共有することが不可欠である。このため、建設業者団体が主体となり、総合工事業者、専門工事業者のそれぞれが対等な立場に立って協議を行う場を設け、適正な契約関係の形成のためのルール、建設労働者の雇用・労働条件等の改善及び技術・技能の向上に係る役割分担に関するルール等を確立するものとする。.

別表1

- (1) 過去における工事成績が優良であること。
- (2) その建設工事を施工するに足りる技術力を有すること。
- (3) その建設工事を施工するに足りる労働力を確保できると認められること。
- (4) その建設工事を施工するに足りる機械器具を確保できると認められること。
- (5) その建設工事を施工するに足りる法定資格者を確保できると認められること。
- (6) 財務内容が良好で、経営が不安定であると認められないこと。
- (7) 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
- (8) 一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用している者にあっては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (9) 建設労働者の募集は適法に行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。
- (10) 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
- (11) 賃金不払を起こすおそれがないと認められること。
- (12) 現に事業の附属寄宿舎に建設労働者が居住している場合においては、寄宿舎規則を作成

し、労働基準監督署に届け出ていること。

- (13) 取引先企業に対する代金不払を起こすおそれがないと認められること。

別表2

＜雇用・労働条件の改善＞

- (1) 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
- (2) 適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用する者にあっては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。
- (3) 賃金は毎月1回以上一定日に通貨でその全額を直接、建設労働者に支払うこと。
- (4) 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。
- (5) 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や休日の確保には十分配慮すること。

＜安全・衛生の確保＞

- (6) 労働安全衛生法に従う等建設工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についていた者等に対する安全衛生教育を実施すること。
- (7) 災害が発生した場合は、当該下請契約における注文者及び発注者から直接建設工事を請け負った建設業者に報告すること。

＜福祉の充実＞

- (8) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を適正に納付すること。なお、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。
- (9) 任意の労災補償制度に加入する等労働者災害補償に遗漏のないよう努めること。
- (10) 建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立するとともに、厚生年金基金の加入にも努めること。なお、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対しても、国民年金基金に加入するよう指導に努めること。
- (11) 自らが使用するすべての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めること。特に、常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。

＜福利厚生施設の整備＞

- (12) 建設労働者のための宿舎を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合、労働基準法における寄宿舎に関する規定を遵守すること。
- (13) 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設（食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等）の整備に努めること。特に、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、これに努めること。

<技術及び技能の向上>

(14) 建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修・教育訓練に努めること。

<適正な雇用管理>

(15) 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。

(16) 建設労働者の募集は適法に行うこと。

(17) 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。

<その他>

(18) 前各号に定める事項のほか、建設業法施行令第7条の3各号に規定する法令を遵守すること。

7. 建設生産システム合理化 推進協議会申合せ概要

【平成 3 年度申合せ】「建設業における 4 週 6 休制の推進について」

構造的な労働力不足時代の到来を見据え、将来の完全週休 2 日制の実現に向け現場を含めた建設産業全体で、全日曜日及びあらかじめ定められた土曜日には、必ず休める形での 4 週 6 休制を労基法の週44時間労働制実施に 1 年先行して、平成 4 年 4 月から実施することとした。そしてその障害となる制約要因を克服するために、総合及び専門工事業者のそれぞれが果たすべき役割など必要な事項を自主的な基準として申合せを行った。

(内容)

① 週休日

全日曜日、並びに各月の第 2 及び第 4 土曜日

② 工事現場の閉鎖

工事現場を閉鎖することにより、全ての工事を休止

③ 総合工事業者において講ずべき条件整備

工事の機械化・工場生産化等の推進を図ることによって工程の合理化・効率化による生産性の向上 他

④ 専門工事業者において講ずべき条件整備

使用労働者の従前水準の収入確保及び業務実態を勘案した賃金形態の改善等

⑤ 実施体制

イ) 速やかな実施に向けて建設産業団体においても申合せを行う

建設生産システム合理化推進協議会や地方システム協（15ヶ所）で申合せ済み

ロ) 「建設産業における労働時間短縮に関する調査」を定期的に行いその結果を協議会へ報告する。

〈週所定労働時間（全体）の推移〉

| 年 度 | 店 社 | 現 場 |
|---------|---------|---------|
| 平成 3 年度 | 43時間34分 | 44時間21分 |
| 平成 4 年度 | 43時間36分 | 44時間16分 |

| | | |
|---------|----------|----------|
| 平成 5 年度 | 43時間29分 | 44時間 5 分 |
| 平成 6 年度 | 43時間 4 分 | 43時間25分 |

〔資料〕
建設業振興基金

【平成 4 年度申合せ】「契約締結に至るまでの適正な手順に関する指針」

総合及び専門工事業間の契約締結の実態は、多種多様となっており本来書面によるべき重要な情報伝達が、口頭で行われている場合が多いこと、工事の着手が契約より先行している場合があること等、総合・専門工事業者間それぞれの立場で、多くの問題点を抱えている。

このような実態を踏まえ、工事着手前に適正な契約が締結されることを前提に、契約締結に至るまでの適正な手順及び総合工事業者、専門工事業者が契約締結に至るまでの各段階において実施すべき事項を指針として申合せを行った。

(内容)

① 契約締結に至るまでの手順等について

1 契約締結に至るまでの手順

見積業者選定—見積依頼—現場説明・図渡し—質疑応答—見積提出—金額折衝—契約

2 契約締結に至るまでの手順の実施方法

手順の実施には書面を用い、必要に応じて口頭による補足説明を行う。

3 見積依頼時の提示事項

総合工事業者は、見積依頼において工事名称・施工場所・工期・工事概要・現場説明・図渡しの日時、場所等を書面で提示

② 契約締結に至るまでの各段階で実施すべき内容について

1 現場説明

現地において、見積条件・見積費目等を双方にて確認

2 図渡し

見積作業に必要な正確な図面・仕様・数量調書等の提示

3 質疑応答

担当者の明示、記録の保存等

4 見積提出

依頼内容、現場説明時の提示条件等の確認

③ その他

1 費用負担の明確化

仮設、残材処理費等の負担を書面で明確化

2 協議の機会

契約締結に至るまでの各段階において協議の機会確保

3 適正な請負契約の締結のための準備

建設工事標準下請契約約款の遵守

【平成5年度申合せ】「総合工事業者・専門工事業者間における条件変更時の適正な手順等について」

総合・専門工事業者間における下請契約締結までに提示された各種見積条件等と現地の条件とが異なっている場合の対応については、設計変更に関する諸規定において、その対応方法が詳細かつ明確に示されているにもかかわらず、対応全般にわたり、書面を用いずに口頭のみで行っていることが多い。また、変更工事による工事請負代金額の変更の取り決め及びその精算についてもスムーズに実施されていない。

これらの実態を踏まえ、「建設工事標準下請契約約款」の「条件変更等」に関する条項に着目して、条件変更時の適正な対応手順等を示し、約款の規定内容の正確な理解を得るとともに、適正な対応手順の遵守を図るための申合せを行った。

(内容)

1 下記内容を主旨とした対応手順及び書面の参考例の作成

① 書面主義の徹底

変更指示、工事内容、工期、請負代金等の書面化

② 契約当事者としての対等性の確保を前提とした協議の場の確保

双方が建設生産活動の協力者

③ 正確性、迅速性に基づく積算能力の向上

専門工事業者から変更見積書のすみやかな提出等

④ 専門工事業者の原価管理能力の向上

⑤ 書類の整備の推進

出来高調書、作業日報、納品書等の保管

2 対応に当たり、用いられる書面の参考例作成

① 条件変更の確認通知書

② 条件変更の確認書及び変更指示書

③ 条件変更による変更指示書

【平成5年度申合せ】「建設技能労働者の教育・訓練の充実について」

建設技能労働者の教育・訓練については、「入職者そのものが少ない」「脆弱な企業基盤にはその費用負担が大きすぎる」など、構造的な問題に加え、その重要性に関する業界全体のコンセンサスの欠如も指摘されるなど、建設業界の取組みは、未だ十分なものといえない状況にある。しかしながら、教育・訓練体制を整備し、その推進を図ることは「人を大切にする魅力ある産業」をつくるうえでも大きな柱となるものである。

ところで、教育・訓練の実施には、様々な方法、場所が存在し、それらが総合的に作用して初めて大きな効果が生まれるものであることから、教育・訓練の場を主体とした技能教育訓練体系を示すとともに、その中で特に「現場作業」と「教育・訓練施設」における教育訓練を車の両輪として明確に位置付け、それぞれの「場」における教育・訓練の充実を図ることを目的として、建設技能労働者の教育・訓練の充実策を申し合せた。

(内容)

- ① 「現場作業所」における教育・訓練の充実について
 - ・現場作業所における教育・訓練体系の整備・普及
新規入場者教育、安全会議、ツールボックスミーティング等の実施
 - ・総合工事業者・専門工事業者の役割分担等
総合：教育・訓練の「場」の提出
専門：自社の教育・訓練体系の整備等
- ② 「教育・訓練施設」における教育・訓練の充実について
 - ・団体又は企業共同による認定職業訓練校の拡充
入校者の確保、運営費用の軽減等を図るための共同による運営
 - ・既存の公共認定職業訓練校の活用等
既存の教育・訓練施設に関する情報の収集・整理活用
- ③ 教育・訓練充実策の推進体制等
 - ・教育・訓練に関する情報収集・整備
先進的な取組み事例の紹介等
 - ・行政、団体、企業間の連絡調整等
建設産業人材確保・育成推進協議会等の活用

建設産業を横断的に支援する団体

| 団 体 名 | 住 所 ・ 電 話 番 号 |
|----------------------------|--|
| (財)建設業技術者センター | 〒104 東京都中央区新川1-17-25 東茅場町有楽ビル TEL 03-3297-1691 FAX 03-3297-1694 |
| (財)建設業情報管理センター | 〒104 東京都中央区新川1-4-1 住友不動産六甲ビル4F TEL 03-3552-0631 FAX 03-3552-0636 |
| (財)建設業振興基金 | 〒105 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目森ビル2号館3F TEL 03-5473-4572 FAX 03-5473-1593 |
| 建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合 | 〒105 東京都港区芝公園1-7-6 中退金ビル7F TEL 03-5400-4330 FAX 03-3459-8369 |
| (財)建設業適正取引推進機構 | 〒107 東京都港区赤坂3-21-20 赤坂ロングビーチビル3F TEL 03-5570-0521 FAX 03-5570-0291 |
| (財)建設業福祉共済団 | 〒105 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル TEL 03-3591-8451 FAX 03-3591-2696 |
| 建設業労働災害防止協会 | 〒108 東京都港区芝5-35-1 産業安全会館7F TEL 03-3453-8201 FAX 03-3456-2458 |
| (財)建設経済研究所 | 〒105 東京都港区虎ノ門4-3-9 住友新虎ノ門ビル7F TEL 03-3433-5011 FAX 03-3433-5239 |
| (財)建設産業教育センター | 〒170 東京都豊島区南大塚3-46-3 大塚セントコアビル8F TEL 03-5950-5011 FAX 03-5950-5005 |
| 建設産業テレビジョン(株) | 〒170 東京都豊島区東池袋1-21-16 日建学院ビル6F TEL 03-3980-6031 FAX 03-3980-6032 |
| (財)日本建設情報総合センター (JACIC) | 〒105 東京都港区赤坂7-10-20 アカサカセブンスアベニュービル6F TEL 03-3505-2981 FAX 03-3505-2966 |

建設業担当部局

| 建設省 | | | |
|-------------------|------------------------|------------------|--|
| 建設経済局建設業課 | 〒100 東京都千代田区霞が関2-1-3 | TEL 03(5251)1840 | |
| 建設経済局建設振興課 | 〒100 東京都千代田区霞が関2-1-3 | TEL 03(5251)1843 | |
| 建設経済局労働資材対策室 | 〒100 東京都千代田区霞が関2-1-3 | TEL 03(5251)1844 | |
| 都道府県 | | | |
| 北海道 土木部管理課 | 060 札幌市中央区北三条西6 | 011(231)4111 | |
| 青森県 " 監理課 | 030 青森市長島1の1の1 | 0177(22)1111 | |
| 岩手県 " 建設振興課 | 020 盛岡市内丸10の1 | 0196(51)3111 | |
| 宮城県 " 土木総務課 | 980-70 仙台市青葉区本町3の8の1 | 022(211)3116 | |
| 秋田県 " 監理課 | 010 秋田市山王4の1の1 | 0188(60)2425 | |
| 山形県 " 管理課 | 990 山形市松波2の8の1 | 0236(30)2572 | |
| 福島県 " 監理課 | 960 福島市杉妻町2の16 | 0245(21)1111 | |
| 茨城県 " " | 310 水戸市三の丸1の5の38 | 029(221)8111 | |
| 栃木県 " " | 320 宇都宮市塙田1の1の20 | 0286(23)2390 | |
| 群馬県 " " | 371 前橋市大手町1の1の1 | 0272(23)1111 | |
| 埼玉県 " 建設管理課 | 336 浦和市高砂3の15の1 | 048(824)2111 | |
| 千葉県 " 管理課 | 280 千葉市中央区市場町1の1 | 043(223)3113 | |
| 東京都 都市計画局建築指導部建政課 | 163 新宿区西新宿2の8の1 | 03(5388)3353 | |
| 神奈川県 土木部検査指導課 | 231 横浜市中区日本大通1 | 045(201)1111 | |
| 新潟県 " 監理課建設業室 | 950-70 新潟市新光町4番地1 | 025(285)5511 | |
| 山梨県 " 管理課 | 400 甲府市丸の内1の6の1 | 0552(37)1111 | |
| 長野県 " 監理課 | 380 長野市大字南長野字幅下692の2 | 026(232)0111 | |
| 富山县 " 管理課 | 930 富山市新総曲輪1の7 | 0764(31)4111 | |
| 石川県 " 監理課 | 920-80 金沢市広坂2の1の1 | 0762(61)1111 | |
| 岐阜県 " " | 500-70 岐阜市薮田南2の1の1 | 058(272)1111 | |
| 静岡県 " 管理課建設業室 | 420 静岡市追手町9の6 | 054(221)2111 | |
| 愛知県 " 管理課 | 460 名古屋市中区三の丸3の1の2 | 052(961)2111 | |
| 三重県 " 監理課建設業室 | 514-70 津市広明町13 | 0592(24)2659 | |
| 福井県 " 監理課 | 910-80 福井市大手3の17の1 | 0776(21)1111 | |
| 滋賀県 " " | 520 大津市京町4の1の1 | 0775(24)1121 | |
| 京都府 土木建築部指導検査課 | 602 京都市上京区下立売通新町西入藪の内町 | 075(451)8111 | |
| 大阪府 建築部建築振興課 | 540 大阪市中央区大手前2の1の22 | 06(941)0351 | |
| 兵庫県 土木部総務課建設振興室 | 650 神戸市中央区下山手通5の10の1 | 078(341)7711 | |
| 奈良県 " 監理課 | 630 奈良市登大路町 | 0742(22)1101 | |
| 和歌山県 " " | 640 和歌山市小松原通り1の1 | 0734(32)4111 | |
| 鳥取県 " 管理課 | 680 鳥取市東町1の220 | 0857(26)7347 | |
| 島根県 " " | 690 松江市殿町1 | 0852(22)5185 | |
| 岡山県 " 監理課 | 700 岡山市内山下2の4の6 | 086(224)2111 | |
| 広島県 土木建築部監理課 | 730 広島市中区基町10の52 | 082(228)2111 | |
| 山口県 " " | 753 山口市滝町1の1 | 0839(22)3111 | |
| 徳島県 土木部監理課 | 770 徳島市万代町1の1 | 0886(21)2500 | |
| 香川県 " 土木監理課 | 760 高松市番町4の1の10 | 0878(31)1111 | |
| 愛媛県 " 総務管理課 | 790 松山市一番町4の4の2 | 0899(41)2111 | |
| 高知県 " 監理課 | 780 高知市丸の内1の2の20 | 0888(23)1111 | |
| 福岡県 建築都市部建築指導課 | 812-77 福岡市博多区東公園7の7 | 092(651)1111 | |
| 佐賀県 土木部監理課 | 840 佐賀市城内1の1の59 | 0952(24)2111 | |
| 長崎県 " " | 850 長崎市江戸町2の13 | 0958(24)1111 | |
| 熊本県 " " | 862 熊本市水前寺6の18の1 | 096(383)1111 | |
| 大分県 土木建築部監理課 | 870 大分市大手町3の1の1 | 0975(36)1111 | |
| 宮崎県 土木部管理課 | 880 宮崎市橘通東2の10の1 | 0985(24)1111 | |
| 鹿児島県 " 監理用地課 | 892 鹿児島市山下町14の50 | 0992(26)8111 | |
| 沖縄県 土木建築部土木総務課 | 900 那覇市泉崎1の2の2 | 098(866)2384 | |

建設産業の構造改善戦略プログラム

1996年1月30日 第1版第1刷発行
1996年3月1日 第1版第2刷発行

監修 建設省建設経済局・建設業課
建設振興課・労働資材対策室
発行 財団法人 建設業振興基金

発売 株式会社大成出版社

東京都世田谷区羽根木1-7-11
〒156 電話 03(3321)4131(代)

©1996 建設産業政策研究会 印刷 信教印刷
落丁・乱丁はおとりかえいたします。
ISBN4-8028-8063-4

建設産業の 構造改善戦略 プログラム



ISBN4-8028-8063-4 C2032 P1000E 定価1,000円(本体971円)